府縣＼年次	十九年 戶數	十九年 人口	二十年 戶數	二十年 人口	二十一年 戶數	二十一年 人口	二十二年 戶數	二十二年 人口
茨城	六	一一	七	八	八	一八	九	一〇
栃木	五	一〇	一一	二八	四	六	六	九
奈良	〇	〇	〇	〇	一	一	六〇〇	二、四四六
三重	五	一一	七	二〇	六	一一	六	一三
愛知	二四	五五	一八	六六	六〇	二四六	三一	八二
靜岡	一三	四六	七	二一	五	一六	一一	三八
山梨	一	二	〇	〇	二	二	一	四
滋賀	一〇	四二	一七	三二	二四	八八	三四	一一二
岐阜	一〇	二九	六	一四	四	二一	一六	四〇
長野	六	一四	一〇	二三	九	一九	九	一九
福島	一六	五九	二九	一一五	二一	六八	二四	六七
宮城	三六	一〇三	四一	一五三	三四	九〇	四七	一四九
岩手	一一九	三八四	一四六	四六〇	一七八	四八四	一六一	五二
青森	三六〇	一、五二二	四六一	一、六八六	五〇九	一、八七九	四七三	一、七五八
山形	一七八	八〇五	一一九	三八一	一〇三	三四九	一一四	三一二
秋田	二二五	八〇五	二一七	七七〇	二九三	九一一	二九二	九八〇
福井	二六八	一、一三九	一八二	六三四	一八〇	六七九	二二二	七五八
石川	一六九	六五二	二四九	七七三	二五二	七八七	四六〇	一、五六〇

府縣＼年次	十九年 戶數	十九年 人口	二十年 戶數	二十年 人口	二十一年 戶數	二十一年 人口	二十二年 戶數	二十二年 人口
富山	三五	一三七	五〇	一三四	五一	一四一	八〇	二一四
鳥取	一一〇	五四六	二六	六九	一〇二	四一八	三三	一四七
島根	二	四	四	九	四	一三	四	四
岡山	二	九	五	六	一〇	三九	七	八
廣島	七五	三六〇	二一	八一	三〇	一六六	一四	五二
山口	一三〇	六二〇	六二	二六九	一四	四六	七八	二五四
和歌山	六	一八	六	一一	七	一三	五七	一七七
德島	三八	一七七	二八	一〇四	三二	一一六	六七	二四二
香川	〇	〇	〇	〇	一	六	八	一二
高知	〇	〇	三	六	一	一	四	七
愛媛	六	二六	三六	一〇六	三〇	九七	四	七
福岡	一二	四六	五	一四	六四	二七五	一三一	六五五
大分	二	九	五	一七	二六	一二八	二	六
佐賀	五	一五	八	二五	二九	一二三	三三	一七一
熊本	一	二	〇	〇	三	一五	一四五	六四五
宮崎	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鹿兒島	一八	六〇	一八	八四	一九	九一	二三	九二
合計	二、四三三	九、六〇九	二、三六一	七、七八七	二、五六七	八、五八六	三、七三〇	一三、一一八

○最近轉籍來住民國別比較圖

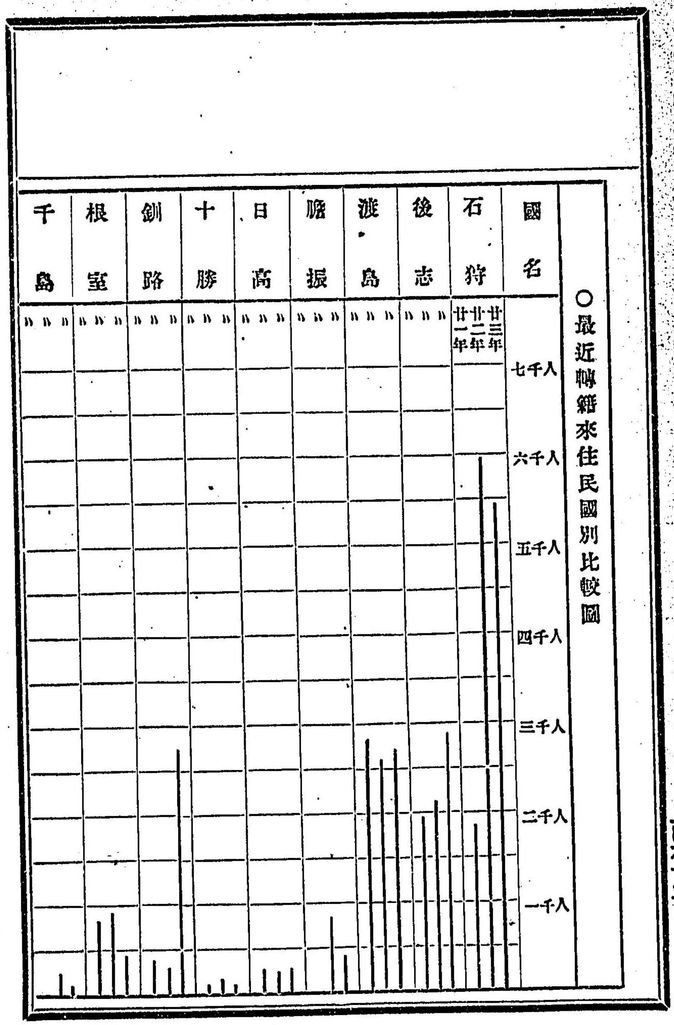

北見	天鹽
〃	〃

○團体移住民の近狀如何

渡島國上磯郡木古內村

函館を距る十里餘、戸數百五戸、移住士族規則により明治十八年庄內藩士の移住せるものにして、當初二ヶ年間の食料、其他小屋掛農具等一切官貸を仰で開墾に從事し、移着以來氣候不順又は水害を被むり充分の秋收を獲ざることありしも、逐年農業の進歩を呈し、現今に至ては冬間啻に薪材を伐採するのみならず、下駄杓子を製出し、其生計を補ふ、殊に官貸金は昨廿三年三月棄捐に付せられ、又當初より勤勉節儉を以て貯積せる金員尠からず、且つ昨年三月備荒貯蓄基本金として一千五拾圓、牧畜資本として殆ど四千圓の金員下付せられたるを以て、一村の基礎漸く鞏固と爲れり

後志國余市郡仁木村

余市川の右畔に在り、東南に山を負ひ、西北余市川に臨み、余市市街を距る殆ど一里なり、明治十二年德島縣士族仁木武吉氏藍作を目的とし、同志百十七戸と共に移住したるを始めとし、爾來年々渡航保護を受け、或は家作料給與を得て移着したるもの相加はり、現今戸數殆ど二百、其德島縣の移民に係るものは、當初大樹密生開墾の困難なるより、當開拓使に於て十八ケ月間の食米を貸與(其高一万三千圓)し以て其事業に奬勵せしめたり、移民は本と藍作の目的を以て移住せりと雖も、資本の乏きより奬て其耕作に從事する能はず、故に大小豆其他雜穀を作り、現今に至ては其輸出額尠からず、加ふるに農民なるを以て粗食に甘じ常に米食を爲さゝるの風あり、且つ勤勉の性質に富むが故に、逐年生計に餘裕あるに至れり

仝國仝郡大江村

仁木村の南に在り、四面山を繞らし、余市川其中央を通じ、小樽岩内間の國道に沿ふ、明治十三年華族毛利元德氏が此地九十万坪を請ふて拓地の經營を始めたるものにして、其方法は山口縣士族の最も貧困なるものを募

集して、渡航費農業費食費(三年間)其他一切の費用を給與し、之を小作人となし開墾せしめ、其第四年目より一定の小作料を納めしむるにあり、乃ち本村民は毛利氏の永代小作人たるものとす、村民は元來士族にして勞働に堪へず加ふるに大樹密生開墾極めて容易ならざりしも、監督者の誘掖其宜きを得たると、村民能く勤業せしとを以て事業日に進歩し、漸く治產の緒に就けり、目下重に耕作するものは、麻大小麥大小豆及馬鈴薯其他自家用の雜穀にして、麻大小麥大小豆の如きは年々之を輸出す、一村公益の事業即ち學校病院橋梁道路費の如きは、毛利家に於て年々之を支出し、村民も生計上貲素を旨とするを以て一村の休戚大に備れり

石狩國石狩郡當別村

札幌を距る七里、札幌樺戸間の通路に在り、舊仙臺藩士の一門なる伊達邦直氏が其舊臣を移住せしめたる所にして、現今戸數凡そ二百、主として大麻大小豆を作る、當初日本農具を以て耕作せりと雖も、漸次西洋農具の用法を知り、耕地の規模を大にし、「プラオ」を用ゐ馬耕を主とするに至れり、生

計は多少餘裕あるが如く、住家の如き已に新築或は增築せるものあり、衣食に至りては、不足を感ぜず、且つ麻を以て主作物となし、其作業の盛なる幾んど其比を見ず、去る廿二年道廳より、技手を在勤せしめ、大に亞麻及麻の耕作を奬勵し、殊に製繊所を設け製繊器を備へ、以て洋風の製繊業を勸誘したり

仝國空知郡岩見澤村

移住士族規則に依り、明治十七年及十八年兩度に廣島、山口、鳥取等の諸縣より士族の移住したる所あり、其戸數二百七十七、當初は氣候に慣れざるより、往々不時の災害を受けて、不作を來したると勞からず、然るに漸次作業に習熟し、現今幾んど自立の目的を達せり、殊に客年三月官貸金は一切奬勵に付せられ且つ備荒貯蓄基本金の下賜を受けたるを以て、益〻一村の基礎を固くせり、其主作物は大小麥蕎麥にして、近來裝麻作の業漸次盛大と成るべき望あり、

膽振國山越郡八雲村

遊樂部川の畔に在り、明治十一年蕎名古屋藩士德川慶勝氏其藩士を移住せしめん爲めに創設したる所にして、移民は毎戸四百五拾圓の貸與を受け、開墾に從事し、移住の後六年目より三十ヶ年賦を以て之を返濟する事とし、且つ販路を開くが爲め商社及運送船を備へ、又農業の發達改良を計る爲め一の農場を設け、西洋農具を使用し、牧場を設けて食牛の蕃殖を計る等至らざる所なきより、事業日に進み生計月に餘あるに至れり、村民は主に「プラオ」を用て耕鋤するを以て、壹人にして能く數町步を耕作し、其得る所の大小豆雜穀等尠からず

膽振國有珠郡西紋鼈村

室蘭港を去る九里餘、東南東紋鼈村に隣し、西北長流村に對し、南西直に火山灣に面す、仙臺の執政伊達邦成氏が其舊臣を移したる所にして、開拓の成蹟著きと他殖民地の比に非らず、主として甜菜蕃薯大小豆等を作り、其產甚だ多し、仝村幾んど西洋犁を用ひ、居宅も漸次改築大に見るべきもの在り、其他必要の建屋農具は悉く具備し、一見何人も賞贊せざる者なし

本村は彼の有名なる紋鹿製糖會社所在地にして、村民の耕作する甜菜を以て其製造原料とす、本と官設なりと雖ども現今は殆ど村民の有に歸し、社長は本村開設以來畜主と共に日夜移民を奬勵し遂に今日の盛況に至らしめたる田村顯允氏なり

日高國浦河郡赤心社開墾地

西舍村後邊戸村狹伏村の三村に在り、明治十三年七月神戸に創立したる者にして、其旨趣は志士相集り僅少の義金を投じ、無資の貧民をして、容易に入社するを得せしめ、團結以て開拓の功を奏するに在り、其法は自作小作の兩樣に分ち、地を墾し又傍ら牧畜を營む、幸に統御者其宜しきを得て、事業次第に進歩し、現今稍其目的を達するに至れり

釧路國釧路郡鳥取村

釧路港を去る凡一里阿寒川の畔にあり、木古内村及岩見澤村と同じく、明治十七年及十八兩年移住士族規則に依り、鳥取縣士族百五戸の移住したる所なり、移住以來阿寒川の溢水に遭ひ、意外の損害を受くること幾んど毎年なりしも、勵精能く其業に堪へ加ふるに昨年貸與金を藥捐に付せられ、且備荒貯蓄金牧場新設資本下付の恩典に遭ひたるを以て、益〻素志を貫徹せんとするの念深きに及べり、牧場は已に設置し、凡そ五十頭餘の牛を飼養せり

第九編　屯田

兵士と卿等の勤苦卿等の快乏卿等の困難及び卿等の剛勇は國家の常に感謝して忘れざる所なり

（ヘンリイ、ハブロック）

第一章　千島に於る海陸軍警備策

集治監を千島に移す可し

凡そ國防に於て先づ起るの問題は、地理地勢の如何に在りとす、孟軻は天之時、不如レ地之利と云ひ、孫子は天地就得を以て七計の一となせり、是れ皆先づ眼を地理地勢上に留めたるものにして、北海道の國防を論ずるに於ても亦豈之れに依らざるを得んや、抑も本道が窮北辺塞の緯度に立ちたるは、乃ち久しく内地人民に委棄せられ之れと同時に敵國外患を被らざると恰かも露國の欧洲に於けるが如くなりし所以なり、然れども大雪を衝て莫斯科に入るの傘破帯あれば、辺塞を胃して邊境を窺ふものなしとせんや況んや東洋列國の大勢こゝに大に一變せんとするの時機に於てをや、故に予は今日亦本道の位置を特んで目から安んずべきの時にあらざるを知り、先づ全道を通観して屯田兵の配置を察するに、其の歩兵第一第

二第三第四大隊は皆な石狩、膽振、釧路、根室に屯營せるものにして、たとへ其の間戸數人口の疎密あり、編制着手の順序ありと雖も、一般の警備上より考ふれば、中央の一部と東南の二邊に限りたるものにて、配置の不完全なるは固より論なく、國防的一般の方略に於ても未だ那邊に在るを知る可らざるなり、想ふに屯田本部に於ては自から一定の軍機軍略あるべしと雖も、兵事に暗き局外者は幾んぞ之れを解する能はず、

是の故に予は全道一般の形勢を觀察して先づ大いに力を千島の警備に盡さんと欲し、之れと同時に海軍常備艦隊の巡航を要し、樂治監を千島に移さんとを望み、以て千島警備の方案を畫し、併せて宗谷、留萌、網走に屯田兵を配置し、且つ舊土人を以て屯田騎兵隊を編制するの議を立てんとす、

千島の屯田警備

一千島に凡そ二大隊の警備兵を置き、其の長官を島司として佐官以上の將校之に當り軍政、行政の兩權を有し、現行の行政區外に立ちて、專ら屯田警備を司る事、

千島を一般の行政外に置きて別に特別制度を立てんとは、既に市町村制

地方議會の編に於て論述せし所なり、今ま本島に屯田兵二大隊を置かんとするに當ては、先づ擇捉島紗那に本部を置き、國後得撫及び色丹等に分屯を設け、而して才略兼備、內外の形勢に通ずる將校を精選し、對馬警備隊の島司と同一に、一面に於ては行政官となり、他の一面に於ては陸海軍警備の軍政を執らしむべし、

警備艦隊の巡航

一海軍常備艦隊の巡航は單に獵虎密獵の警衛に限らず、千島近海より全道の沿岸に於て常に巡航あらんとを盼む事

北海方面に於ける鎭守府の問題は、近頃室蘭港を以て愈〻軍港不適當の地と認め、北の位置若し青森縣下大湊小湊の內と定まりたらんには、千島近海及び本道沿岸の巡航も亦甚だ容易なるべし、且つ屯海兵を設くるの議は目下一の問題となり、予は漁業編に於て傑出學人の說を採用し學人は漁業上より專ら之れを主張したれども、予は警備上より更らに之れを實行するの必要を感ぜり、此の種の兵は全く海軍と同性質にあらずと雖も、亦互ひに相關聯せざる可らず

集治監を千島に移し屯田兵其の管理を補助すべし

宗谷留萌網走の屯田兵村

一集治監を千島に移し、一は以て罪囚逃亡の危險を避け、一は以て移住民及び良民の安堵を計り、屯田兵より其の管理を補助して四徒に開墾樹藝を勤むる事

我が政府の本道に集治監を置きしより、既に幾年所を經過し、當時の狀況は以て罪囚繫留に適したりと雖も、爾來本道事物の變遷は復た集治監を置くの地にあらず、近來交通大いに開らけ人口益〻繁きの時に當り、囚徒の逃亡及び外役は、移住民をして本道に來住するの念を沮からしめ、監獄近傍居住の良民は爲めに安寧幸福の度を減ずる事頗ぶる大なり、故に予はたとへ一朝之れを移すの難きを知るも、一日も早く千島に轉移し、其の管理は舊來の獄官の外、露國屯田兵の成例に倣ひ、屯田兵をして之れを補助せしめ以て力を開墾樹藝の外役に盡さしめんとす、要するに重罪囚徒を千島に移すの利は有形無形勝て數ふ可からざるべし

第二章 西北海岸に新兵村設置の議

一西北海岸は今後國防通商の要衝に當るべきを以て先づ宗谷留萌及び網走に屯田兵村を置き、他の中央及び東南兵村と對立して、全道の防衛を完備する事

薩哈連島の哥爾薩港に露人の兵營を設けたるは、既に總論に於て詳論せる所の如し、該地と一海峽を隔てゝ對立せる宗谷に一の戸長役所なく近時漸く警察署を設けたるが如きは、何人も之れを聞て喫驚す可し、又た留萌は西海岸の良灣と稱せられ、目下築港の計畫ありて小樽港と相竝び、西の方日本海を隔てゝ遙かに黒龍沿岸州と相對し、而して沿黒龍軍管の兵備は別表に擧げたる如くんば、他日一大要港となること知る可きなり、網走も亦是れ北海岸唯一の要港なり、將來必らず貿易港となるべき土地なれば今より警備の用意ながる可からず、

哈薩克に劣らざる精兵

一本道の土人は、現時全く種族消滅の衰運に屬し幾んど下等動物と一般の生涯を送りたれども若し之れを訓練して其の天性及び躰力を利用し、以て屯田騎兵に編制すれば、經濟上實用上共に好成蹟を收め、西比利亞哈薩克に劣らざる精兵となるべき事

舊土人アイヌの處分は、開拓使以來當路者の最も難件とせし所なり、故を以て爾來年を積み世を換ふるに從ひ、其保護奬勵法亦漸く廢弛して、官民幾んど之を顧みるものなく、彼等の爲めに最も同情同感の念を動すものは少數有志家と外國宣教使あるのみ、是れ予の最も慨嘆に堪へざる所なり、然るに近來人あり予に說くに彼等を以て騎兵を編制するの議を以てせり、而して其の說明の要領は左の如し

夫れ從順にして能く命令を遵守するは舊土人の良性なり、勇敢にして危險を侵し好んで、獸猛に從事し、嚴寒酷暑の時季に屈せずして、其短きは二三十日其長きは六七十日の間僅かの粮食を携へて、山野無人の境に露宿し毫も辛苦を感ぜざるは是れ舊土人の常行なり、身体强健にして風雨寒暑に侵されず、步行必らず銃砲を肩にし、山野林藪の中を疾走すること恰も坦道を馳するが如く、且つ能く肉体の苦痛を忍耐するは是れ舊土人の常習なり、少時より騎馬を嗜み之を御すること巧なるのみならず、遊戲にも常に裸馬に跨て山野を馳驅し、其の荒馬を制御するが

如き殆んど天性に出づるものゝ如し、以上の數項は內地人の企て及ばざる處にして舊土人之を能くするものにして、此の長技こそ實に慓悍なる騎兵隊を組織するに足るべし、人或は舊土人の性質たる極めて怯懦にして戰爭の用に適せず、彼の內地人と相爭ふや始めて勇あるが如くなるも、犬喝一聲の下に屈從するにあらずやと言ふものあれども是れ決して思ふべきにあらず、蓋し舊土人の怯懦なるは決して本來の性質にあらずして、數十年來內地人が種々の手段を以て之を抑壓せるの結果遂に第二の天性をなせると雖は舊來平民の士族に對せる慣例と一般なり、夫の激流を渡り怒濤を凌ぎ猛獸と格鬪するが如き危險を冒して死を顧みざるの擧動は、天性怯懦なるものゝ爲し得べき所にあらず、去れば先づ監督法を設けて適當の敎育を授け、其性行を利用し其長技を訓練して騎兵隊を組織し、兼ねて屯田の法に據り財產を授くるは最も必要ならん、

予は此說に對して更に自ら熟考し、且つ土人の事情に通せる二三紳士に

これを謀るに、皆な此説の穩當確實なる事を稱せり、想ふに彼の露國哈薩（カサツ）克兵の宇内に勇名を轟したるは、其の來歴一朝一夕の事にあらず、而して彼等が勇悍猛烈當る所前なきは、一族皆な言語宗教を一にして利害を均ふし、進むを知て退くを知らざる一種の氣風と、行軍の迅速なると、攻撃の巧妙なると、行軍中艱苦に堪へ欠乏を凌ぐと、休憩時間には飲樂し、苦樂相共にし、緩急相助くるにありと云へば、此の一種の性質を我が舊土人に對比するに、幾んと相似たる所多しとす、唯宗教上の關係と精神智能の作用と、規律節制上の如何に至りては、實試の上に非らずんば未だ斷言し能はずと雖も、若し之れを實行し得べくんば、經濟實用共に莫大の利益を收め、一擧兩得の長策と言はざるを得ず、當路者何ぞ之れを實驗して其の成蹟を講究せざるや

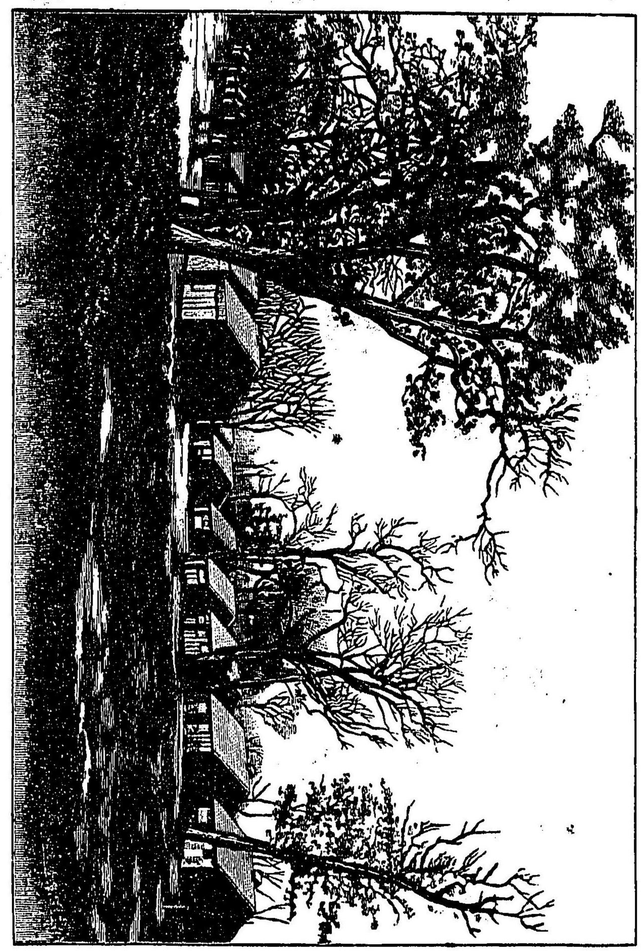

第五號琴似屯田兵村圖

村兵側琴隊中壹第隊大壹第兵田屯

○屯田兵服役戸口經費及配置一覽

屯田兵の服役は、現役三年豫備四年後備十三年にして都合二十ヶ年となす、其給與に係る者を摘記すれば、初め移住の時支度料旅費日當駄賃を給し、且つ海路及び鐵道の費用は總て官費とす、又移住の後一戸に付土地一万五千坪家宅一宇及家具夜具農具を給し、其他假料鹽菜料は其年齡に依り區別あれども、十五歳以上一日一人に付米七合五勺金一錢五厘づゝ、現役三ヶ年間之を扶助し、其後四ヶ年は豫備役に服せしむれども、他兵科の豫備とは異にして常に隊伍を編製して幹部を付し豫備と云ふも其實現役に異ることなし、故に豫備と稱せんよりも寧ろ扶助滿期後の現役と稱する方至當なるが如し、其創設は明治八年にして初年召募の戸數百九十八戸、人口九百六十五人なり、爾來逐年召募の兵員は、年度に依り多寡ありと雖も、二十三年度迄召募したる總戸數は、二千九百五戸、人口一万三千四百三十三人にて初年度より前年度までの總費額並各年區分の經費其他開墾地反別屯田兵配置の村落地名は左表の如し

年數	召募戸數	人口	經費	開墾地	收穫評價格
八年	一九八	一、二七四	一、九七〇、六七〇	四八、九反	二六〇、三九〇円
九年	二五二	一、九六五	八、一一六、五八七	四一、九、七	八、〇四一、九四〇
十年	一七	五六	六、九〇四、五二九	四二、七、九	五、五二四、三五二
十一年			一、四八八、三八九、八〇〇七	四、〇四、一	一、九五六、一四〇
十二年			九、九四二、八七七、九二七	五七、二	四、六四〇、二六〇
十三年			七、九二四、八六二、六八一	六三〇、一	二、四四三、六三〇
十四年	二〇	八一	五、〇四四、三五三、九三五	五三、一	一、九六六、一四〇
十五年			二、一一三、四五二、九三五	九九、六	三八、六二〇
十六年	二	三四	七五、一	七九、七	三、一八七、一四〇
十七年			一、一三〇、一四一、九三三	八六三、九	五〇九、九八八、六三〇
十八年			二、八四二、七九八、二一二	一、四八九、六	五、一一九、六三〇
十九年			二、八四二、三九七、九三七	二、三四四、九	六、二八五、七四九、四〇
二十年	一一	一六六	三三、〇九八、三四〇	二、七三二、七	七、一三五、七六二、四〇
二十一年	三四	一二五〇	一、一三〇、一四一、九三三	三、一五五	一、二八五、九九九、四〇
二十二年	七五	三四五	二、八四二、三九七、九三七	四、二二八	五、五六三、四六〇、四〇
二十三年	二一三	九六八	三三、〇九八、三四〇	五、三四一、九	一、一八八、一四〇

前表に依りて考ふれば、明治八年度より昨廿三年度まで費したる金額は、

都合三百十七萬五千六百八十三圓八十錢八厘、而して同年度までに召募したる戸數二千九百五戸に對し千九十三圓十七錢一厘となる、尤も二十四年度以降は一ケ年經費五十四萬三千百六十四圓三十八錢七厘を以て、毎年五百戸宛を召募するの籌策につき一戸に付き千八十六圓三十二錢八厘となる、(兵員に對し直接費をも包含す)而して初年度より二十三年度まで既墾せし總反別四千二百十八町八反歩を總戸數に分割する時は、一戸に付平均一町四反五畝七歩に相當す、又た廿三年度召募戸數二千九百五戸に割充るときは、平均一戸金八十三圓二十錢二厘に相當す、且つ又左に掲ぐる表に依れば本年度までに扶助を離れ獨立したる總戸數千九百九十五戸、生活に困難のもの四十戸なり、此内生活上に聞へざるもの大抵千五百五十五戸、

第一中隊	○琴似村	二四〇戸	一、四四九人	
第二中隊	○山鼻村	二四〇	一、二九七	
第三中隊	○新琴似村	二二〇	一、〇八七	
第四中隊	篠路村	二二〇	一、一八八	

歩兵第一大隊

第五中隊	室蘭村	二二〇	九九九	
計		一一〇〇	六、〇二〇	
歩兵第二大隊 第一中隊	○○(江別村)	二二〇	一、二四七	
歩兵第二大隊 第二中隊	○江別村	二二〇	一、一六四	
歩兵第二大隊 第三中隊	滝川村	二二〇	九二三	
歩兵第二大隊 第四中隊	仝	二二〇	九二一	
計		八八〇	四、二五五	
歩兵第三大隊 第一中隊	永山村	二〇〇	八八四	
歩兵第三大隊 第二中隊	仝	二〇〇	八七六	
計		四〇〇	一、七六〇	
歩兵第四大隊 第一中隊	○和田村	二二〇	一、〇八六	
歩兵第四大隊 第二中隊	仝	二二〇	一、三一五	
歩兵第四大隊 第三中隊	大田村	二二〇	一、二六五	
歩兵第四大隊 第四中隊	仝	二二二	九九四	
計		六八二	四、三八〇	
騎兵隊	沼貝村	四〇	一八九	
砲兵隊	仝	三〇	一三五	
工兵隊	仝	三〇	一四二	
総計		三二〇七	一六、八八一	

衆中○印は扶助を離れたる者なり

○露國西比利亞陸軍兵備概要

露西亞は邦土濶大にして、人口の粗密各地相異なるを以て、兵備上歐洲の軍團編制を採らずして軍管編制を用ひ、全國を十四軍管に分畫す、其三軍管は悉伯利にあり、沿黒龍軍管、東部悉伯利軍管、阿蘇斯克軍管是なり、此内沿黒龍軍管は最も我邦に對して關係大なるを以て左に其の近況を示す、

沿黒龍軍管は、沿海黒龍、後貝（ザバイカル）、加爾（ハバロツカ）三州を包括し、沿黒龍總督を以て軍管指令長官に任じ、其本部を沿海州、哈巴羅夫（ハバロツカ）哈に置き、軍管内の兵團を指揮し、各列軍務縣知事を統率せしむるものとす、其の兵備の配置は、左に記するが如し

沿黒龍軍管兵備總計

		將校	准士官	下士	卒	馬	計
戰時	現役	三二八	二八七	二、三九三	二八、七一九	四、四四八	三八、八二五
	豫備	三二	一四	三九三	一二、一四〇	二、四四〇	一六、〇三四
	計	三六〇	三〇一	二、七八六	四一、〇二六	六、八八八	五四、八五九
平時	現役	七七三	九二	一、九九七	五、七四八	四、四四八	一三、四四八
	豫備	三二	一四	三九三	一二、一四〇	二、四四〇	一六、〇三四
	計	八〇五	一〇六	二、三九〇	一七、八八八	六、八八八	二九、四八二

之を各隊に因て區別すれば左の如し

			將校	下士卒	文官	計	軍馬
歩兵	東部悉伯利狙撃歩兵第一及第三旅團(八大隊)	明治卅七年	六三	一、八六三	三三	一、九〇一	八四〇
	東部悉伯利職列歩兵六大隊	〃	六〇	一、一三三	三三	一、一九六	八二二
	蘇都物命斯克狙撃歩兵大隊	〃	一〇一	三五五	一四	四六〇	六九
	黒龍及烏蘇里哈薩克歩兵各中大隊	〃	二四	一、一六一	四	一、一九九	四一七
	後貝加爾哈薩克歩兵大隊	〃	一〇一	三五五	一四	四六〇	六九
	計		三九四	一四、三四六	五四	一四、七四四	一、九一一
騎兵	第一及第二烏蘇里騎兵中隊	〃	八	四一三	二	四二三	三一
	黒龍及後貝加爾哈薩克騎兵隊	〃	三五	一、三七二	一一	一、四一八	一九一
	計		四三	一、七八五	一三	一、八四一	二二二
砲兵	東部悉伯利砲兵旅團	〃	三一	一、二一一	一一	一、二四三	一九一
	移動砲兵行營半隊	〃	一一	四二二	一	四三四	六一
	後貝加爾哈薩克騎砲兵中隊	〃	六	二一四	一	二二一	一七九
	浦潮斯徳及尼古來夫斯克要塞砲兵	〃	一一	四二二	一	四三四	一一二
	計		四八	一、八四九	一四	一、九一一	三一一
工兵	東部悉伯利工兵中隊	〃	三	一、一〇二	一	一、一〇六	一四一
	地方衛戍兵	〃	一一	七二一	一	七三三	一一
	囚徒護送兵	〃	一一	三一四	一	三一六	一一
	計		一五	二、一四七	三	二、一六五	一五二
局地兵	合計	〃	四七	一八、二四四	七四	一八、三六五	二、二一一

			將校	下士卒	文官	計	軍馬
歩兵	東部悉伯利狙撃歩兵第一及第三旅團(八大隊)	明治卅七年	六三	一、八六三	三三	一、九〇一	八四〇
	東部悉伯利職列歩兵六大隊	〃	六〇	一、一三三	三三	一、一九六	八二二
	蘇都物命斯克狙撃歩兵大隊	〃	一〇一	三五五	一四	四六〇	六九
	黒龍及烏蘇里哈薩克歩兵各中大隊	〃	二四	一、一六一	四	一、一九九	四一七
	後貝加爾哈薩克歩兵大隊	〃	一〇一	三五五	一四	四六〇	六九
	計		三九四	一四、三四六	五四	一四、七四四	一、九一一
騎兵	第一及第二烏蘇里騎兵中隊	〃	八	四一三	二	四二三	三一
	黒龍及後貝加爾哈薩克騎兵隊	〃	三五	一、三七二	一一	一、四一八	一九一
	計		四三	一、七八五	一三	一、八四一	二二二
砲兵	東部悉伯利砲兵旅團	〃	三一	一、二一一	一一	一、二四三	一九一
	移動砲兵行營半隊	〃	一一	四二二	一	四三四	六一
	後貝加爾哈薩克騎砲兵中隊	〃	六	二一四	一	二二一	一七九
	浦潮斯徳及尼古來夫斯克要塞砲兵	〃	一一	四二二	一	四三四	一一二
	計		四八	一、八四九	一四	一、九一一	三一一
工兵	東部悉伯利工兵中隊	〃	三	一、一〇二	一	一、一〇六	一四一
	地方衛戍兵	〃	一一	七二一	一	七三三	一一
	囚徒護送兵	〃	一一	三一四	一	三一六	一一
	計		一五	二、一四七	三	二、一六五	一五二
局地兵	合計	〃	四七	一八、二四四	七四	一八、三六五	二、二一一

○浦塩斯徳及薩哈連兵備一覽

沿黒龍軍管の本部は哈巴羅夫喀府にあり、其下に屬する各地の軍隊及び司令部は、第一沿海州に於ては本部を哈巴羅夫喀に置き、哈巴羅夫喀、浦塩斯徳尼古里斯克外二十一所の兵を管轄し、第二薩哈連島に於ては亞歷撒土爾斯克に本部を置き、亞歷撒土爾斯克、都頗外二ヶ所の兵を管轄し、第三黒龍州に於ては本部を伯拉照夫琛斯克に置き、二ヶ所の兵を管轄し、第四後貝加爾州に於ては乞塔に本部を置き、二十三ヶ所の兵を管轄す、今ま我國に於て最も關係あり最も注意すべき浦塩斯徳及び薩哈連島樺太の兵備を詳記して世人の參考に供せん

駐在地	官衙軍隊	隊號		將校	准士官下士	卒	文官	列外卒	使役卒	軍馬
浦鹽斯德府	浦鹽斯德要塞司令部		戰時	三	一	六	四	五	二	三
	東部西比利亞戰列步兵アレクセー親王	第一大隊	平時	一七	一六	四〇	四	四二	一四	一五
	東部西比利亞戰列步兵	第五大隊	戰時	一二	一一	四〇	四	五六	二八	三五
			平時	一二	一一	四〇	四	五六	二八	三五
	西部西比利亞戰列步兵	第二大隊	戰時	一七	一六	四〇	四	五六	二八	三五
			平時	一七	一六	四〇	四	五六	二八	三五
	浦鹽斯德要塞砲兵本部		戰時	二	一	六八	二	四二	一四	一五
	同要塞砲兵	一中隊	平時	二	一	六八	二	四二	一四	一五
	東部西比利亞工兵	一中隊	戰時	二	一	三〇	一	一七	一	一
			平時	二	一	三〇	一	一七	一	一
	總計		戰時	三一	二二	一〇六八	一一	一四二	四二	四五
			平時	三一	二二	一〇六八	一一	一四二	四二	四五
陸哈連島	亞歷撒土福斯克	衛戍兵	戰時	一	一	四〇	一	一	一	一
	都爾ツイ	衛戍兵	戰時	一	一	四〇	一	一	一	一
	圖ルツ伊米斯克	衛戍兵	戰時	一	一	四〇	一	一	一	一
	哥爾薩港	衛戍兵	戰時	一	一	四〇	一	一	一	一
	計		戰時	四	四	一六〇	四	四	四	四
			平時	四	四	一六〇	四	四	四	四

○露國の三大艦隊

第十七世紀の末に當り、哈薩克の鄂和達斯克地方及堪察加半島を略取し了るや、露國政府は東洋の北部に航海を始むるの必要を生じ、一千七百十六年鄂和達斯克を以て海港となし、海運の便を計れり、次で一千八百二十二年同所の鎮府守を設く、然るに其地理の不便なるよりして一千八百四十九年之を彼得泡老夫斯克に移す、越て五年露國の土英佛三國と開戰するや、英佛の艦隊彼得泡老夫斯克を襲ひ大に之を敗る、翌年聯合艦隊再來の患あるに據り、之れが海港を廢し、軍港に尼古來夫斯克に設く、其後露國は烏蘇里地方を占領せしを以て、更に軍港を浦鹽斯德に移し、一千八百七十年鎮守府を置き西伯利小艦隊を指揮し、東洋諸港を統轄せしむ、最近の調査(一千八百八十八年)に據れば露國船艦の東洋にあるものは、悉伯利艦隊、東洋分遣艦隊、義勇艦隊、色威勒夫所有商船にして其艦船の稱號噸數等は左の如し

東洋分遣艦隊

船形	船號	噸數	製造年次

クレーセル	得密都里頓斯幾	一、八八三	五、七九〇	
仝	留音塔	一、八八五	二、九五〇	
仝	惟察西	一、八八四	二、九五〇	
仝	那也蘇得尼克	一、七八	一、三四	
仝	威斯都尼克	一、七九	一、二五	

悉伯利艦隊

クリーベル	亞不列資克	一、八六〇	一、〇六九	
コルヴエット	古爾諾泰	一、八六三	四五六	
仝	莫爾西	一、八六〇	四五六	
仝	涅爾巴	一、八三三	三七九	
砲艦	索波里	一、八八五	四五六	
仝	波布爾	一、八八五	九四九	
仝	西烏乞	一、八八七	九四九	
仝	高麗人	一、八八七	一、二〇三	
仝	滿州人	一、八八七	一、二三二	

此諸艦中得密都里頓斯幾號は甲鐵製にして旅艦なり、又る一千八百七十

年以來製造せしものは、電氣燈魚形水雷發射管等悉く備はるものとす、此他悉伯利艦隊に屬する運送船三艘あり、其トウングズ號は七百十七噸積にしてアレウト號は八百十一噸積エルマーク號は七百〇六噸積とす

義勇艦隊

船號	積荷噸數	船號	積荷噸數
魯西亞	一八六四	彼得堡	一六三五
莫斯科	二二九一	郭斯多羅麻	二〇〇〇
下諾哥羅都	一七四〇	雅魯斯拉烏里	一一三一
烏拉地俄斯德	八三〇		

此の諸艦は常に東洋に碇泊するものにあらざれども、年々東洋に來り平時は專ら浦鹽斯德及其他諸港との間に航通運漕の業を執り、戰時は全く海軍省の使用に供せしが、一千八百八十年全く海軍省の管轄となれり露商色威勒夫所有の運送船は具加爾號と稱し、其噸數は七百十七噸とす、其外風帆船及內海用小蒸汽船若干艘あり

○哈薩克兵の起源編制及び近狀

哈薩克の名稱起因を說くもの甚多し、或は哈薩克は高加索人種の下せし名稱にして高加索の地名喀薩里伊を採りしものなりと謂ひ、或は土耳格喀斯即ち鵝なる語を採りしものなりと謂ひ、或は又土耳格に出で自由人の義を含み、其名稱今尙は中亞細亞に遺存し稽爾奇思哈薩克と謂ふと、又喀爾瑪克人は未婚の士を哈薩克と謂へり、露國の哈薩克は、土耳格人種の土尼伯爾河上に來集せし殖民を以て始祖となす、然れども當今哈薩克の始祖は頓河上及び小露西亞に生ぜしものなるべし、小露西亞の哈薩克は波蘭王國と分離し希臘敎を信奉せり

東部哈薩克は窩爾瓦河上及裏海に於て海賊をなし、一千六百三十六年に於ては其勢漸く盛にして彼西土府を略取するに至れり、西比利亞を攻略せし也爾馬克の如きも、其初め剽掠をことせしは夙に世人の知る所なり、蒙古汗拔都の來侵するや、露國はこれが爲めに敗れ、遂に莫斯科露西亞及び立瓦露西亞に二分せり、當時小露西亞諸縣の人民は蒙古人に降るを屑

しとせず、又立瓦國に服從するを肯せず、故國を捨て土尼伯爾河上に逃れ、其の地理の嶮惡あるを奇貨として之に據り、不平の徒を招徠し又他國の有志中希臘敎に歸化する者を集合せり、蓋し哈薩克の希臘敎を遵奉するの厚き、たとへ之が爲め身命を犧牲に供するも、毫も顧慮する所なきなり」此の自由民は、土尼伯爾河岸の南部に於て漸次に其の人員を增加し、遂に勇武なる基督敎徒の義勇黨を生じ、自から智爾喀斯と稱し、後に哈薩克と稱し、獸獵及魚漁に從事せしが、其の目的は不意に起て回々敎徒を襲擊するにあり、殊に韃靼人は露國を擊破し、露人をして塗炭の苦を受けしめしものなれば、其怨を報せんが爲め、韃靼の部落に侵入するときは、殺傷剽掠、慘酷を極めたりと謂ふ、當時哈薩克が露國政府の抗抵し能はざる强敵、即ち回々敎民に對し屢〻戰功を奏せしは他なし、哈薩克の一族が皆な言語宗敎を同一にして利害を均ふすると、進むを知て退くを知らざる慓悍の氣風と、行軍の迅速なると、攻擊の功妙なると、行軍中艱苦に堪へ欠亡を忍ふと、休憩時間には飮樂し、苦樂相共にし、緩急相助くるにあるなり

哈薩克の起りし後、漸次にして妻帶及び無妻の二種に分離せり、妻帶者は小露西亞地方に分散し、或は之れを記錄（レゼストル）哈薩克と稱す、無妻者は皆な軍士にして戰鬪を好み、土尼伯爾河中の島上に要塞を建築し、之を契波羅細（ザパロージ）會と名づく、而して自餘の同胞と區別せんが爲め、自ら稱して契波羅細人と謂へり、哈薩克は自ら其頭長を撰擧し、特に裁判所を設け紛議を判決せり

各地の哈薩克中其存在最も永久にして、其人員最も許多なるは頓哈薩克なり、此種族は第十五世紀の末に於て露國各地、殊に莫斯科の脫走人等來集して一種の武族をなし、一千五百七十年に於て初て世に著はれたり、小露西亞の哈薩克も殆んど之と同時に起りし者なり、其後ち漸々東方に移住せしもの、其殖民地の名を採り名けしより、種々の名稱起れり、彼得大帝の亞速（アゾフ）に出軍するや、其軍隊中には五千餘人の哈薩克兵あり翌年瑞典の戰鬪には一万五千人に增加せり、歷山第一世の兵を佛關西に出すや、十六聯隊七萬人の哈薩克ありたり、一千八百二十七年尼古來第一世は皇太子

を以て哈薩克兵總頭長に任ず爾來皇太子にして成年十六歲に至れば、必ず哈薩克兵の總頭長となるの慣例となれり、是れ哈薩克が名譽として誇稱する所なり

一千八百五十六年東方戰の局を結ぶや、東部西比利亞總督の言を容れ、其翌五十七年及び八年に於て後貝加爾州の哈薩克兵二聯隊、農夫若干、歐露の要塞兵一大隊、烏剌爾騎兵若干を黑龍江及び烏蘇里沿岸に移殖し、一千八百六十七年西比利亞哈薩克の一部を以て賽密勒廷斯克（セミレチンスク）哈薩克を編成せり

哈薩克は露國の制外兵にして、組織編制服裝管理等皆な制規兵と異なるものとす、其居住地を兵區に分劃し、更らに兵村は區分す、各兵區には兵區管轄廳あり、兵區管轄廳は第一兵區會議、第二兵區頭長及兵區事務所、第三兵區裁判を以て組織し、兵區の軍政民政に關し萬般の事務を處理し其事務により當該軍政部若くは民政廳に隷屬す

哈薩克の居住地に速成士官學校あり、學術優等の下志卒にして士官出身

を志願するものを養成する所とす、其隊附の下士は資格如何を論ぜず、此學校に入り全學科を優等に卒業せしもの若くは之が爲め制定せし學術試驗に及第せしものに非ざれば、決して士官に任ずる事なし、學期は二ヶ年にして初等高等の二級に分てり

哈薩克の兵を別て準備役、現役、豫備役の三となし、毎年一月一日の調査を以て其適齢者を各役部隊に編入す、準備役は十八歳より二十歳に至る三年間とし、最初一年は諸役を免し、自餘二年間は各兵村にありて演習す、現役は二十一歳より三十二歳に至る十二年間にして、其内二十一歳より二十四歳に至る四年間を第一部とし、哈薩克常備軍を編成し、第一部諸聯隊となす、若し實役軍隊に編入せざるときは、第三部諸聯隊に編入す、二十五歳より、二十八歳に至る四年間を第二部となし、第二部諸聯隊を編成す、各自鄉里に歸り其業務に從事し、毎年夏一ヶ月演習の爲め集合するの義務を負擔す、二十九歳より三十二歳に至る四年間を以て第三部諸聯隊に編入す、此間各自其業務に從事し被服裝具は常に整備し、軍馬は飼養せざる

も妨げなし、唯演習の爲め三回招集す

三十二歳より三十七歳に至る五年間を後備役とす、演習の爲め集合するとなし戰時欠員を補充し又之を以て新に聯隊を編成するとあり、三十八歳より四十七歳に至る間を國民軍役とす、戰時特に設置する諸聯隊を編成す

一般徵兵令により兵役を免除せられし者は二十一歳より二十三歳に至るの間國民軍に編入し、有事の日は常備軍に徵集せらるゝとあるべし、二十四歳より四十一歳に至る十八年間は國民軍徵集に際して徵募せるゝとあるのみ

現今亞比利亞の哈薩克殖民地は、四縣四州に散在す、後貝加爾州、雅克德斯克州、也尼塞斯克縣、義爾古德克縣に住するものは、皆其州縣名を取り、何々哈薩克と稱す、德波利斯克縣及多木斯克縣に住するものは西比利亞哈薩克と稱し、黑龍及沿海の兩州にあるものを黑龍哈薩克と稱す、亞比利亞各地哈薩克の隊數及士卒人員は左表の如し、

		聯隊數	士官	下士卒
西比利亞哈薩克	平時	騎兵十八ソートニヤ（三聯隊）	一二九	二、六八八
	戰時	仝　五十四ソートニヤ		八、九〇一
後貝加爾哈薩克	平時	仝一聯隊（六ソートニヤ）	一〇八	三、二一一
	戰時	仝三聯隊（各六ソートニヤ）	二一〇	九、三二一
	平時	騎砲兵二中隊各大砲四門		
	戰時	仝　三中隊各大砲六門		
	平時	歩兵二大隊（各ソートニヤ）		
	戰時	仝　六大隊		
黑龍哈薩克	平時	騎兵一聯隊（二ソートニヤ）	四二	七〇五
	戰時	仝　一聯隊（六ソートニヤ）	四五	二、一〇九
	平時	歩兵二中大隊（各一ソートニヤ）		
	戰時	仝　二中大隊（各三ソートニヤ）		
也尼賽斯克哈薩克	平時	騎兵二ソートニヤ	二	二三〇
	戰時	仝　二ソートニヤ	二	二三〇
イルクトースク及クラスノヤルスク、ソートニヤ	平時			
	戰時			

哈薩克は政府よりして耕地宅地牧場山林等を交付せられ、無稅にして之を耕作し、各種の稅を免し不動產の收益を得、又漁獵を營むの特權あるに

より其軍役に出るには軍馬服裝兵器等を自辨し、唯彈藥食糧旅料馬飼料等の給與を受く、其の官職に在るものは俸給を受くるものとす

哈薩克の殖民は西比利亞哈薩克九萬七千七百〇二人、後貝加爾哈薩克十五萬一千九百八十八人、黑龍哈薩克二萬〇六百八十五人、也尼賽斯克四千七百〇二人、義爾古德斯克四千九百七十一人なり

各地兵村の農業は、未だ盛ならず、故に其收穫を以て需要に供する能はず、然れども牧畜は最も昌盛なり、馬は日用欠く可からざるのみならず軍馬の如きは其飼養上最も注意せり、牛は一部を勞役に使役し、一部を販賣す、其數の多き人口百に付七十頭を飼養す、之に亞ぐものは綿羊及山羊なり、各兵區に資本金あり、第一政府の補助金、第二不動產の收穫、第三資本金の利子を以て成立つものにして、兵區事務所費現役入費、士官及下士卒の俸給、道路橋梁費、裁判所入費、敎育費、恩給、貧困者軍服費、凶年補助費等に支出す、一千八百八十三年一月一日の報告に因れば、資本金及其の入金は左に掲ぐるが如し、

	悉伯利	後貝加爾	黒龍	合計
資本金	一、〇五三、〇〇〇	五五九、〇〇〇	五八、〇〇〇	一、六七〇、〇〇〇
入金（一千八百二十二年）	二六四、〇〇〇	七八、〇〇〇	未收入	三四二、〇〇〇

第十編　學校

教育は、唯卓識深慮の人獨り意を留めたる務なり、（ウエンドル、ヒリップ）

普通教育の制度は、貧富の別なく我が市民一般に普及すべきものにして、予が夙に自ら力を盡さんと期したる國務中よて、昔も今も全く變るふと莫し（ジエツフエルソン）

第一章　殖民地に於る普通教育の擴張

新開幼稚の北海道に於ては、普通教育の大切なる事決して他府縣の比にあらず、府縣に於ては百事の秩序已に整ふて各地方人民の風儀風俗も自ら定まり、其間には所謂地方的の制裁行はれたりと雖も、新開殖民地に於ては衣食住の刺戟眼前の急務となるのみならず、諸事の不整頓よりして自然に子弟就學の事を忽諸する風あり、然るに本道の如きは各郡村の殖民地皆衣食住の事に汲々たるかと云ふに決して然らず、其の已に多少の餘財を積みて子弟教育の大切なる事を知りたるもの多し、三百數十の小學校は全道に散布して尚ほ頻りに新校の創設と校舍の建增とを要するの場合となり、而ふして學校附屬の不動產も亦十分に具備すること、他の

普通教育の擴張に必要なる資力に富みたり

各府縣の學校維持に於けるが如きの類にあらざれば、本道に於ける普通教育の擴張は實に急務たるのみならず其の擴張に必要なる資力にも富みたりと謂ふべきなり、

學校資本の缺乏は各地方一般の通患にして、中央都會の東京すら十分の維持法立ちたる小學校の如きは蓋し少なしとす、況れば本年の聯合教育會に於て北海道より出張せる教育家は、本道小學校の現況を演述して大に他の教育家の感嘆を起したりと聞く、他の事物に於て本道は下位劣等に立ちたること多きにも拘はらず、この大切なる普通教育の資本に於て大に誇るべきものあるは、予の大に盛悦する所にして將來の屬望も亦一層大なりとす、

抑も普通教育が國民の性情氣質を感化して、其の影響一家一國の盛衰興廢に關することは短視淺識なる政治家の知る所にあらず、殊に新開殖民地に於ける小學校が眼前の衣食住に幾んど直接の關係なきが如きにも拘はらず、其實は、事物の發達と土地の繁榮とに於て、全く基礎となり源泉

精神氣力の種子を播すは小學校にあり

となるの筋合は、往々世人の知らざる所にして、好しこれを知るも等閑に附し易き所なり、試みに思へ、クインナリアン、ジセロ等の教育主義は羅馬の全社會を驅りて演說音樂及辯術の流行とに傾向せしめ、ルーソーの教育論は佛國の青年子弟を跋舞作興して終に革命的精神の發達を培養するの基となり、フランクリンの經濟主義は米國の實業家勞働者をして皆勤儉自立の美風に感化せしめたるにはあらずや、若し我北海道を視て永く土著の部落とし熊羆の巢窟とし、殖民地を以て隱昧無知なる農民の寄合所となし、移住者をして皆無氣無力なる人民ならしめんとの本旨なれば予又た何をか云はん、然れども北門の鎖鑰を警備すべき屯田兵に必要なるは忠君護國の精神勇氣なるべく、又殖民移住者にして獨立自治の氣力を勵さずんば何時までも政府の厄介物にして保護の際限もなかるべし、而ふしてこの精神氣力の種子を幼年子弟の腦裏に播して身体と共にその成長發達を資くるものは、獨り小學校あるのみ、

是故に予は熱心に本道の普通教育を盛んにせんことを欲す、已に十分の

資產ある小學校をして益〻擴張の針路を取らしめんことを欲す、且つ其の學科は高等科に農工實業上の科目を置き且つ手工科の教授に向て大に力を用ゐる所あらんことを望む、願ふに我が文部省は北海道の學事を視ること自ら冷淡ならざるを得ざるの場合あるべく、又道廳に於ても從來開拓使の教育に熱心せし針路を一變せしより教育上に於ては手の屆き兼たる所もあらん、然れども予は少しもこれ等の事情如何に拘はらず、全道の小學校長及び教員事務者に向ては特に自ら任ずる所あらんを要し諸事特別の制度多き本道に於ては、教育上にも亦一種の特色特質を現はし、社會的政治的の新勢力を造成して內地人民と競爭場裡に角逐し、且つ退きては自治の民となり參政の權利を利用するの時に於て、大に爲す所あるの準備を整ふるは、實に本道教育家の大責任なりと謂はんとす、

第二章　北海道の中學校問題

速成的實業科の必要

殖民地の幼稚社會に一種特異の新風儀を造らしめ、異成なる自由人民自由市邑、報國の忠誠と獨立自治の氣象とを養はしめ、眞成なる

の雛形を現はさんとは、予が普通教育を主張する所以の本旨にして、これが萌芽を成育し又其の基礎を培養するは獨り小學校に在りと雖も、たとへ小學校の教養は善く其の目的を達したりとせんも未だ以て足れりとせず、更に一歩を進めて其の練習と發達とを助成するものなくんば、苗にして秀でざるが如く秀でゝ實のらざるが如しと謂ふべきのみ、

予の初めて函館に着港するや、先づ知友に問ふに本道教育の現狀如何を以てせしに、各郡區町村に散在せる小學校の外、同地に商業學校あり札幌に農學校あるのみにして全道中一の中學校なく、これが代用となるべきものは農學校の豫備科あるのみと云へり、予これを聞きて少しく疑團なきを能はず、果して斯の如くんば本道普通教育の制度は甚だ不完全なるものと謂ふべく、他の府縣地方とは大ひに事情を異にせる本道にして、一の中學校なきは是れ缺典と謂はざるを得ずとの感を生じたり、

夫れ國民教育の事たる、政治上重要の問題たるに拘はらず、多年政治社會の範圍外に片附けられ、教育家は國政上直接の緣故なきが如くならしめ

たるは教育家其人の自ら招きたる所と謂はんよりは、寧ろ本邦政治家の無知無學、單純なる政理政論よりは他に國家經綸上一も定見定論なきに由れりとす、就中彼等をして始終其の價値の何邊に在るやを知らざらしめたるは中學校の問題なり、かの府縣會が中學校の教育費に對しては、目の讐敵同樣に一も二もなく廢案を主張し、現時の各府縣に通じて寥々僅に指を屈すべき程殘存するに至らしめたるのみならず、偶〻第一期帝國議會の問題に上れば、衆議院三百の議員中其の一部を除くの外には、誰れ一人としてこれを知りたるものなく、國民教育の理論も實務も價値も利害も一切茫乎として盲の如く、かの地方に師範學校と中學校とを合併せる一種の中等學校を置かんなどの途方途轍もなき笑止千萬の愚論僻説を生ずるに及びたり、

中學校何が故に斯くまで世人に嫌はれたる、我が北海道何が故に一の中學校なきか、この兩問題を解釋するの情由は各〻相異なれりと雖も、双方互ひに表裏相對照し因となり果となりて發明する所あり、かの凡そ尋常

中學校の目的は先づ青年子弟に職業的教授を受けしめ、文藝技術の早く立身處世上に活用實施し得べきものを選みてこれを教授し、併せて大學に入り專門科に入るべき階梯を踏ましむべしと云へる主義の誤らざることを表明せるものなり、蓋し府縣會が年來中學校費目を廢棄したるは經費の不足と議員の無知無學とより起りたるものならんと雖も、我が中學校の教則若くは教師授業上の注意及び成蹟が世人をして能く其の眞價の在る所を實際上より發明し能はざらしめたるの原因多きに居ると謂ふべし、尋常中學校卒業の上大學に上り專門科に入るものは姑く措て論ぜざれども是れ少數の學生のみ、他の過半に至りては中學卒業の年齢となりては何程か給料を取りて家計を助くるか、又は家業に從事して實務に當らねばならぬが世上普通の習慣なり、然るに年來學資を掛けて講習せし學科が、立身處世の手段と因緣遠くして役に立たざる時には必ず失望落膽の基となるべし、

世間一般の傾向已に斯の如し、この際北海道は矢張り是までの如く一種

異機の變則學校にて高等の普通教育を行ふべきか、曰く否、予は官立私立の別を論ぜず今後一日も早く中學校の興らんことを熱望し、而ふして其の學科と教授上とには尤も深く注意する所あり、實地必要の普通科目を速成的に教授するは勿論殖民地に須要なる工藝製作等總て職業上に手近き科目は或は、或は別科としてこれを授業するの目的を立て、卒業の上は實地有用の材となりて立身處生の途に迷はざらしめ、生存競爭の劇烈ならんとするの本道に於て民間に獨立自由なる大事業を起し以て廣く自他の利益を圖るべき偉器を造成せんことを望むなり

○小學校の沿革及び最近學事比較表

明治十九年道廳の設置より、其翌年全く教育主義の一變更あり、教育の度を低くし經費を少くしたり、當時本道の學齢兒童五万二千餘人の多きにも拘はらず、其二百九十箇の小學校中、高等科の資格を有したるもの僅に六校、尋常科に屬したるもの二十四校、其他二百六十校は最下級なる簡易科に屬せり、而して是等の區別が各町村に於ける自然の發達なれば、其の幼稚なる教育も已むを得ざるとなれども、規則面を以て抑制し、且つ經費の限界までも立つるが如きは、穏當の處置なりと言ふべからず、然るに百事日進の時に當りて教育も自然に發達上進するは論を待たず、殊に北海道數十万人民の子弟が永くこの最下級なる簡易科を以て甘んずる能はず、漸次尋常科の設置となり、高等科の設置となれり、左表に就きて見れば今や進歩の發途中に在る事を知るべく、此の勢にして進まば、數年の後ち他府縣と伍を同くするのみならず、或はこれに凌駕するに至らん、

種目	廿年度	廿三年度
人口		四一八、五九四
學齢兒童數	三二一、一一八	六八、七一七
就學兒童數	五二、三七六	三〇、〇五七
未就學兒童數	二一、九三八	三八、六六〇
學齢百中就學比例	三〇、三九三	四三・七
學校數	四一・九	三七一
學校百中尋常科高等科比例	二九〇	二〇・二
	一〇・三	

簡易科小學校數	二六〇	二九六
尋常小學校數	二四	五二
高等小學校數	六	二三
教員數	三一七	三八一
授業生數	六〇	一〇三
經費總額	七一、〇九二圓	七七、〇五二圓

以上の進歩は、寧ろ遜級の觀を免かれずと雖も、其四年間に通じて多少進歩しつゝあるは明白なり、而して北海道公立小學校の府縣小學校に向て誇るべきは、基本財産の多額なるに在りとす、

○學田學林貸地等基本財産年利比較

札幌に於ける小學校の内公立に屬するものは、創成小學校全第二分校及び札幌女子小學校なりとす、左に此の三校經費の廿三年度に係るものを擧げんに、校長教員其他給料書籍器械營繕新築雜費等總ての支出高は五千六百九十二圓二十九錢四厘にして、其收入を區別すれば

授業料　三千七百四十八圓三十四錢四厘

種別	額	該金より生ずる利子
金		八八五、七六四圓
貸金	七、三八一、三七一	
學田	一八四、七八八	
預金		五〇三、五五〇
學林	五七四、二六七	二七二、〇一三
貸地	一、〇〇九、〇〇〇	一、六六一、三二七
貸家	九、一四九、四二六	
總計		

積金利子　八百八十五圓七十六錢四厘

協議費　四百〇五圓七十八錢三厘

雜納金　千百六十八圓八十一錢九厘

合計六千二百八圓七十一錢

此中積金利子及び雜納金に屬するものは、所謂學校の資産より生ずるものとす、これを區別すれば左の如し

以上に由て見れば、本道の小學校は府縣の小學校に比して、基本財産多く

維持法の良善なるを知るべし、かの府縣小學校の學校費に對して獨りに削減を試みんとするは、此の良制度未だ立たざるに由るのみ、本道の小學校は、其の學校に付屬せる資產として、牧場を有し、漁場を有し、學田を有し、其他學林、貸地、貸家、積金等を有するを以て、協議費授業料等を要せざる所あり、然れども前表は都會の學校なるを以て斯の如きの資產有りと云ふものわらん、故に更に絕島未開なる千島國の一小學校につきてこれを擧し、併せて同國學事の景況を示さん

千島國斜那外三郡學事表

簡易小學校　二

人口　男　八二一
　　女　四七九

學齡人員　男　九〇（就學　三五　不就學　五五）
　　女　一一一（就學　二二　不就學　八九）

經費收支表

收入		支出	
前年越高	六三一円〇八二		
協議費	三五〇、〇八四		
雜納金	一四四、五五三		
			六三七円、六九六

學校資產表

種別		額	該金より生する利子
金	貸地	一、六二七円、四五〇	九一五円、六七四
	貸家	五〇、〇〇〇	一、八〇〇
	合計	一、六七七、四五〇	九一七、四七四

斯の如く千島國の學事は、幼稚の域にありと雖も、其基本財產に至ては府縣の小學校に匹づる所なし、之を以て推すも本道各地小學校の維持方法は良善の制度なるを知るべし、然れども前二例は都會絕島共に極端に走るを以て、更に東海岸なる釧路、西海岸なる天鹽國の二例を記す

釧路國の公立小學校は五校にして、内日進小學校は高等尋常及び簡易科を併置し、他は總て簡易科に屬せり、其經費は千百九十七圓八十一錢收入は千二百七十八圓八十錢六厘、其資產及びこれより生する利子は左の如し、

種別	金額	該金より生する利益
貸金預金	三、〇三三、八一三圓	二二六、三〇〇
貸地	二、一四九、一〇〇	二〇三、一二九
貸家	五三九、〇〇〇	八九、〇〇〇
貸總計	五、七二一、九一三	五一八、五二九

天鹽國の小學校は十三校にして、增毛小學校を除くの他は皆な簡易科なり、其經費は三千百三圓八十三錢六厘、收入は三千九十六圓三十五錢一厘にして、其資產は左の如し

種別	金額	該金より生する利益
貸金預金	五、三九四、七八六圓	六七一、〇六六

種別	金額	該金より生する利益
貸地	二、三一四、〇〇〇	三二七、八〇三
貸家	五〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
貸總計	七、七五八、七八六	一、〇二二、八六八

○北海道唯一の私立中學、北鳴學校

前記する如く本道の小學校は漸次發達し、且つ資本も相應に裕なるを以て今後益大に至るべきは期して待つべしと雖も、中學の教育に於ては本道の廣きも一校の存するなし、これが代用として用ゐられ來りしは、札幌農學校の豫科及び函館商業學校の二校なり、其學科程度殆んど尋常中學に類するを以て、從來本道子弟の高等小學校を終へたるもの、幾分は、此等の二校に入りしも、農學校豫科は專ら本科に入るの階梯にして、商業學校は一種の專門學校なれば、尋常中學校とは自ら其趣を異にせり、從つて少年子弟就學の途なきに苦むものあるのみならず、これが爲め內地移住民の子弟教育の道なきを憂慮するものあり、或は農學校豫科に入らんとして遠く各府縣より來るも不幸にして落第し、適當の修學場なき爲め空

しく次期の入學を待ち、遂に素願を貫く能はずして已むもの多し、是に於て札幌の有志者等私立北鳴學校を設け、大に青年子弟の教育に任せんとし、本年九月七日を以て開校の典を擧げたり、其目的は尋常中學校の學課に準じ實業に就かんと欲し、又は高等諸學校に入らんと欲する者に必要なる教育を授け、傍ら簡易の實業科を設け、農工商に關する教育を授くるにあり、學科は本科實業科及撰科の三科にして、修業年限は本科五ヶ年、實業科二ヶ年、撰科は無定限とす、教員は農學校の教授等にして開校僅に數日を經ざるに、生徒の數既に百餘名に達し、寄宿舍の如きも將さに其工を竣はらんとす、

第十一編　道路

鄭等は今後千七百四十五年代我が土地の如何に美觀を呈し、如何ゝ修飾を加へられ又如何に新技術及び新學術の開くるを見るべし、又通商の安全を期すべきかを知るべし、航海は大に諸人交通の便を開き、カリフチルニヤは人口增殖し市街開通し、彼のセー府に於て馬車に乘ずるが如く來往自在なる都府となるべき時期あるべし、（アルセンソン）

第一章　北海道と動物體の比較

札幌は心臟上川は中腹

邦國の道路に於ける恰かも身體の血管に於けるが如し、血管善く血液を身體諸部に送り以て全身を營養するは、これ道路國中に四通して能く運輸交通の便をなし以て全國を富强ならしむるに同じ、今ま本道に於ける拓地殖民の必要なるを論ぜんには、唯だ血管の身體に於ける効用如何を考ふるを以て足れりとす、夫れ血液の全身營養に必要缺く可からざるは論を俟たずと雖も、その整齊として秩序あり以て凝滯することなく又過絶することなく、全身平等能く其の調和を保ちたるはこれ血管の存在するに賴るにあらずや、

道路は邦國の血管なり、この血管にして能く通ずれば交通運輸の便從て隆盛なること期して待つべし、故に拓地殖民の事業も、道路已に開鑿せられたらんには、移住民の輻輳する猶は血液中に於ける血球の如く、又血液が毛細血管内を運動するが如く、各殖民地の發達は漸く以てその近傍を滋潤するに至り、終に邦國富強の基を開くべし、

予は今ま北海道を以て動物體に比較せんにその頭腦は函館なり、口唇は室蘭なり咽喉は小樽なり、心臟は札幌なり、中腹は上川なり、兩手は宗谷襟裳なり、足部は根室なり、斯の如く區分したる後ち靜にその發達の順序と道路開鑿の有樣等を按じ來れば實にこの比較の適當にして且つ最も解說し易きを知る、盖し頭部は腦髓の宿する所ろ其構造最も緻密にしてその血管最も複雜なり、渡島の本道中に於て人口最多交通最便なるはこれに似たり、而ふして函館はこれ腦髓中樞なり、總ての事物悉く茲處より萠生せり、室蘭は實に口唇の地、飲食總て此處より入るべきも、本道全身幾んど半死半生の有樣にして上川中原の胃腸未だ其機能を全くせざるの時

にあたりては、其の効用も亦少きが如し、然れども一旦鐵道の開通するは移住民並に百貨のこれより入り來りて本道諸原野に廣がり、それ〳〵血管を通行すべければ其のます〳〵繁昌を極むるや立て待つべし、小樽は咽喉の地頭部顏面諸部に於ける道路なれば頭部の發達と同時に其の進歩の速なる、且つ交通の渡島に次て盛なるは故あるなり、

札幌は實に心臟にして上川は是れ中腹なり、左れば石狩の平原は胸腹の位置を占め、日高、十勝、天鹽、北見は胸腹側及兩手を爲し、釧路は後腹根室は兩足千島は細尾長く曳くに譬ふべし、心臟たる札幌は道廳の在る處万機總て茲より出で、血管の分岐も亦此處より始めん、然れども開拓使以來今日に至る迄その殖民上の成績不充分ながらも血管の体裁を爲し來りたるは、重もに頭頸部の發達に止まり、未だ曾て四肢胸腹の大部に及びたることなし、是れ便ち札幌以北に於ける拓地殖民の微々として振はず、四肢贏瘦恰かも痲痺症に罹れるが如き觀ある所以なり、

第二章　開鑿工事の針路及び其の起工方案は如何

本道の交通機關を生理的に觀察し來れば、其の大勢たる概ね前章に論叙せる所の如し、而ふして今や實際に於ける生活上の現狀を察すれば本幹尙ほ貫通せずして、脈絡多くは斷絶し、脊髓骨未だ確立せずして血管全く備はらず、若し強てこれを生活體と稱ふことを得べくんば、予は直ちに斷言して北海道は交通機關の上に於て未だ完全の身體を成し得ざるものなり、半身不隨となれるものなり、全身多くは麻痺せるものなりと評すべし、然らば今まこの半死半生の一體に向て先づ其の補養劑を與へんとするに當り、手を左の數項に下さゞる可らず、

一將來の土木事業中に於て、先づ道路工事の起工順序を立て、必ずこれを實施實行する事

一道路工事の目的とする所は、距離の延長を旨として、幅員の廣濶を求めざる事

一先づ內部の本幹道路を開鑿し、これより他の支路に及ぶべき事

一東西海岸及び既成道路中目下荒廢に屬する分は之を修繕する事

一殖民地の現況と移住者の情態とを見計らひ緩急利害を察して起工すること

予は土地處分及び殖民地區劃に於て、其の事業の必ず條件的ならんことを論せり、便ち土地の貸下拂下に關する積與を一掃し得たらんも、將た殖民地區劃の井然として整頓する場合に至るも、その場所に往來すべき肝腎なる道路なくんば、移住者は到底勞費を拋て開墾に着手すること能はず、好し强てこれに着手するも、交通遮斷の有樣は恰も遷謫の客の如く、其の苦しきに至りては糊食さへも竭くるの時あるべし、故に予は先づ當路者に向て差向き道路開鑿の起工順序を立て、必ず其の實施實行を望まんとす、開く北海道廳に於ても將來施行すべき土木事業の調査は已に成案あり、年々これに着手し居れりとの事なれども、其の間常に工事の繼續せざるものありて、眞に實施實行せるにあらず、未着手の部分已に多くして既着手のものも亦半途にして荒廢に屬するあり、是れ最經費繼かざるの爲めなるやも知らざれども、今後若し繼續事業として一定の豫算を立

て、十分詳細の說明を附して要求する所あらんには、決して目的を遂せざるの理なるかべし、其他一切の土木工事、即ち排水、橋梁、築港、堤防より浚疏、堀割等は孰れも現時の急務たるに相違なし、就中排水工事の如きは殖民地に於て一時も早く着手わるべきものにして、道路と共に並び行はるべきものなるを以て、是れ亦一定の方針を立て、緩急を計りて起工すべき要件なるべし、

本道に於ける道路は其の幅員の廣からんよりは寧ろ其の距離の長からんことを要す、幅員空しく廣濶にして實際不用に屬し、人跡寥々として野草茂生するにも拘はらず、他の往來頻繁なる要路は僅に一條の小徑を通じ、車馬行人に非常の困難を被らしむるもの極めて多し、是れ其の然る所以のものは、當初本道の道敷に餘りに大仕掛に過ぎたる設計を立て、其幅員等にも過大の制限を立てたるに由る、予はこの大仕掛の設計を好まざるには非れども、目下國費の許さゞる限りには、是まで六間巾と制限したるものも今後これを狹めて三間巾とし、其目的は兩車相行違ひ得るの程

一里當の工費を以て一里半二里の道路を開くべし

中腹門閥手足皆一時に活動す

度と爲すも決して差支なし、其の代りには從來一里當の工費七八千圓乃至一萬圓と見積りたるものにて、一里半若くは二里の道路を開きたとひ粗末ながらも可及的里程の延長を求めんこと、實に今日の急務なりとす、

第三章　本幹及支線に未開道路多し

一國の首府は、自ら中央點となりて大小の道路これより四通八達し、以て都鄙遠近の聯絡を通ぜざるは莫し、今ま本道に於ける將來の首府は札幌ならんか、將た上川ならんか、是れ未だ明言し能はざる所なれども、本道の中央點は地勢上より察して到底この兩地の中に在るや疑なしとす、故に予が所謂內部の本幹道路なるものは、札幌より上川を經て根室に達するの中央線路是れなり、この線路は便ち動物體に於ける脊髓骨にしてこの本幹よく開通して而後他の支路皆十分の交通便利を得べく、卽ち中腹たり胃腑たり若くは手足たるもの皆一時に活動するに至るべし、然るに北海道廳が多年土木工事に巨額の經費を消費したるにも拘はらず、斯の如き大切なる中央線路未だ開けず、內地と沿海とに於ても未成功若くは未

着手に屬せるもの頗る多きは果して何事ぞや、今ま其の重立たる內地の線路を左に列記せん、

黒岩、八雲間
國縫、利別間
岩內、虻田間　定山溪、虻田間
千歲、夕張間　郁春別、音更間
忠別、天鹽川口間　幌內、ナイブッ間
雨龍太、メイタイ間　網走、上川間
網走、音更間　網走、嫌侶間
熊牛、鳥取間　鳥取、足寄間
西別、虹別間　標津、標茶間
根室、シヤシツ間

この外沿海道路に於ては下湧川、河汲間興志內、古平間石狩群別間等の未成功線あり、好しこの沿海線路は第二位に置かんも、內地の諸線に至りて

は皆樞要に當れる血管にして、中央線なる心臟より起れる動脈血を輸送し、始めて生活を支ふべきものとす、今後愈〻殖民移住の途を開張せんとするには、是非共先づ起工すべきものなるべし、

東西海岸の道路は既に十の七八を開通したる姿なれども、中には全く荒廢に屬して幾んど馬蹄をも下す可らざるもの多しとす、尤も海岸の交通は今後大に船舶の往來を頻繁にし航海上の利便を以て殖民移住の途を開張せざる可らず、この問題は小形汽船の改良策として別に考究すべき一要件なるべしと雖も、沿海道路に多年莫大の經費を糜やしたる以上には、目下小形汽船の制度不完全なるに當りて、猶ほ海路の便のみを頼む可らず、故に他の既成道路の目下荒廢に屬せるものと同じく之を修繕し又保存すると最も大切なり、

然れども予が道路開鑿を主張する所以は、唯本道を一の巨大なる動物體と看做し、漠然たる生理的原理よりこれを概論し、所謂大男總身に智惠が廻り兼ねと云へる一點より觀察したるのみならず、要するに殖民地の現

況と移住者の情況とを見計らひ、緩急利害を察して其の間には緩通應用の處分あらん事を望むなり、是を以て今後若し甲地に於て移住者多く集らんとする見込あらば、たとへ起工方針に於て稍先後する所あるも、成るべく先づこゝに道路の開けんことを望む、又乙の殖民地にして起工順序より着手を要する所ならんも、殖民者の多く來集せざる塲合には、必ずしもこゝに起工するとを要せざるべし、唯歸着する所は當局者をして北海道の道路は北海道の爲めに開くものにあらずして、殖民地の爲めに開くものにあらずして、移住者の爲めに開くものなり、權力あり資力ある少數紳士の爲めに開くものにあらずして、滯資微力なる各府縣の農商工及び本道に於ける中等以下の人民に早く一家を成し一村を成さしめ不十分乍らも漸く自治團体を形造くるに至しめらんが爲めに、これを開くものなりとの旨趣を明白に記憶せしむるに在るなり、

道路は殖民地の爲めに開くものなり

○道路新開表（道幅一間以上道路二四）（以上の者のみを掲ぐ）

年紀	七間幅以上	四間幅以上	二間幅以上	一間幅以上	合計
明治四年	一、七〇〇間	一、三〇〇間	三、〇〇〇間	五、一〇〇間	一二、一〇〇間
〃五年	一、二〇〇	一、〇四〇	四、〇〇〇	六、三〇〇	一二、五四〇
〃六年	—	—	—	—	—
〃七年	—	—	—	—	—
〃八年	—	—	—	—	—
〃九年	—	—	—	—	—
〃十年	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、一〇〇
〃十一年	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、〇〇〇
〃十二年	一、六〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五、六〇〇
〃十三年	一、九〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五、九〇〇
〃十四年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃十五年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃十六年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃十七年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃十八年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃十九年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃二十年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
〃廿一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、一〇〇
總計	二七、一四三	一四、三〇〇	三一、〇〇〇	二四、〇〇〇	九六、四四三

○各地里程概覽

自室蘭		自根室		自釧路		自小樽		自札幌		自函館	
至函館（渡島）外二郡ハ二十三里	十一里	至函館（渡島）外二郡ハ二十三里	百五十六里	至釧路（日高）	五十七里	至札幌（石狩）	九里	至市來（後志）	十三里	至小樽（後志）	六十二里
至紋別（膽振）	九里	至室蘭（膽振）	百四十五里	至大津（十勝）	十九里	至市來（後志）	二十二里	至月形（全）	十二里	至岩内（全）	四十四里
至浦河（日高）	四十七里	至釧路（釧路）	四十一里	至ダートフ（全）	四十一里	至月形（全）	二十一里	至瀧川（全）	二十三里	至泰部（全）	三十六里
至大津（十勝）	八十四里	至厚岸（全）	二十五里	至厚岸（釧路）	十五里	至瀧川（全）	三十二里	至旭川（全）	三十六里	至江差（渡島）	十九里
至ダートフ（全）	百六里	至標茶（全）	三十六里	至標茶（全）	十二里	至旭川（全）	四十五里	至小樽（後志）	九里	至福山（全）	二十五里
至釧路（釧路）	百三里	至綱走（北見）	三十九里	至福山（全）	二十三里	至岩内（後志）	十七里	至岩内（全）	二十六里	至七飯（全）	四里
至厚岸（全）	百十八里	至ダートフ（全）	四十六里	至根室（全）	四十一里	至泰部（全）	二十八里	至室蘭（膽振）	三十四里	至室蘭（膽振）外二郡ハ二十二里	百十一里
		至紋別（全）	六十一里	至綱走（北見）	四十八里	至標茶（北見）	八十三里	至紋別（全）	三十八里	至洞爺（日高）外二郡ハ全上	百五十八里
				至ダートフ（全）	五十五里	至根室（天鹽）	六十二里	至宗谷（北見）	八十一里	至大津（十勝）外二郡ハ全上	九十五里
						至増毛（全）	三十一里	至天鹽（天鹽）	六十里	至釧路（釧路）外二郡ハ全上	百十四里

○諸港灣里程表

東海岸諸港灣

	函館	室蘭	幌泉	釧路	厚岸	浦幸	花咲	根室
函館		七九	一一二	一〇〇	一三七	一三二	一七八	二九五
室蘭	四二							
禮文	八二	四〇						
江差	一五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
岩内	一二〇	八六	一一	一一	一一	一一	一一	一一
小樽	一三二	九九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
増毛	一七〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一
焼尻	一八八	七九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
礼文	一九九	一四九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
利尻	二一五	一四六	一一	一一	一一	一一	一一	一一
香深	二二八	一七七	一一	一一	一一	一一	一一	一一
宗谷	二三〇	一七九	一一	一一	一一	一一	一一	一一
枝幸	二三二	一八八	一一	一一	一一	一一	一一	一一

西海岸諸港灣（海里）

	函館	江差	福山	瀬棚	泰部	岩内	小樽	増毛	焼尻	礼文	利尻	香深	宗谷	枝幸
函館		一五	一二〇	一二二	一三二	一三一	一七八	一九九	二一五	二二八	二三〇	二三二		
江差	八二		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
福山	一〇四	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
瀬棚	一一二	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
泰部	一一三	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
岩内	一一三	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
小樽	一一三	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
増毛	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一	一一
焼尻	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一	一一
礼文	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一	一一
利尻	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一	一一
香深	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一	一一
宗谷	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一		一一
枝幸	一一三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	

懶惰者の眠れる間も早起野に出でゝ深く耕やせ汝は必ず穀物を獲り且つ収穫するを
得べし　（フランクリン）

米國の農業は今尚千八百三十四年代幼稚なり全國皆是森林にして晝尚暗く紐約克でさへも土地の四分の三は盛く深林なり　（ムーレー）

第一章　大農小農の得失如何

農夫食物の改良法

通商製造は我が立國の基本にあらずして、稼穡樹藝は國民の職業中最も尊貴なるものなり、但本邦の四民中古來土百姓と賤められたる農民は、他の一般事物の進歩と相伴ふと能はざるを以て、其の最も重要なる職業にあり乍ら却て最も進歩の劣等なるは識者の常に慨歎する所なり、然るに北海道は造化が特に我が帝國に與へたる一大沃土にして又一大農圃なり、目下全國府縣に於ける耕作の境界は幾んど極度に達し、地力愈〻薄く、肥料愈〻高まるに當りて、本道の農業先づ大いに進歩する所あらずんば、我が稼穡の前途亦望み無からんとす、左れば開拓使の試驗政治は專ら力を茲に用ひ、其の經費の過半は皆な試播試作の間に投じたり、其の結果た

とへ不生産的に屬せし事多しと雖も、餘澤の今日に及べるもの亦少なしとせず、故に若し我が政府に、斯る試驗的農業を行ふべき餘財餘力あり、我が商等官等亦米國政治家の如く畎畝の間に生長せし人多からんには、所謂大農耕作の法に據り大ひに改良農具を用ひて開墾耕耘皆な人力を要せず、而して本道の開拓は此の針路に據て爲めに成功の期を速かにすべしと雖も、如何せん我が國庫は斯る餘財を有せざるなり、我が官吏は皆な唯錐刀鋒の間に埋頭せるのみ、我が資本家も亦近來多くは困弊衰廢し、て彼た農業の如き利潤少なきの途に放銀する者なし、且つ本道殖民地の割渡は從來實驗の成蹟より今後概ね其地積を縮小するの必要を感じたるを以て、各種の事情は互に相湊合し勢ひ大農耕作に由ると能はず、是より愈〻中農若くは小農耕作の一方に傾かんとするの勢を現はしたり、予が聞く所に據るに我が全國耕作地の面積は、五百萬町歩未滿にして、全國總面積の一割二分に過ぎず而して此の間に生活せる小農夫は凡そ五百五十萬戸なり、一戸に付僅かに一町未滿の土地を耕作せり、今若し少しく農業の規模を廣大にし、一戸五町歩を耕作する者とせば百萬戸の農家にて五百萬町歩の土地を耕作し得べし、此の場合に於ては全國に四百五十萬戸の餘剩勢力を生ずべく、此の餘力を移すべきの餘地は即ち北海道なりと、此の說は地積と戸數との比例を示したるまでに過ぎず、且つ府縣に於ては一戸五町歩の耕作たる言ふ可くして行ふ可らざるものなり、然るに獨り北海道に於ける一戸五町歩の耕作は各地普通に行はるゝ所にして小農に屬する方なり、若し此の種の農夫に移住殖民を勸誘し、全戸一族を擧げて皆な躬耕力作せしめたらんには、蓋し土地の開墾農夫の自立に於て之に勝るの良法なかるべく、實に一舉兩得の長計なりと云ふべし、彼の少數有力者にして數百萬乃至數千萬町歩の土地を借受け、表面は資本を抛て大耕作の摸範を示し且つ多數の小作人を使用して彼等に共同作業の利益を與ふるの名義あるも、實際其の成蹟を擧げたる者甚だ少なし、故に此種の大農耕作は其の名甚だ美にして其の實擧り難し、將來は姑く措て問はず、目下我が經濟社會の現況より視察し來れば、予は力食猶

全戸一族の躬耕力作は開墾農夫自立の眞法なり

實着堅固なる小地主の發達と自由自治農夫の增加

立の小農を以て本道の殖民地に充たしめ、此の針路に據て實着堅固なる小地主の漸く發達し來り以て眞成なる自由自治の農夫を增加せんと欲す、又現時本道の地主より小作人に變化し、小作人より奴隷に下落し、終に一種の窮民と爲るものは、今に及んで早く救濟の途を開かざる可らず、若しこの通弊を矯めずんば本道亦愛爾蘭の慘劇を再演し、新富源中より新窮民を生ずるの奇現象を生ずるに至るべし、且夫れ本道の農夫は舊來食料に米飯を用ゐるの習慣あり、最下等の窮民も米食を以て常となすの風あり、然るに米穀は概ね府縣の輸入を仰ぐものなるを以て、一旦凶歳に遭へば必ず慘況を極むるならん、若し本道の農產中常食に供すべきもの無くんば是れ亦已むを得ずと雖も、蕎麥稗粟玉蜀黍より馬鈴薯等の收穫は別表に掲ぐるが如く、且つ牛豚家禽の飼養には天然の牧場牧草に富みたるを以て、必しも米飯を常食とするに及ばず、麥飯麵包牛肉豚肉等を用ゐて經濟上衛生上却て府縣人民より高等の生活を爲すこと敢て難からざるなり、食物の改良法こゝに至れば亦以て力作自立の基を堅くするに足

米飯を常食とせずして府縣人民より高等の生活を爲す

るべし、故に予は獨り農夫に限らず一般移住者に告ぐるに先づ、此の急務を以てし、兼に本道に於ける天然的の幸福快樂を享けしめんと欲するなり、

第二章　蠶絲業

蠶絲業亦本道の新利源なり

蠶絲業も亦本道利源の一なり、最近の蠶種掃立高は千七百枚にして此業に從事する者近來著しく增加し、隨て養蠶業を起すもの頗る多く、新開地に於ける天然生桑林を利用して益〻好景氣を生ぜんとす、從來本道の桑葉は府縣に比して劣等なりとの說ありしに、其後此の說の誤謬を證明せしを以て、昨廿三年より本年に及びて營業人の數を增したること最も盛なり、左れば本年四月に於て愈〻北海道蠶絲協會なるものを設立し、蠶種製造販賣規約を起艸し、時々同業者の集會を催ふして益〻此の業の進步を圖るに及べり、

今ま本道に於ける蠶絲業に如何なる特別の利益あるかを概言せんに、全道到る所天然生の桑樹森林をなし、中には河畔に沿ふて二三里間全く連

數千貫の桑葉を摘採するに唯人工を要するのみ

蠶兒成長最も佳良

養蠶季節の溫度大差なし

續せるものあり、多くは河湖沼澤の邊に成長せり、或は山間野外に在りて古木の大なるもの三抱四抱に達せり、是等は養蠶に適するものに非ざれども德川時代には特に樵夫に命じて、細工用の良材を伐出さしめたりと云ふ、元來桑樹は從て伐れば從て生ずるものなるが故に、他の雜木と共に自然に繁茂するの有樣は實に驚くに堪へたり、大概如何に遠くも三里外の林野に入れば、數千貫の桑葉を摘採するに容易なるを以て唯人工を要するのみ(第一)、蠶兒に蛆害の生ずるは府縣一般に行はるゝ通患なれども、本道に於ては其の原因未だ分明ならざれども、從來の實驗上一も之に罹りたることなく、蠶兒の成長最も佳良なり(第二)、季候寒暖の適度を得るは養蠶上最も大切なるものなるが、本道養蠶季節の溫度は朝夕大差なき故に虫体の健康を害すること無し、彼の府縣に於て溫度の高きときは、如何に通風の手段を盡すも其詮なく、往々意外の害を被むる事あるも、本道は季候に劇變なきが爲め成育上毫も差支なし(第三)、本道の蠶種は强健にして孵化の成蹟最も佳良なり、府縣より輸入する蠶種は季候に不慣なるが故

蠶種製造に最も望あり

蠶絲の性質意外の好成蹟を奏す

にや、虛弱にして發達し難しと雖も、之に反して本道より府縣に輸出するものは、皆よく孵化せざるは莫し、故に蠶種製造に就ては最も望ありとす(第四)、元來蠶絲上ゟ必要なる性質はその細大の差なきにあり、殊に輸出上外國市上に於て聲價を得るはムラのなきにあり、然るに舊來輸出せる蠶絲に就て佛國里昂の報告によれば、絲の不揃と云へる非難最も多し、本道產のものも近頃までは此點に於て懸念ありし折柄、本年夏長野縣六工社役員出張し、其の最も下等の撰屑を持ち歸り之れを試驗せしに、絲の性質に於て意外の好成蹟を奏したり、若し上等撰種を用ゐたらんには必ず今ま一層の好成蹟あるべし(第五)、斯の如く本道の蠶種蠶絲には以上五ヶ條の特別利益あるを以て長野福島群馬地方に次で重立ちたる貿易品となり、本道に於ける他の富源に對して一種別異の新財源、即ち外國に輸出して金銀貨を取り戻し、多年濫出せり我古金銀を回復するの一途となるや期して待つべし、而ふしてその價格を現在桑林の反別幷に養蠶莚數の增加等より推算し來れば、本道より二千萬圓の高を出す可く之を他の內地

の所產と合せて總体四五千萬の輸出品となすと決して難きにあらざるなり、

第七號釧路標茶間墾地圖

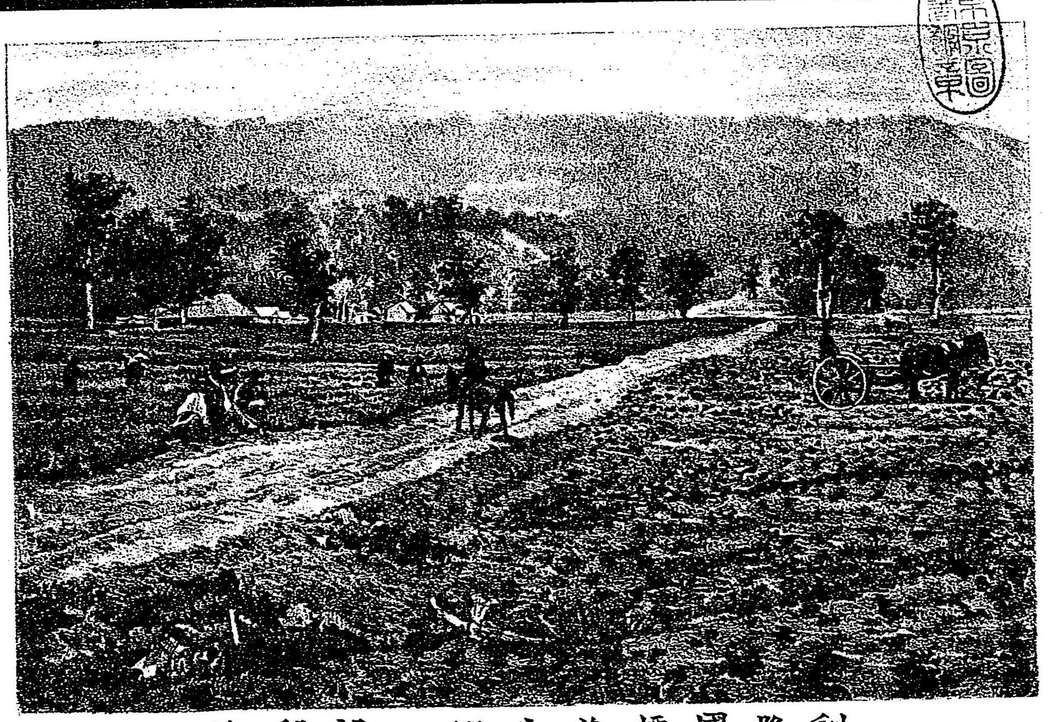

釧路國標茶原野の開墾地

○穀菜播種及收穫期

種類	播種期	收穫期
稻	四月上旬水に漬け五月上旬苗代に蒔く	
大麥	四月下旬より五月上旬	十月上旬
小麥	秋時 九月中旬より下旬 春時 四月下旬より五月上旬	七月下旬より八月上旬 翌年八月上旬より中旬
裸麥	四月下旬より五月上旬	同 七月中旬より下旬
燕麥	同	同
蕎麥	七月下旬	九月下旬より十月上旬
大豆	五月中旬より下旬	同
小豆	同	九月中旬より下旬
豌豆	四月下旬より五月上旬	八月上旬より中旬
豇豆	五月中旬より下旬	九月上旬より十月中旬
粟	五月中旬	同
稗	同	九月下旬
黍	同	十月上旬より下旬
玉蜀黍	五月下旬より六月上旬	翌年八月上旬
菜種	九月中旬	八月下旬より十月中旬
馬鈴薯	五月上旬より中旬	

大麻	五月上旬	八月上旬より九月上旬
亞麻	四月下旬より五月上旬	七月中旬より
夏だいこん	四月下旬より五月上旬	七月上旬より
秋だいこん	七月下旬より八月上旬	十月下旬
胡蘿蔔	五月中旬より下旬	九月下旬より十月上旬
茄子	四月下旬より五月上旬床に蒔き後ち植付	八月下旬より
甘藍	同	九月中旬より
草花類	同	同
牧草	五月中旬より	七月上旬より下旬

○農産物一段歩收穫高

種類	(甲)老農	(乙)札幌農園
稻	石斗升合 一、六〇〇	石斗升合 一、二〇〇
大麥	一、八〇〇	一、五〇〇
小麥	一、二七五	一、五〇〇
裸麥	一、〇八〇	一、二〇〇
燕麥	二、一〇三	三、〇〇〇
蕎麥	一、〇八〇	一、二〇〇

大豆	一、五一一	一、二〇〇
小豆	一、二五〇	一、二〇〇
豌豆	—	一、二〇〇
豇豆	—	一、三〇〇
粟	一、九〇〇	二、五〇〇
稗	二、九三五	二、五〇〇
黍	一、六四五	一、〇〇〇
玉蜀黍	二、三六〇	二、五〇〇
蜀黍	—	一、二〇〇
菜種	一、二〇〇	一、二〇〇
馬鈴薯	九、五〇六	一六、〇〇〇
大麻	(製造)拾貫百十匁 二二、〇〇〇	(製造)拾貫百十匁 一五、〇〇〇
亞麻	(未製)七八、〇〇〇	—
苧麻	—	八、〇〇〇
葉藍	三六、〇〇〇	四〇、〇〇〇
甜菜	五七六、〇〇〇	—

備考

本表(甲)は數老農圖査の平均(乙)は札幌農園中等作數年の平均とす

大麻一反歩ニ付二十二貫目は麻作を以て有名なる當別村ニ於ける最良の產額なれば其他の地方に於ては十三四貫目に越ゆると稀なりと知るべし

○農産物一反歩收支比較表

本道の重要農産物中如何なる種類のものが最も利純多きやを知るは本道農民の必要缺く可からざるのみならず移住者が初めて貸下地を得て開墾に從事するにあたり先づ第一に起るべき疑問なりとす、且つ農場の設計に於ける其の收支を明かにするには、各農産物の收支を審にせざる可からず、然るに單に學理上より論ずる机上の計算は大に誤謬を生じ易きものなれば、左に本道各地老農の手に依て成れる實際の收支平均表を掲げて參考に供す、固より其土地に依て多少の相違あるは勿論なりと雖ども、大体上に於ては左表に依て知る事を得べし

大豆

支出										
種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價
農具損耗費	一圓五〇錢			刈取	三圓六〇錢	一人		人夫播種	一圓一〇錢	一人	
種子	二圓一〇錢	二升七合六勺	一升七〇錢	乾燥	一圓二〇錢	一人		馬耕	一圓一〇錢	一日	
馬耕	一圓一〇錢	一日		運搬	一圓七〇錢	一人		人夫播種	一圓一〇錢	一人	

支出										
種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價
人夫播種	七錢一〇厘	一人		精製	一圓五四錢二厘	四俵二斗五升	一俵三〇錢				
草取耕施肥	三圓四〇錢	一人		俵装	四圓一〇錢	一三俵	一俵三〇錢				
	二圓八〇錢	一人		地方税	七錢八厘						
	五錢二厘	四俵二斗五升	一俵一二錢五厘	協議費	一圓五〇錢						

支出合金三圓三十八錢三厘六毛七

收入

大豆　一石五斗一升一合　五圓三十六錢四厘　一升三錢五厘五毛

純益金一圓九十八錢

小麥

支出										
種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價	種目	金額	數量	單價
農具損耗費	一圓七〇錢			肥料	一圓			人夫播種	一圓一〇錢	一人	
種子	一圓五〇錢	五升八合三勺	一升二五錢	刈取	二圓四〇錢	一人		馬耕	一圓一〇錢	一日	
馬耕	一圓一〇錢	一日		乾燥	一圓二〇錢	一人		人夫播種	一圓一〇錢	一人	
人夫播種	一圓一〇錢	一人		運搬	一圓七〇錢	一人					
				精製	一圓五四錢二厘	四俵二斗五升	一俵三〇錢				
				俵装	四圓一〇錢	一三俵	一俵三〇錢				
				地方税	七錢八厘						
				協議費	一圓五〇錢						

種目	支出 金額	數量	單價
種子	四円九〇銭	二升	四円一〇銭
施肥	一四円一〇銭	第四番七厘 一日	四円〇〇銭
運搬	〇銭〇厘	金三番二厘 金	二円三〇銭
精製及製造	四〇銭	金一人三番厘 金	二円〇〇銭
俵装	九〇銭	俵 三	四 一円〇四銭
地方税	〇銭〇厘		
協議費	〇銭五厘		

支出合金四円三十九銭九厘五毛

収入

小麦　一石二斗七升五合　六円十二銭

純益　金一円七十二銭〇五毛

小豆

種目	支出 金額	數量	單價
種子	四円一五銭〇厘	四升	一円〇五銭〇厘
施肥	一四円一〇銭	第四番七厘 一日	四円〇〇銭
運搬	〇銭〇厘	金三番二厘 金	二円三〇銭
精製及製造	四〇銭	金一人三番厘 金	二円〇〇銭
俵装	九〇銭	俵 三	四 一円〇四銭
地方税	〇銭〇厘		
協議費	〇銭五厘		

種目	支出 金額	數量	單價
農具損耗費	四円一五銭〇厘		
馬夫	四円五〇銭〇厘	四分五厘 一日	一円一〇銭〇厘
人	七〇銭〇厘	六分四厘	一円一〇銭〇厘
播種	一円一五銭〇厘	一人分一厘 金	二円三〇銭〇厘
草取	九〇銭〇厘	一人分一厘 金	二円三〇銭〇厘
耕糊	〇銭〇厘	第一番	一円一〇銭〇厘
刈取	〇銭〇厘	第四番	一円一〇銭〇厘

支出合金三円〇五銭二厘八毛

収入

小豆　一石二斗五升　五円七十二銭五厘

純益金　二円六十七銭二厘二毛

裸麦

種目	支出 金額	數量	單價
農具損耗費	四円一〇銭〇厘		
種子	四円七〇銭〇厘	四升七合	一円〇五銭〇厘
耕馬	五円二五銭〇厘	五分五厘 一日	一円一〇銭〇厘
人夫	大〇銭〇厘	大分	一円一〇銭〇厘
播種	一円〇〇銭〇厘	一人分一厘 金	二円三〇銭〇厘
草取	一人分三厘四毛 金	一円一五銭〇厘	
耕糊	一人分四厘一毛 金	一円一五銭〇厘	
刈取	一人分五厘三毛 金	一円一五銭〇厘	

種目	支出 金額	數量	單價
肥料	四円二〇銭〇厘	七荷	一荷 四円〇〇銭〇厘
刈取	四円〇〇銭〇厘	女 二 人 一日	一円〇〇銭〇厘
乾燥	一円〇〇銭〇厘	男 三分八厘 金	二円三〇銭〇厘
運搬	三円〇〇銭〇厘	女二人 五分二厘 金	一円八〇銭〇厘
精製	四円六〇銭〇厘	男二人 五分六厘 金	三円〇〇銭〇厘
俵装	〇銭〇厘	二 俵 半	一俵 〇円三〇銭〇厘
地方税	〇銭〇厘		
協議費	〇銭〇厘		

支出合金三円拾三銭五厘

收入

裸麥　一石〇八升　五圓四十錢

純益　金貳圓貳十六錢五厘

一石五圓

亞麻

種目	支出 金額	數量	單價
農具損耗費	円 一、四七〇		
種子	二、五三七〇	一石〇七升五合	一升 円 二、三六
耕馬	、三二〇〇	四分	一日 、八〇〇
人夫	、二六〇〇	六分五厘	全 、四〇〇
播種	、五四〇〇	男一人五分 女五分	全 、三〇〇 、一八〇
草取	、三六〇〇	女二人	全 、一八〇
施肥	、三〇〇〇	男一人	全 、三〇〇
肥料	、三〇〇〇	馬肥五駄 人肥五荷	—

種目	支出 金額	數量	單價
刈取	円 、八三二五	男一人八分七厘五毛 女一人五分	男一日 円 、三〇〇 女一日 、一八〇
乾燥	、三一五〇	男七分五厘 女五分	全 、三〇〇 、一八〇
運搬	、三七八〇	男一人二分六厘	全 、三〇〇
精製	、七〇五〇	男一人 女二人二分五厘	全 、三〇〇 、一八〇
俵裝	、三三〇〇	男一人一分	全 、三〇〇
地方稅	、〇〇八二五		
協議費	、〇一二七五		

支出合金七圓三十四錢五厘五毛

收入

亞麻　六百五十斤　八圓六十壹錢二厘五毛　壹斤壹錢三厘二毛五

純益　壹圓貳十六錢七厘

麻

種目	支出 金額	數量	單價
農具損耗費	円 、一五〇〇		
種子	、九七〇〇	三升八合	一升 円 、二五〇
耕馬	、二二一〇	三分	一日 、七三八
人夫	、一五六〇	五分二厘	男一日 、三〇〇
播種	、四二〇〇	一人四分	全 、三〇〇
草取	、六一五〇	二人一分七厘	全 、三〇〇
耕耡	、二五〇〇	一人	全 、二五〇
施肥	、三九〇〇	一人三分	全 、三〇〇

種目	支出 金額	數量	單價
刈取	円 一、二七二〇	四人二分四厘	男一日 円 、三〇〇
乾燥	、五一〇〇	一人七分	全 、三〇〇
運搬	、六〇〇〇	二人	全 、三〇〇
精製	三、七五〇〇	二十五人	女一日 、一五〇
俵裝	、三八二五	一人五分三厘	男一日 、二五〇
地方稅	、〇〇八〇		
協議費	、〇一三〇		

支出合金　九圓七十貳錢八厘五毛

收入

麻　二十七貫二百目十四圓九十七錢五厘

純益　金五圓貳十四錢七厘

馬鈴薯

種目	支出			種目	支出		
	金額	數量	單價		金額	數量	單價
農具損耗費	四、一四四〇			肥料	四、六三〇	九斗五升	四、〇九八
種子	九、三一〇	九斗五升	一、〇九八	刈取運搬	一、一〇〇	一人	一、一〇〇
耕馬	一、四四〇	七分	二、〇六〇	精製	二、〇六〇	一人三分	二、〇六〇
人夫	二、八九〇	六分三厘四毛	四、五六〇	俵装	二、〇六〇	一人三分	二、〇六〇
播種	三、五〇〇	一人二分八厘	二、七三〇	地方税	三〇〇	四十俵	七五
培土	二、六〇〇	一人三分	二、〇〇〇	協議費	三〇〇		
耕馬	一、四四〇	八分四厘	一、七一〇				
人夫	二、六〇〇	八分四厘	三、〇九〇				

支出合金五圓八十五錢五厘

收入

馬鈴薯　九石五斗〇五合八勺　八圓七十九錢　壹石八十三錢

純益　金貳圓九十三錢五厘

小樽港鰊粕價格高低一覽表

年次	十九年	廿年	廿一年	廿二年	廿三年	平均
最高	四一〇円	七九〇円	五六〇円	八〇〇円	七七〇円	
最低	三〇〇	四八〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	
平均	三五五	六三五	五三〇	六五〇	六八五	五七一円

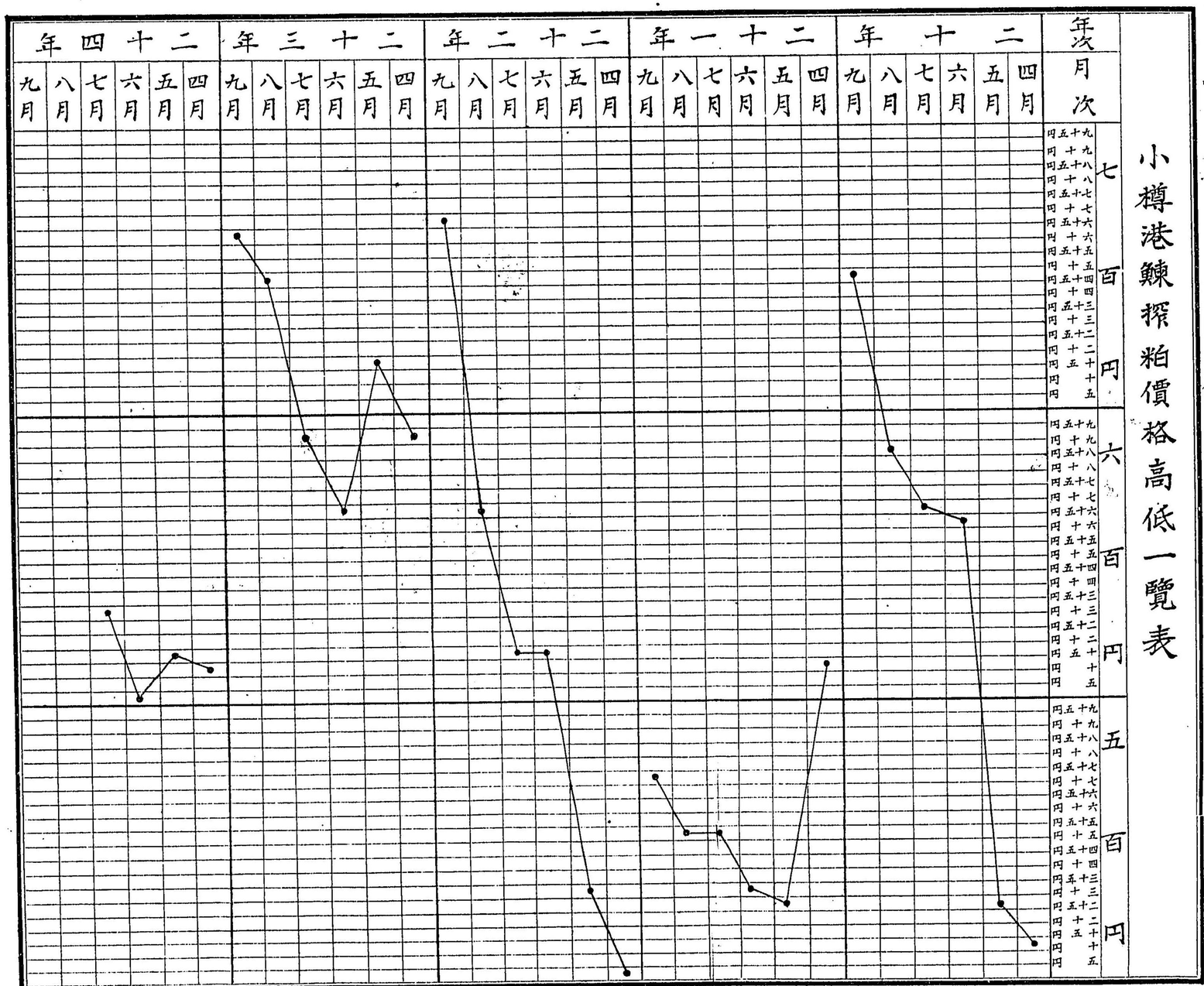

○北海道は天然の牧場なり

本道は天然の牧場なりとは、何人も唱道する所にして、殖民地撰定報文に依て見るも、貳十八億六千萬餘坪の原野中その牧畜に適するの地は、實に十壹億七千三百萬餘坪の多きを占め、到る處殆んど牧場に適せざるはなし、殊に日高、十勝兩國は土地廣濶にして氣候亦温和なるを以て、最も適當の地なりとす、顧ふに本邦近來肉食の盛なるよりして年々肉牛の欠乏を訴へ、今後廿五ヶ年を出でずして全國牛蹄を絶つべしとは、數年前農商務省の調査に依て明らかなる事なるに、内地に於ては牧場の興すべきなく好しありとするも地狹く草惡しく到底大に蕃殖を計るに足らず、然るに本道に於ては前記する如く廣濶なる原野と加ふるに良草天然に生長するあれば、將來此の需用供給の不平均を矯むるは、我が北海道にありとす、殊に牧馬に於ては屢〻名馬を産し、北海道の名は南部秋田等古來の産馬地を凌ぐに至りたれば、他日我が北海道が牧畜上の一大新富源地として世上に知れ渡るは、其地勢上に於て確然動すべからざる所なり、加之北海

道は農牧兼營するを以て得策なりとの說は、實驗上明らかなる事なれば、たとへ小農なりとも農業の傍ら牛馬を飼ひ豚鷄を養へば、其利益する所鮮少ならざるべし、

方今官有の牧場は道廳に屬するもの二、宮內省に屬するもの一あり、其所在地は左の如し

一石狩國札幌郡平岸村眞駒內牧場

一渡島國龜田郡七飯村七重種畜場

一日高國新冠郡新冠御料牧馬場

此他民有の牧場は十六ヶ所にして、內後志國に三ヶ所、渡島國に一ヶ所膽振國に六ヶ所、日高國に四ヶ所、釧路國に一ヶ所、根室國に一ヶ所あり

然るに此の廣濶なる原野に於て僅かに馬五萬九百六十七頭牛三千二百九十八頭を有するに過ぎざるは、其比例を得ざるが如し、これ未だ拓地殖民の開らけざるの結果なりとす、次に本道に使用する牛馬豚の適種を示す、

牛
- 「短角種」
- 「アイシヤ種」
- 「デボン種」

「ホルスタイン」「ゲルンジー」は未だ十分の經驗を得ず

洋馬 「ソルローブレッド」種

豚
- 「バークシヤ」種
- 「サッフォーク」種
- 小農には「エセックス」

左に七重種畜場牧場心得を擧げて參考に供す

一牧場に用ゆる地は高燥にして空氣の流通よき所を撰むべし

一牧場は水利便にして汚水の潴溜する等の地なく、可成柔軟滋養多き天然草の繁茂する處たるべし、亦た夏日は動物の炎熱を避くるに充分の樹木あらんことを要す

一天然草の繁茂する牧場地積と之に放つ牛馬の割合は、壹頭に付き凡

そ壹町歩以上たるべし

但野草の良否多少につき此比例を増減すべし

一同牧場に牛馬を放つは、概ね三箇年間を過ぐべからず、是れ牛馬は生草を食するよりは、蹂躙すること多きを以て、草質を粗悪に變せしむる故なり、依て此期限の後は二箇年間放牧することなく、充分に野草の繁茂するを待つて再び牧場とし用ゆべし

一砂石木根等少き地は、可成開墾して牧草を播種すべし、然るときは其年及次年は充分に牧草を繁茂せしめ、第三年目より牛馬を放つべし

一播種すべき牧草は、何種を問はず牛馬の嗜好するもの數種取交せ用ゆべし、是壹種のみなれば、牛馬は往々厭嫌して食せざればなり

一壹度牧草を播種したる牧場にして數年の後草質悪くなりたるときは、勉めて再墾再種すべし

一天然草のみの牧場は、晩秋に放火すべし、依之草質を改良するのみならず害虫を断つことを得べし

但牧者の都合により早春放火するも放牧に妨げなし

一牧場は區域を確定し牛馬の脱走を防ぐべし、其境界に用ゆべきものは、土壘木柵又は堀割等便宜により之を撰むべし

家畜頭數	
牛	二、六三七頭
馬	四八、四九八頭
豚	二、〇六四頭
羊	五〇頭

（明治廿二年）

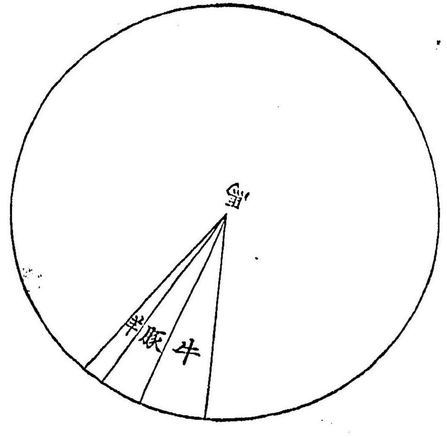

○春蠶概況（明治廿三年）

國名	戸數	掃立高	掃立月日 早晩	上簇月日 早晩	収繭量	製種高
渡島	二二九	二、二三九枚 二、五四〇粒	五月十六日 六月五日	六月三日 七月廿三日	一七一、八〇六石	四六、五五八粒 二二八枚
後志	一〇七	二二二	四月八日 六月五日	七月一日 七月廿五日	一四三、五九〇	七六一粒 三七五
石狩	一、〇五五	一〇、六八九 一〇、八九七粒	五月十二日 六月廿八日	六月廿五日 八月十七日	六五一、二八八	六五、三八〇粒 一、九四九
北見	六	三	六月一日 六月二日	七月十九日 八月二日	一、一〇三	—
膽振	二二六	二四七	五月十五日 六月十日	七月五日 七月廿六日	一七三、七五〇	三五、〇九四粒 一三七
日高	九	二	五月廿三日 六月十八日	七月三日 七月廿七日	七、九七七	—
釧路	三	三	六月三日 六月廿四日	七月五日 八月八日	、三八七	—
總計	一、六三五	一、四〇四 一三、四三七粒	四月八日 六月廿八日	六月三日 八月十七日	一、一四九、九〇一	一四七、七九三粒 二、六八九
廿二年	一、四二一	一、二四四 四、三二三粒	五月廿一日 七月二日	七月十日 八月廿八日	九五〇、五〇六	四七、五五五粒 四、四七九
廿一年	一、五〇六	一、六五六	五月七日 七月一日	七月四日 八月十三日	七一二、〇三二	八、〇二〇
廿年	八九八	?	五月廿八日 六月廿四日	七月七日 八月十九日	四一〇、三一一	五、四二六

○桑園反別桑葉價格及野桑所在地

國名	桑園反別	桑葉一貫目價格	野桑所在地
石狩	三〇九、二反	三〇厘	石狩、濱益、厚田三郡十六ヶ所
後志	二、八	二〇	岩内、古宇、余市三郡十八ヶ所
渡島	六四、四	二五	—
膽振	三八、一	二五	幌別、敷生、樽前、カマカ近傍
日高	八、〇	二五	厚別
根室	—	—	チンネトー、ウエレベツ
釧路	—	—	シラヌカ、マカヨトンベ地方
十勝	—	—	帶廣晩成社所有地
北見	—	—	網走、禮文、利尻三郡
總計	四二二、五	平均 二五	—

○札幌蠶業傳習所春蠶成蹟（明治廿三年）

蠶室番號	掃立種類	蟻量	掃立月日	上簇月日	收繭石數	一升量目	同顆數	給桑量目
第一室	青熟	七匁	五月廿九日	七月四日	二石一升五合	百十四匁	三百粒	三百二十七貫 百三十七匁
第二室	赤熟	七分	五月卅日	七月五日	一石七斗八升七合	百十五匁	二百三十粒	三百三貫 八百六十九匁
第三室	小石丸	五匁一分	五月廿九日	七月四日	一石六斗一升六合	百十九匁	三百十六粒	二百一貫 二十七匁

第四室	又、昔	八分二厘	五月卅日	七月四日	一石八斗三升四合	百十分	三百三十三股	三百七十四股 九百二十三分
第五室	昔熟	七分	仝日	仝日	一石九斗一升	百十五分	二百五十八股	三百二十一厘 百四十八分
第六室	姬盛	六分三厘	仝日	仝日	一石四斗九升四合	百十分	二百九十一股	二百四十三厘 三十八分
第七室	小又	七分	仝日	仝日	一石六斗七升六合	百十五分	三百十股	二百八十四厘 百四十九分
總計		四十七分六厘	—	—	十二石三斗二升五合			二十五厘 二百九十一分

第十三編　漁業

海よゝゝ大洋よ蒼々洒々又悠々、予は海に在りゝゝゝ、予はゝゝゝ在り、予は永くゝゝゝ在るを欲す、水天一碧滿目蕭然、嗚呼快哉、（プロクター）

本年三月北水協會に於て漁民移住策の懸賞問題を發し、廣く全國に向て其答按を募りたるに、期限迄に集まりたる答按百二十五あり、其の中にて同協會役員之を審査し三通を拔て甲乙丙の三等に區分し、甲等に三十圓乙等に二十圓丙等に十五圓を賞與したり、蓋し此の懸賞問題は本道の漁業に於て最も急務に屬するものとす、但此答稿中立論行文或は多少の瑕疵なきに非ずと雖も、要するに能く時弊を察し且つ實施方案を考究したるものなり、故に予は同協會役員の承諾を得て右論文中より其の要領を摘錄し、彼此相錯綜して以て全璧を成さんとす、因て先づ投稿者破浪人と記名せる人の答案を左に擧ぐ

第一章　漁業組織の改良と入稼漁民團体移民に對する海產干場

（第一）　從來の漁業組織を一變して從來の雇夫と共同營業を組織すべし

今や本道漁業の組織は、重もに單獨營業にして其營業者と勞力者とは雇主と被雇者の位地に在りて、全く唯貨銀上の關係より相互の連絡を保つものたるを以て、周約なる經濟を立つるに適當の組織と云ふ可らず、況んや其勞力者は內地諸國より臨時雇入るゝものにして、毫も本道を愛するの情なく、又勤めて雇主を益するの念なく、唯貨銀を乞れ貧り、漁業終れば其所得を懷にして本國に立歸るの常なるを以て、將來此漁業上の大勢力たる勞力の全般を擧げて彼等に一任するに於ては、遂に恐るべき事變に遭遇して、此漁業の運命は彼等の爲めに左右せらるゝの憂なき能はず、予が夙に從來の組織を一變して共同營業と爲さんとを唱道する所以は、全く此等の大難を未發に拒がんと欲するのみならず、漁民を移住せしむるの要訣も亦此に存すればなり、

而して此に謂ふ所の共同營業とは、資本を合同するにあらず勞力を合同するの意にして、彼の渡島方面の鰮鮭漁業等に行はるゝ步方營業の組織を謂ふものなり、則其網主(親方)には從來の雇主(營業者)是れに當り、其步方

(漁夫)には從來の雇夫是れに當りて營業し、雇夫に對する給料に代ふるに收獲の幾分を步方に分配するの方法にして、是を從來の單獨營業に比すれば、實に左の如き便益あり、

漁夫逃亡の憂なし

一漁夫雇入に要する煩雜の手數及び費用を省く事、一漁夫逃亡の憂なき事、一每年同一の漁夫にて營業し得る事、一收獲の多寡は漁夫則步方の損益に關するが故に熱心に勤勉する事、一不注意等より生じたる漁具等の破損は步方の辨償なるが故に漁具を愛用する事、一不漁に遇ふも其收獲を分配するに止まりて網主は給料を拂ふべき責任なき事、一漁夫同盟罷業等の憂なき事、一漁夫爭鬪の弊なき事、

熱心に勤勉す

漁具を愛用す

然れ共步方營業を爲すに當り、現住の漁民にては少數にして到底組織することを得ず、是に於てか從來雇入れたる所の漁夫を移住せしめて此組織を爲すの必要と爲れり、然るときは移住者に取つても亦前章第五項に述べたるが如き便益共同なる故に社會の信用を得、土地の弊害に制せられ

不生産的に囲ひ置くものを生産的に利用を

す、危難相救ふを得、漁業上の爭闘なし、製造を一途に爲し得るあるのみならず、其歩方に加入するには可成親方所在地の近傍に住居するの必要にして且つ経済なるが故に彼等は招かずして移住するに至るべし、加之其漁業を終りたる後親方は、所有する所の漁舎漁船漁具等を貸して、更に他の漁業に従事せしむるときは、不生産的に囲ひ置く所のものを以て生産的に利用するを得べく彼等も亦其便宜に依り年中漁業を継続して収入を見るを得ば漸く其土地に馴れ其土地を愛して遂に家宅を排ひ妻子を招くに至るべし、是れ彼等を移住せしむるに最も簡易にして、且つ本道の漁業者に取つても亦頗る有益の方法なりと思考す、

（第二）管外（内地府縣）人の寄留漁業を厳禁すべし

今若し管外人の入稼漁業を禁ずるときは、本道の漁業頓に衰微して、経済上に大変動を生ずるの恐れを悼くものあるべしと雖、是れ實に朽人の憂と云ふべし、試みに思へ、彼の保護政策を執る所の諸國が其輸入税を重課するは、間接に自國産業の發達を計るにあるとを、而して予が第一章第五項に於て述べたるが如く入稼漁民の移住せざるは、其入稼漁業の甚だ簡便なるが故に敢て移住の必要なきに原因するものにして、一朝其入稼を禁ずるときは、彼等は他に活路を求むる能はざるより、競ふて移り来るは火を見るよりも明かなるとなりとす、然らば則今日是を追ふは、明日是を招く所以にして、此禁甚だ苛酷に過ぐるが如しと雖も、彼等を憫むに非ら

今日之を追ふは明日之を招く所以なり

ず、彼等を懲けんと欲すればなり、

（第三）囚体移民に對し共同海産干場を貸下ぐべし

土地を與ふるは則ち其人をして其堵に安んぜしめ、且つ己を重んぜしむるの方策なり、然れば則ち如何なる方法を以て土地を與ふべきか、海産干場の如き沿岸の土地を一個人に專有せしむるは不可なり、況んや本道漁民間には其干場を抵當として金品を借り、終に金主の爲めに奪ひ取らるゝの弊風多々之れ有るに於てをや、是に於てか一村若くは一囚体の共同干場を設くるの必要と爲れり、而して新來の漁民は皆囚体組織なるが故に其一囚体（三十名乃至四十名毎に大約一萬坪宛を與ふるを適當とす、則

一人に付三百坪内外に當るの地積たり、尖れ三百坪の地積は海産干場としては頗る狹きが如しと雖、此間休は歩方營業を爲すものなるが故に其收獲を一所に集めて製造する時は一萬坪にて著しき不便を感ぜざるを得べし、

然るに或る地方に由ては、沿岸の土地多くは既に前住者の私有若くは、貸下中に屬して、新來の漁民に貸下ぐべき土地なき處あり、然れども亦親しく其地方に就て實情を視察する時は、已れ漁業を爲さゝるのみならず、一も漁具漁船等を持たずして干場の貸下げを受け、是を他人に貸して過分の貸地料を取るもの往々之れ有り、此の如きものは道廳に於て精細調査の上惡く沒收して更に新來の漁民に貸下げらるゝことせば、必らずや以て滿足せしむるを得べしと思考す、又沿岸の土地既に一村の共同干場に屬するものは、新來の漁民も其共同中に加入せしむべし、

第二章　移住奬勵策及其褒賞案

（第四）製造を盛んにして入稼漁夫の妻女姉妹等を雇使すべし

本道水産物の製造は、頗る簡略にして粗雜たるを免れず、今にして是れが改良を計り其價値を高むるに非ずんば、將來遂に需用の途を塞ぐの恐なき能はず、然るに製造の業たる大に經濟を主とするものにして、目下の如く勞力の高價なる時に於ては、充分の製化を施す能はざるは是れ亦營業者に取て己むを得ざるの事情なりとす、然れども勞力の不足に原因するものなるが故に、多數入稼漁夫の妻女姉妹等を呼び集めて、適當の業務に雇使するときは、其賃銀の低廉なるのみならず、製品の種類に由ては却て男子に勝るものあるべし、加之入稼漁夫も亦其の妻子の本道に在る以上は、敢て故郷に歸るの必要なかるべく、又無配偶の漁夫は之が爲め適當の配偶を得て、遂に此に一家を爲すの必要を見るに至るべし、然らば則ち此策獨り製造者其人に取て便益なるのみならず、彼等を移住せしむるに於て最も功力ありと思考す、

（第五）水産傳習者を東北諸州に派遣して漁民の移住を勸奬せしめ同時に其各縣に對して貧漁民の移住を勸奬するとを依頼すべし

無配偶の漁夫は配偶を得て此に一家を爲さん

東山北陸の漁民中、本道に移住若しくは入稼せんとを望むもの多し、然れども彼等は目に一丁字なく、如何せば入稼せらるゝや如何にせば入稼せらるゝを弁知せず、且つ本道の事情に不案内なる等より、遽なく猶豫するものあるは予が實際に接したる事情なり、此時に當て彼等の鄉里より出身せし水産傳習生を派遣して懇切に説諭せしめ、之れと同時に其地方の郡吏及び村吏をして貧漁民に移住を勧奨せしめば、彼等は信憑依托して立どころに一團体を組織するを得べし、於此乎派出者は之を監督して本道適宜の地に移住せしめ、予が前章第五項に述べたる方法(雇主被雇人共同組織)に依て營業せしむるときは、此に安全なる生活をなし得るに至るべし、

(第六) 各地方の漁業者にして部下の漁夫に移住を勧告し、併せて便宜を與へしむべし

漁夫の親方に對するは、宛かも兵卒の士官に對するが如く感情を同ふし、號令行はれざるなく説諭服せざるなし、其の親方の一聲は警察官の大喝よりも効力あるものたり、於此乎各地方の親方をして其の部下の漁夫に向て

移住を勧告せしむるの必要となれり、加之其の親方も平素彼等を己れの所在地近傍に住居せしめ朝となく暮となく之を親昵するは、其の營業上に取て頗ぶる肝要の事なりとす、

(第七) 漁民百戸以上を移住せしめたるものには名譽賞牌を贈與すべし

凡そ人の移住を勧誘し、之に對して幾分の便宜を與ふるが如きは、假令他に事情の有るにもせよ、大に名譽心に富むものに非ずんばなす能はざるなり、故に百戸以上を移住せしめたるものに對しては、其美擧を表彰し且つ將來を奨勵するの意を以て、名譽賞牌を贈與するも亦此の方案に對する一策たるべし、聞く所に依れば、北水協會に於ては既往及び將來に於て本道の漁業上に偉益を與へたるものに對して、名譽賞牌を贈與せらるゝの企ありと、果して然らば漁民を移住せしめたるものに對しても亦之を贈與するの意を廣く世人に告白して此擧を奨勵せば、世間有志の士或は奮て此美擧を遂ぐるものあるべし、況んや漁民の移住は農民の移住に比すれば、頗ぶる簡易にして且つ多くの費用を要せざるに於てをや、

右の論文に次で乙等賞を得たるは雙翠學人の答稿なり、此稿は廣く漁民移住の方策を說かざれども、專ら從來の屯田兵と對立して新に屯水兵なるものを置かんとの意見を立て、戰時は水兵となりて海軍の用を爲し、平時は漁業を營みて水產を盛にし、國防水產兼ね舉がり、拓地殖民併び行はるゝの方案なりとす、次は臥牛隱士の寄稿なり、此の稿は本文に於て漁民移住の必要併びに方案を詳論したれども、其意見は大抵前者と大同小異なるが如し、但本文の附錄として別に水產物及漁獵器械の改良以下五項の方案を立てたるは頗る注目するに足れり、故に之れを併記す、

第三章　屯水兵設置論　漁業振興策

北海道に漁民を移住せしむるの方案は如何にすべきや、予は潛思熟慮、此事業の敢て人民にのみ放任すべからずして、則ち政府も亦銳意事に從ひ以て之を保護するの責任を有するを知る、蓋し政府の奬勵其宜しきを得、政府の保護其當を得て而して人民も熱心其道を講じ奮勵其業を務めば、

初めて其功の擧がるを見るべし、故に予は北海道に屯水兵なるものを設置するを以て最良策なりと思考す、

而して予の所謂屯水兵なるものは、平時は專心漁獵に從事せしめ、海邊事あるに臨みては漁網を捨てゝ其防禦に從事せしむべきものなり、今之れが詳細を述んとするに、屯田兵法中取るべきあり變ずべきありと雖も、要するに其大要に於ては則ち之に準據するを良しとす、屯田兵制に據るに身躰强壯なる華族或は士族にして年齡十七年以上三十年以下の者より撰拔すとありて平民を除けども、屯水兵にありては斯る制限を置くの必要を見ず、殊に漁業の如きは農業に比して熟練を要するの大なる、彼の劍術を買りて犢を買ふが如くなると能はず、舟機を運用し水理に慣習するが如き寧ろ困難なるの事情あれば、却て之を海濱に生長し船舶を居宅とするの漁民に求むるは理當に然るべし、屯田兵は開墾地を下賜せらるゝと雖、屯水兵には之を要せざる代りに其移住の當初漁具一と通りを下賜せらるゝと、猶屯田兵が農具一と通りを受くるとと同じかるべ

し、固とより漁具の如き頗る高價のものたれば、或は充分之を給するの餘資なきを困むべしと雖も、水產事業に至りては一人一家の力以て能く之を營むに足らず、一家獨力功を奏する能はざるを以て宜しく幾戸を合して之を一組となし、各組に給するに漁網一具漁船及其他の雜具を給すれば足れり、故に其費用の如きも戸數に比すれば豫想する程の多金を要せざるべきなり、且つ方今北海道漁業に於て思ふべきは其規模の狹少なるにあり、若し漁業の盛大振興せんとを欲すれば、須く充分之を改良せざるべからず、漁網の如き差網に比して立網の優れる幾許ぞ、而して立網の數は遙かに差網に及ばざるが如し、漁船の如き亦然り、現今其最良最堅なりと稱せらるゝものと雖、猶之を歐米のものに比すれば幾等の下に位するを免れず、宜なり其海上少しく風急に天候儘かに荒凄を加ふる時は、目前魚群の簇過するあるを認めて而して敢て之を捕拿する能はざるや、漁の如く其魚期冬日にあるを以て其最となす、所謂其不漁なるもの全く魚の漁すべきなきにあらず之を漁する能はざるなり、故に漁業を論ずる者、

漁船の改良

先づ指を漁船の改良に屈せざるなし、左れば之が改良の如何を望むは之を政府の保護を蒙むる屯水兵に望まんばあらず、政府は宜しく各組に供するに改良漁艇(北海道廳に於て試作せる如きもの)を以てし、一面には漁夫の生命を安全にし、一面には其漁利を增大ならしむべし、果して然らんには海上に於ける進退動作其意の如くなるを得て、風伯雨師も之に加ふるを能はざるべく、從前の如く指頭を口にして空しく巨利を委棄するの損なく、遂には進みて數十百里外の洋海に遊珠を拾ふを得ん、漁業の振興茲に於てか初めて成ると謂ふべく、漁夫の利益に倍蓰して測るべからざるものあらん、

水產漁具の改良

(第一)水產物及び漁業器械の改良　此等改良發明の事たる、須らく相當の報酬なかる可らず、故に道廳は之が發明者には相當の賞與を行ひ、又北水協會に於ては、特に懸賞して以て其改良を促されん事を希望す、

水產稅徵收法の改正

(第二)水產稅徵收方法を改正し、漁業者の負擔を輕くする事、其方法たる、從來の收稅委員なる者を廢し、其事務は戶長役場をして之を兼ねしむる

事と爲し、戸長は其營業組合をして其產額を屆出しめ、組頭及び其組合の役員に諮詢して其稅額を定め之を徵收するか、又納稅上に關して組合負擔の幾分を補助せられん事を希望す、

水產學校

(第三)水產學校及水產傳習所を設くる事　道廳に於ては須らく完全なる水產學校を設立し、國費を以て善良なる水產技師を養成すべし、而して次に各地重要なる場所に水產傳習所を設け、水產技師をして簡易に水產に關する百般の事柄の傳習を爲さしめんことを要す、

輸出稅

(第四)輸出稅の免除　世人或は今日の政費上能ふ可からざるを云ふものあらんなれども、是れ採るに足らず、本道水產輸出稅を廢除するも、其額極めて僅少にして政府の庫中大なる影響を及ぼさゞる而已ならず、一方に於ては輸出を增加し、其利益施て漁業者に及ぼす可し、

取引所

(第五)水產物取引所を設くる事　合資的組織を以て、水產物取引所を設けざる可らず、而して此水產物取引の有利の營業たる事は明かなる事實なれば、世の資本家率先計畫するに於ては、其利大なるのみならず本道漁業

運輸

を發達進捗するに於て大効ある可しと信ず、

(第六)運輸の利便を進むる事　今水產物の運輸を便にし其發達を謀らんとせば、沿海地方の道路の通せずして不便を感ずる所は勿論之を開通し、又修築せざる可からざるは言を須ひざるとなれども、余輩の最も憂ふる所は船舶運賃の高價なるにあり、何となれば水產物の運輸は重もに船舶に依る者なればなり、

○水產物價格表

年次	鰊	鮭	鱈	鰛	昆布	其他	合計
二十三年	五、七七一、三八五円	六九四、三五八円	八四、四七一円	二二九、八八八円	五五三、九三〇円	六三〇、六三七円	七、九六四、六六九円
二十二年	四、六〇五、九七四	一、一一八、三二三	八八、一二九	二五七、〇二七	三八九、四七三	三三六、九二六	六、七九五、八五二
二十一年	四、二四三、五〇六	七六二、〇〇八	六五、四一五	一六〇、四六三	三一六、七四四	四一〇、三一一	五、九五八、四四七
二十年	三、六〇二、四五一	七二三、八八一	六三、三一九	二三九、一六七	三七四、二七八	二六二、八八四	五、二六五、九八〇
十九年	三、〇四九、四五二	五五二、二八二	六八、六五四	九七、五一八	四七二、五七四	二九六、〇九八	四、五三六、五七八
十八年	二、八四八、八二〇	五〇〇、六〇四	九八、四三五	九七、五二七	四九六、八三八	三三五、七七九	四、三七八、〇〇三
十七年	三、五四二、二六二	四八三、〇七一	九三、三七九	一三五、二四二	三七二、四三九	三七〇、五一九	四、九九六、九一二

年次							
十六年	三、二九〇、四三四	六〇九、六五二	八五、三〇二	一九八、七三四	四〇二、四二〇	五一三、七二八	五、一〇〇、二七〇
十五年	五、〇八七、五六〇	八一二、三九九	八七、六五七	九〇、六八八	八九六、九九〇	三八九、一五〇	七、三六四、四四三
十四年	五、一三七、〇〇一	八四六、一三三	八四、三七六	一一一、一五〇	五七〇、三六七	三六七、四二九	七、一一六、四五六
合計	四一、一七八、八四五	七、一〇二、七一〇	八一九、一三七	一、六一七、四〇四	四、八四六、〇五三	三、九一三、四六一	五九、四七七、六一〇

○輸出水產物代價表（內ハ內國輸出 外ハ海外輸出）

年次		北海道輸出物品總計代價	同上ノ內水產物代價	其他ノ物品代價
廿二年	內	八、〇八〇、四八七円	七、三七二、六一七円	七〇七、八七〇円
	外	七八一、四四六	五三〇、五〇九	二五〇、九三七
廿一年	內	七、一六九、八二二	四、九四六、一三九	二、二二三、六八二
	外	五三六、〇五四	四一八、二五六	一一七、七九八
二十年	內	五、六七三、〇五四	三、二七九、二七一	二、三九三、七八三
	外	七三五、四七七	五三二、一三三	二〇三、三四四
十九年	內	五、〇〇三、五六一	二、九九四、〇四九	二、〇〇九、五一二
	外	六七三、五四八	五九五、九一九	七七、六二九
十八年	內	六、一五〇、五五三	二、九三一、九一二	三、二一八、六四一
	外	六八一、二九四	五八四、八五〇	九六、四四四
十七年	內	五、九〇一、二七五	三、三〇〇、三七二	二、六〇〇、九〇三
	外	三七八、九一三	三七六、一一一	二、八〇二
十六年	內	六、二一一、五一六	三、二二一、三二四	二、九九〇、一九二
	外	三六六、七五〇	三四八、五四九	八、二〇一
十五年	內	六、五六一、四〇一	二、八五四、六八四	三、七〇六、七一七
	外	五〇八、〇八八	五〇三、一三八	四、九五〇
十四年	內	七、〇四一、八五七	四、〇五一、二一四	二、九九〇、六四三
	外	八二六、三七四	八〇三、四九四	二二、八八〇
十三年	內	七、四七八、四二五	四、六三七、二八五	二、八四一、一四〇
	外	七四九、二六二	七三四、九八五	一四、二七七
合計	內	六五、一七一、九五〇	三九、四八八、八六七	二五、六八三、〇八三
	外	六、三〇七、二〇六	五、四二七、九三三	八七九、二七三

○漁夫一期間賃錢

漁期	最高	平均	最低
鰊	三十五圓	三十圓	二十圓
鮭	三十圓	二十五圓	十五圓
昆布	十八圓	十五圓	十圓

○水產稅累年表

年次	金額
明治二十二年度	二一五、一〇一、二二四圓
仝二十一年度	二一八、七七五、六七四
仝二十二年度	二二〇、二一二、五五二
仝二十九年度	六一一、四〇〇、〇九七

第十四編　工業

工業の種類最も多き國は、外國に比して他の事物を同等と見做すも、大概最も繁昌し最も勢力あり、又最も富饒なるものと謂ふも不可なかるべし、農業は縦令人の職業中にて首位に立ち、且つ最も必要なるものなれども通商及び作業上より觀察すれば國民に最善結果を與ふること尚ほ鮮し。

（ジェンス）

第一章　農工業保護監督の程度如何

保護政略の事を誤まり民を害せるは何ぞや、政府の監督嚴密ならざるに由る、保護及び監督の限界已に明白なるもこれが處分を斷行せざるに由る、予は本道に於ける各種保護會社の現狀を觀察するに及でこの感殊に深しとす、

抑も本道農工事業の保護奬勵は、舊長官岩村通俊氏の時代に一定したるものにて、今ま其の要領を擧げんに、從來各府縣の資本家にして本道の事業に放資せんとするものある、他地方の如く一時に數萬圓の資本を卸して三五年間に利潤を得べきにあらず、運輸交通等一般の事多くは未だ成功せざる本道に於ては、資本家に利潤を與ふるの期甚だ遲きを以て、其

の起業心を牽引し難く、たとへ一旦放資するものあるも沮喪落膽するもの多し、故に道廳は是等資本家の起業心を奬勵せんが爲め、各種の會社に對して利子保證の保護を與へ以て容易に其の目的を達せしめ、兼て公衆一般の利益を圖らんとするものゝ如し、

この保護目的は本道殖民地に於ける急務ならざるにはあらず、新開殖民地に於て少數有力家に專有專占の利權を與ふるは、古來經濟家の甚だ得策とせざる所なれども、我邦資本家の實際と本道開拓上の現狀に據てこれを察すれば、是れ亦已むを得ざるの政策なりと謂ふべき歟、然れども已に保護と云へばこれと同時に監督の行はれざる可らざる事を記憶すべし、又保護に對する監督の必要を認めたる上には、この保護は何事を保護するの本旨なるか、如何なる程度若くは區域にまで保護の恩澤を及ぼすべきものなるかを思はざる可らず、保護の限界已に分明なれば監督の程限亦劃然として知らるべく、保護を與へたる當務者の地位及び職權より して保護を受けたる資本家に對し、何等の監督を行ふべきか、如何なる事

保護ハ何事を保護するの本旨なるか

柄に就きて監督の制裁力を下すべきかを知ること槪に容易ならんのみ、殊に予が本案の論斷を下すに當りて先づ明晰的確なる解釋を下さゞる可らざるの必要を覺ゆるは、保護及び監督の眞成なる意義と効力とに在りとす、本來道德主義の感化力に支配せられたる東洋人民の頭腦には、事物の性質及び限界に對して條理上の判斷力極めて微弱なるより公私混同官民錯亂し、これが爲めに行政上及び司法上に於て眞に慙づべく又憐むべきの迷想誤認を生じ、夏ふべき事を憂へずして賀すべき事を賀せざる者多し、左れば本道に於ける政策の如きも、保護を與へたる官吏と保護を受けたる人民との間に於て、双方共に期す可らざることを期し、望む可らざる事を望み相互に當然爲すべくめるやも知る可らず、況んやこの間若し行政上の公德を誤用して、一人一個の私恩を責るが如きの流奬を生じたらんには、其の禍害の實に底止する所を知らざるに及ぶも亦怪むに足らざるをや、

公私混同官民錯亂ふべきを憂へずして賀すべきを賀せず

第二章　札幌製糖會社の補給利子

同會社の善後策ありや

現時本道に於ける五六の保護會社に就きて、其の營業の實況損益の有樣を考ふれば、同一に保護會社と謂ふも其の情態は大に異同あり、或は已に獨立自營の目的を立てゝこの上の補給利子を必要とせざるあり、或は道廳の保護に依り僅に會社の命脈を維持するあり、斯の如く實際の有樣に於ては互に大異同あるにも拘はらず保護者たる北海道廳長官の目より之を見ては毫も會社の內幕內情に立入るの必要なく唯當初の保護目的に立戻りて會社は果して能く相當の義務を盡し得るや否を吟味し若し其義務を盡さゞるの實跡を認めたらんには時と場合によりて斷然補給利子を差留むるの處分を決行せざる可らず、是れ行政官が保護會社に對する相當の處分にして予の多辨を要せざるものとす、

札幌製糖會社の如きは本道保護會社の重立たるものにして、近來の破綻は獨り會社部內の大隳廢のみならず、北海道及び道廳全部の瑕瑾となりたり、然るに道廳と會社との關係は從來の成行に於て所謂保護監督の限界明白ならず公私混同の奬習ありしが爲め、一の私立會社の不始末は世

唯當初の保護目的に立戻るべし

上の一問題となり、北海道廳の大事件となり、本道には製糖會社の事件外に他の問題なく、道廳の事務は全く會社の彌縫策に在るが如きの有樣となりたるは實に慨嘆すべきの至りならずや、予よりこれを見れば製糖會社處分の如きは當局者に於て甚だ難事なりとも覺へざるなり、當然爲すべきの手續を爲して、保護と監督との本旨本務を盡すの外には、復他の一の奇計妙策なきなり、在昔孟軻は惠王に告ぐるに本に反るの一途あるを告ぐるのみ、も亦道廳長官に向て唯本に反るは惠王に告ぐるに本に反る事を以てす、予元來北海道廳が會社株金五十萬圓に對し、株金募集の翌日より開業まで年五朱の利子を下付し開業後配當金一ヶ年五朱に上らざる時は、五朱迄の不足額を補給することゝし、且株式中二萬圓を帝室財產中に加ゆるの特例保護を與へたるは、會社の役員が正當着實に安全無事なる製糖事業に從事し、內は株主に對して滿足を與へ、外は本道人民就中甜菜耕作者に向て相當の義務を盡すべき德義と伎倆とを信用したるに由るなり、已に五朱の利子を下付し、又五朱迄の不足額を補給せる其資金は果

して何所より出づべきか、若し道廳長官の私財より出づるものとせば、予はこれを嘿過することを得べしと雖も、是等の資金は皆人民の粒々辛苦滴々膏血より出づるものとせば、今の世態に當りて何人か能く嘿視すべけんや、

若し札幌製糖會社にして到底營業繼續の目途なくんば、予は當務者に向て斷然保護金の差留を勸告すと雖も、同會社の興廢は實に百方に種々の影響を及ぼすべきを以て、輕卒なる急激處分は予とても固より贊成する所にあらず、左れば本論の起草中恰かも同會社總會の期日に當りたるが故に予は特に注目する所ありしが八月二日の總會は兼て評判の通り、飯山淺羽兩派の爭論を以て議場に大紛擾を生じ、双方とも實業會社には、あられまじき擧動もありし末、臨時會を開き可決せる原案に據るに、公選社長の外理事會計檢査役取締支配人副支配人工場取締の外顧問若干名ありとの趣にして先づ此に姑く一段落を立てたるものなる歟、

然るに目下如何に有力多智なる重役を得るも、今後營業繼續の方案に至

甜菜の收穫と商品販賣の見込

りては詰まり運轉資金の調達策に過ぎず、而ふして其の支出法は社債を募るか、株主の出金を要するかの兩途に外ならざるべし、この場合に於て何人にても出金するに當り先づ吟味せんと欲するの要點は、製造資料たる甜菜の收穫と、商品販賣需要の見込とに在りとす、昨年十月の試造は甜菜買入に差支たるも本年初度の製造は豫期の通り果して六百町歩の供給を得べきか、現在の見込にて四百町歩の外空知に二百町歩の豫約ありとの噂は信ずべきのものなるか、製造の上は東京相場運賃差引して目下何程の利潤あるか、而ふして差向き甜菜買入職工給料に必要なる資金五萬圓程にて足るとの豫算は眞に確實なるものか、予は本と破壞主義を取らず又急激手段を惡む、故に一旦大破綻を生じて復た收拾す可らざるに至りたる製糖會社にても、兎に角表面は八十萬圓の大會社にして恐れ多くも帝室財産の一部となりたるものなるを以て、若し緣ありて度し得べくんば其の復活を望まざるにはあらず、かの本邦にて最とも大切なる日本製茶會社か二十萬圓の保護金を取り上げられ、七月廿八日東京彌生館

に開きたる株主總會に於て哀はれ果敢なく芝公園の露と共に消へ失せ、遂に愈〻解散の決議をなしたる末路を見ても實に痛歎に堪へず、今後復た斯る運命に陷ゐるべき大會社なからんことを祈るものなり、

是故に行政官たる道廳長官が、保護の目的を明かにし、監督の限界を立て、今後製糖會社の新役員に對しては唯定欵に據りて其の事業の有樣を視察し、營業出納の摸樣に就ては帳簿を檢査して實際と相對照し、新役員より果して今後株主に對して損亡を掛けず、甜菜耕作人に滿足を與ふべきの見込を確立し十分信據すべきの條件を以て營業に取掛るべき運びとなりたらんには姑らく先づ渠等が爲す所に一任して、其の言行果して一致するや否を監察し、渠等が依然として尙ほ舊套を沿襲し、陰謀詐術巧みに世間を瞞着し去らんとするか、又は本家本元たる當地の製造營業を後にして唯投機賣買に熟中する等の場合に至りて、愈〻斷然たる處分を下すも亦晩しとせざるべし、要るにこの處分の緩急遲速は獨り道廳長官の手心と云ふべきものにて行政的伎倆と云へるはこの邊にあるものならんか、

○工場業及製造場處分の顚末

場名	資本金	拂下 區別	拂下 價格	利引 年賦	利引 即納金額
葡萄酒釀造場	一、九七六、〇〇〇円	即納	一、八八六、三一四円	五十ヶ年賦	五、二八九、〇一七
麥酒釀造場	八、六三六、〇〇〇	八ヶ年賦 四年据置	二六、六七二、二三三		
紡織場（製絲部 機織部）	二八、八六九、〇〇〇	即納	六、九二三、五九〇		
製粉場（舊 新 乾燥器）	三、五五六、〇〇〇	即納	二四一、八九六	五十ヶ年賦	一九二、六九五
		十ヶ年賦	九七一、七五三	五十ヶ年賦	三、七二九、七一三
		十ヶ年賦	一八、八〇八、八一八	五十ヶ年賦	二五九、六五四
製網場	三六、九一一、〇〇〇	七ヶ年賦	一、三〇九、四二四	五十ヶ年賦	二一六、〇二二
鐵工場	二一、〇八八、〇〇〇	即納	一、五二五、一四〇		
木工場	二二、〇四五、〇〇〇	即納	六八二、四五六		
石狩鑵詰場	二〇、六六二、〇〇〇		二、〇三一、七九八		
根室木挽場	八九六、〇〇〇	八ヶ年賦	六四七、三三〇	五ヶ年賦	四九〇、七七八
七重水車場	?	即納	二、五四六、六〇〇	燒失	
七重製煉所	?	即納	五四五、五二五		
上磯煉瓦製造場	?	即納	二四六、二三五		
別海鑵詰所	七、一〇三、〇〇〇	即納	五〇、〇〇〇		
厚岸鑵詰所	六、六一七、〇〇〇	八ヶ年賦	五、七二五、二三二	五十ヶ年賦	九九三、三七九
		即納	六七九、〇〇〇		

篠路醤油醸造場	?	即納	八三六、六四五		
紋鼈製糖場	?	五ヶ年賦	株券 四四、五〇〇、〇〇〇	八十ヶ年賦	公債證書 九九四、八〇七 株券 五、五五九、七八五
札幌活版所	?	即納	八二三、九四四		
紗那鑵詰所	四、三八一、〇〇〇	八ヶ年賦	三、五五六、六六九	五十ヶ年賦	六一七、一一四

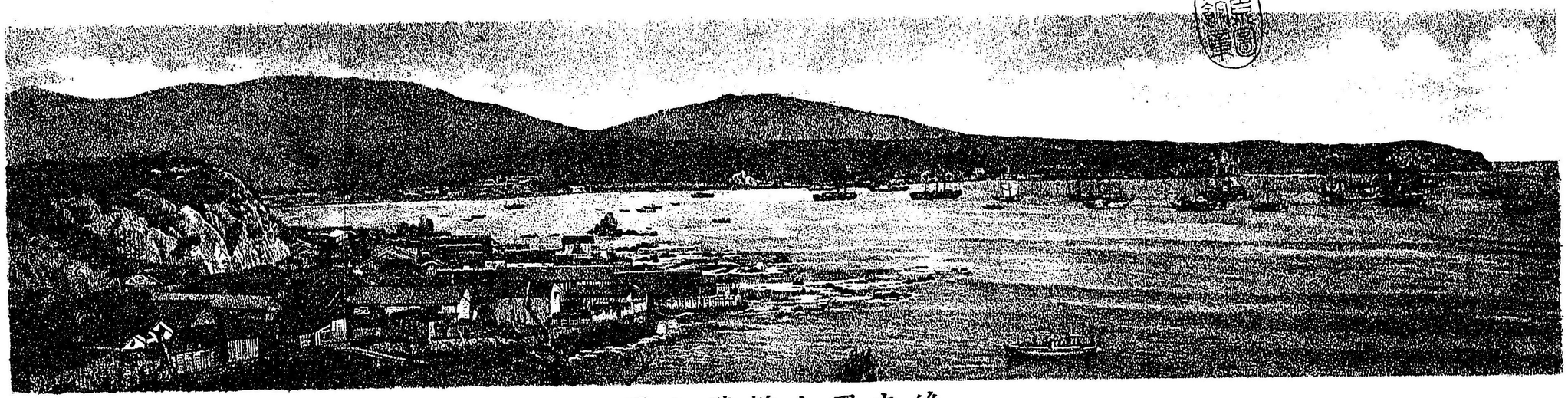

後志國小樽港之圖

函館港東濱町より望む船渠と船舶

晋人をして各種の國民人種種族即ち白皙人黒色人赤人黄人等を招致せしめよ晋人をして渠等を厚遇し渠等に瓦田を與へ渠等を平等法律の下に置かしめよ國土は廣大にして諸人を容るゝに足り土壌は肥沃にして諸人を養ふに足れり。（ヱマルソン）

第一章　小樽、浦港間に於る直航貿易

北門の店舗

本邦の外交進路は益〻平和政略の一途に出で、海外通商の區域將に擴張せんとするに當りては、先づ四隣諸國に向て大に手を廣げ、支那朝鮮及米國濠洲の諸港に對する輸出額も今後必ず增加する所あるべし、然るに今また近隣の一大帝國たる露西亞に對する通商の他方に比して甚だ振はざるは疑ふべきの一なり、元來本邦人が北海道を指して北門の鎖鑰と言へる其の内心は幾分か露國を敵視するの感情的想像より起りたるものにして、かの湖南事變の如きも多少此種の感情より胚胎せる一種奇怪の現象に過ぎず、

斯る感情の極端は則ち鎖港主義にして、日露間の自由貿易の如きは思も寄らぬ談なり、然るに目下世界の大勢を知り露廷の内情に通じたる識者

は右の感情的思想に就て深く慨歎せざるはなし、今や湖商事變の影響は反つて日露間修好上の情誼を厚くするの傾向あり、當時不意の奇難に遭ひ玉ひたる皇太子殿下は歸國の上親く皇帝陛下に對し、實際の狀況を報告ありし後は、日露間將來の修好上反て意外の好結果を生ずるやも計られず、扨て先回右皇太子殿下の起工式に臨みたる西比利亞大鐵道も來る千八百九十五年即ち明治廿八年頃迄には全く竣工開通すべしとの說あり、果して然らば此際本邦の通商家は露國に對して先づ如何なる着目を要するか、第一浦港に對する地理の遠近を知りたる上にて同港貿易市場の有樣及其風俗人情等に通せざるべからず、今單に航海の便利より考ふれば本道小樽港より西方に向て直航すれば僅に一晝夜半にして同港に達すべく、其海上航路の平穩なるは最も豫想外なりとのことは實驗ある郵船會社員の語りし所なり、此外函館室蘭等の港より出帆すれば必ず二晝夜を要すべし、又目下室蘭港の傍らなる長萬部より西海岸の忍路に達する七里間の地峽を開鑿すれば曾に北海道の交通上に便利を生ずるの

小樽港より僅に一晝夜半にして浦港に達すべし

みならず、同港より浦港に達するの航路に一層の航路を近くすること小樽の比にあらずとて目下頻りに工事を企てんとするものあり、要するに日露間の通商は小樽港若くは室蘭港必ず其要衝に當らざるべからず、國防上に於ける北門の鎖鑰を一變して通商的北門の鎖鑰となさゞるべからず、聞く近頃富山縣下越中礪波郡の人竹內林藏氏は其所有帆船北海丸を以て新潟浦港間の航海を企て、先づ同港に支店を設け一ヶ年五航海の見込にて三ヶ年程辛抱し白米、家具、反物其他食料品を積込み先づ第一回航海を試むるのことにて、同氏は是迄屢〻浦港に至り實際目擊し來りたる人の由なれば必ず失敗することなかるべし、

北門の鎖鑰を一變して北門の店舖となすにも限らず、其他海運の便利ある諸港より輸出品を積送ること竹內氏の新港浦港間に於けるが如くならんことは、予の最も希望する所なり、然れども浦港通商に就て十餘年間露國に滯在し同港の貿易市場及一般の商況に精通し一昨年歸朝せる一紳士の說く所によれば今後日露間通商に從事する人に取ては大いに參

外國商人と相對抗するの資力あるべし

考となるべきものあり、凡そ同港に通商を開かんと欲するものは重立たる外國商人即ち獨乙、支那、北他、英、米諸國の資金に富みたるものと相對抗するの資力なかるべからず、彼等は皆相當の資力ある上に金融上信用貸借の事自在に行はれ、三萬五萬の金融も無抵當にて取引し其他荷爲替等の取引十分自在に行はるゝを以て、貿易上代金の取立方等も至て緩漫なる風あれども、本邦の商人等は往々右等の便利を有するものなきを以て、有限少額の資本を投じ一航海にして直ちに利潤を收めんとするが故に、右等の外國商人に對して常に後れを取ること多し、故に資本少くして只眼前の利純を取らんと欲するものは到底眞の通商を營むこと能はざるなり、

第二章　露國交際社會の情態如何

本邦の通商家若し浦港に至りて相當の商店を開かんと欲せば可成的自から露國語に通ずるか、又は十分露語に通じ重立ちたる文武官吏紳士紳商等の交際を善くすべき支配人を設かざるべからず、歐洲の文明國にて

露國に通ずべし又交際を善くすべし

ありながら、同國官吏及中等社會の間には一種封建的の風儀行はれ、外國商人が商品を販賣するに於ても、顏情相熟し交誼漸く深厚なるに至らざれば十分の利益ある注文なし、故に差向露語を善くして氣候寒暖の挨拶は更なり、入込たる掛引談判にても差閊なく運ぐるものに非ざれば、一種の習慣ある露國紳士の氣に入ると甚だ難し、若し露國交際社會の季節たる冬期三四ヶ月の間に當り、宴會夜會舞踏會等の招待を受けて出席したる時若し過て英語でも使ひたる時にはこの一事にて忽ち露人の感情を害し、迚ても先方の機嫌に入ること能はず、又舞踏は如何拔と種々勸められたる場合に於て、われも不案內なり、これも無調法なりと、片隅に引込み居る樣なることにては、是れ自から好みて交際外に立ちたるものにて、他人と對等の交りを結ぶなどは思ひも寄らず、漸く疎外せらるゝに至らん、斯の如き商人等が同港の地方官鎭臺裁判所銀行等の紳士より愛顧を受んとは豈亦至難の事ならずや、

抑も浦港通商の初て起りたるは明治十二三年の頃に在り當時久しく露

國に滯在せし外交官學生等が彼地の風俗人情に通じたる上善く貿易市場の有樣に着眼し、日露間交通に於て輸出入上彼此通貨の異同に就て荷爲替等經濟上種々の利益あるを知り、且浦港は遠く首府を離れたる海岸の一都府にして內地と交通運輸の便猶開けず其府內に用ゆる所の物品は概ね伯林、巴里等數千里外の產地より輸入し來れるものにて運賃を見込たる物價は非常に高貴なり、且つ實際府內にて用ゆるものは上等品多からずして中等以下の物品多く生活の程度は先づ歐洲の田舍地方を言ふべき土地柄なれば、恰も日本より輸出すべき雜貨の向口宜しく、殊に航路近く運賃低き中等の物品は最も同港に適し、茶、米、麥粉、石炭、器具類及び他の雜貨等は必ず見込あらんとの考案を立てたり、此の外に今一の見込と言へるは同港府內の銀行會社及商店等に雇用せる主管者記等は概ね內地の首府若くは歐洲の各都府より來りたるものにて、皆格別の高給を取りけるより、今後若し本邦人の露語に通じて稍〻學力才氣あるもの右等の商社等に入り、從前の雇人等よりは格外の薄給にて雇はれたらんに

航路近く運賃低き中等物品は浦港に適す

は先方にも得益ありて當方には通商實驗の好結果あるべし以上數項の考案より當時の外務卿井上馨氏に說きたるに、通商上最も着眼の高き井上外務卿は其議を容れて之を當時の大藏卿大隈重信氏に謀りたるに經濟上最も機敏なる大隈大藏卿は直に之を贊成し、然らば愈〻日露通商の端を開かんとて、仕組たるものは即ち貿易商會是れなり、

當時貿易商會の初めて起りたる時は、發起人を初め諸役員皆浦港の事情に通ぜず、幸に其資本金の多きが爲め先づ四五年間は利益を見ざる覺悟に依て、最初より大仕掛に開業せしに、同港派出の日本外交官等の保護奬勵に依て、案外に取引繁昌し豫期外に利潤を收むるととなり、前三年間は最氣最も宜ろしかりしと云ふ去れば明治十二三年頃の本邦輸出品の價格は五萬圓より一躍して十萬圓となり、之より益〻發達して容易に五六十萬圓にも及ぶべき勢なりしに、惜哉開業後僅數年にして貿易商會は橫濱の他の取引上に失敗を招きたるが爲め、浦港通商の發達も一時は中止の姿となりたり、其後同商會の發起人たりし杉本氏は獨力を以て倘は日

露通商に從事し居るも尙ほ前日の景氣を挽回するに至らず、而して其他日露通商に從事せんとする人〻は、概ね前記せる數ヶ條の條件に適當するもの少しとのことなり、思ふに目下東京青森間の鐵道愈〻成りて、青森より北海道室蘭の航路を開き、室蘭港より札幌に達する炭礦鐵道の開業は正に明治廿五年七月と定り、其機關車の運轉は本年十一月より之を開き全道竣工の上は、東京札幌の路程凡そ四十餘時間となるべき、場合なれば、其東京に於て之を企つると北海道に於て之を興すとに論なく、浦港に對する通商、即ち日露間の平和的交通は、今より必ず大に開くべき氣運に達したりと謂ふべし、

○都邑物價提要(明治廿三年)

品目	數量	札幌	小樽	函館	根室
米	一石	*			
大麥	同	四十錢厘 七、三八八	四十錢厘 六、二〇〇	四十錢厘 六、二〇〇	四十錢厘 七、三〇〇
小麥	同	三、八五〇	三、〇〇〇	四、四五〇	四、二三〇
		四、三〇〇	四、八〇〇	五、〇〇〇	—
食鹽	同	一、三五〇	一、一〇〇	二、一〇〇	一、三五〇
味噌	壹貫目	一、八〇	一、七〇	一、六〇	一、七三
醬油	壹升	一、〇〇	九〇	二、二〇	一、五〇
清酒(大山)	壹升	一、八〇	一、四〇	一、八〇	一、九〇
茶	壹斤	三、〇〇	四、〇〇	三、五〇	三、五〇
白砂糖	壹斤	一、一〇	一、〇〇	八、七	一、二〇
鰹節	壹貫目	一、八五〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、九二〇
木綿	壹反	四、〇〇	二、四〇	四、五〇	五、三〇
石油	壹函	二、〇〇〇	一、九八〇	一、九〇〇	二、二五〇
薪	十貫目	三二	一、二〇	一、七〇	七五
炭	同	一、八〇	三五〇	三五〇	三二〇

*印は輸入不足に付高價となりたる分なり又本表は卸相場に付小賣相場は是より二三割方高價なりと知るべし

○內國輸出入物品原價

年次	輸出	輸入
明治廿三年	一三、二五一、九四七円	一六、二六五、八八二円

明治廿二年	八、〇八四、四八七	八、五一七、一三四
仝　廿一年	七、七九七、四九三	七、七七一、七四八
仝　二十年	五、六七三、〇五四	六、五一二、九八九
仝　十九年	五、〇〇三、五六一	五、六〇九、六四五

○函館港海外輸出入物品原價

年次	輸出	輸入
明治廿三年	八二三、五二四円	六七六、九三四円
仝　廿二年	七八一、四四六	一一七、七〇六
仝　廿一年	五三六、〇五四	三、九四四
仝　二十年	七三五、四七七	一一、四二二
仝　十九年	六七三、五四八	一六、一八五

○西比利亞鐵道の來歷里數及び行程

西比利亞の鐵道は、一千八百八十六年の創設に係る朱緬(チユメン)より歐羅巴露西亞の額喀的林布爾格(エカテリンブルグ)に至る三百四露里を以て初とす、之に次で其翌年又

額喀的林布爾格より白耳穆(ベルム)に至る四百五十八露里(九町四十五間)を架設せり、皆官設に係れり、

一千八百八十七年勅令を以て西比利亞鐵道線路實測に着手し一千八百九十年を以て工事を初め、同九十四年に於て完了すべき豫定なり、其線路の大略を擧ぐれば、浦鹽斯德より烏蘇里江畔布色(ブツセ)村に至る迄四百露里、後貝加爾州蘇都勒甸斯克(ハイカル・スト・レテンスク)より義爾克德斯克を經て多木斯克に至る迄二千七百八十六露里とす、

浦鹽斯德より喀門(カーメン)、綠巴羅夫(ルイバロフ)間陸路一百九十八露里、喀門綠巴羅夫より蘇都勒甸斯克間水路二千七百七十七露里、蘇都勒甸斯克より貝加爾湖東岸間陸路九百四十八露里餘、湖上水路九十一露里、同湖西岸より多木斯克間陸路一千六百十九露里餘、多木斯克より朱緬間水路二千六百九十露里、朱緬より白耳穆間七百七十二露里、白耳穆より下諾哥羅都(ニユーシ・ニーコロド)間水路千四百〇五露里、下諾哥羅都より莫斯科間鐵道四百十露里にして、此の現在の道路と西比利亞鐵道完成の後に於る道路とを比較せんに、從來の道路は陸路

水路鐵道を合して一萬零九百十露里とす、其內陸路は二千七百六十五露里にして一日の行程を四十露里とせば、六十九日を費すべし、其水路は六千九百六十三露里にして、一日の水程を二百二十露里とせば、三十二日を費すべし、其の鐵道は一千百八十二露里にして、一時間の速力を七十五佛里とせば、十六時間を費すべし、假りに此十六時間を以て一日と算するときは以上一百零二日を要す、然るに西比利亞鐵道完成の後は、其里程概ね一萬一千百三十一露里となり、其水路五千百五十露里にして十三日を費し、其鐵道は五千九百八十一露里にして三日と八時間を費す、之を四日と算するも僅かに十七日間を費すに過ぎず、之れを前者に比較せば實に八十五日を短縮するなり、若し亦他日布色村と蘇都勒伺斯克間及び多木斯克と朱緬間に鐵道を敷設するの時に至れば、其行程僅かに一週日を出ざるべし、

露國は、黑龍烏蘇里兩江の水運により東洋の門戶を開きしより、電信線は韃靼海峽を越て薩哈連島の南端に達し、南綏芬河の沃野を貫き、以て氣脈

を沿海の要港に通せり、近來又た米國より破氷器械を購入するの議あるを聞く、果して此の如くなれば、浦鹽斯德港は往日の如き冬期封鎖の軍港にあらざるなり、況んや鐵道の大工事は、以て露西亞本國と日本帝國間の距離を短縮するをや、其の軍備に殖民に進歩の迅速にして東洋の大勢に切迫する、復た昔日の比にあらざる可し、

○西比利亞電信の起源線路及電報料

電信線の架設は、一千八百六十三年彼得堡より亞伯利の義爾古德斯克に通せしを初とし、其後一千八百六十七年更に此線を延長して、東は黑龍江口の尼古來斯克に至り、南は日本海岸波西圖(ボシエット)戍所及び浦鹽斯德に達し、是より日本の電信線(浦港長崎間の海底線六百五十海里)に連絡せり、又一千八百八十二年黑龍江の電信線を的喀斯土里港より薩哈里島の都額(ドエ)(海底線六十海里)に通じ、哥爾薩(コルサ)港(ヨー)の(楠溪)の戍所に達す、是によりて西伯利中雅克德斯克及び堪察加を除く外、電信線の通ぜざるの地なきに至れり、

西伯利の電信料は十語に付六十五可より、外國との電信料は一語に付き

凡一弗四十仙とす、

一千八百八十九年露清兩國電信線接續の豫定條約を締結せり、此條約は十一款よりなれるものにして、其接續する處は、一は滿州琿春（ワンチュン）地方より露國邦和期司克地方の線と接續せしめ、一は滿州海蘭泡地方と露國白拉照（ブラゴ）夫琛斯克（ウェンチェンスク）地方の線と接續するものとす、露清兩國の電信局は各自電信線の架設を疆界に止め、又自之を修理經營し、相互に跨越することを得ず、此條約により黑龍江の電信線は、白拉照夫琛斯克より僅に一水を隔る滿州薩哈連ウラ村の電信線に接するを以て、此後波西圖線は朝鮮韓城の線に通じ、薩哈連島哥爾薩港の線は二十英里の一海峽を隔て我が本道根室の電信線と接續するに至れば現今浦港長崎間の海底電信線は、早晩廢線して可し、此三線の一に連接するに至る可し、

○西比利亞の水運航路行程及び船賃

悉伯利は、四大河一大湖ありて大に水運の便をなせり、然れども河湖の沿岸に住せる人口の多少により、之れを利用するの度も均一ならず、乃ちヲ

ビ、黑龍江の兩河及び貝加爾湖の水運を以て最も盛なるものとす、

歐羅巴露西亞と悉伯利との海運に從事する一會社あり、義勇艦隊と稱す、此の艦隊は露土戰爭の後ち莫斯科の豪商等の創立せしものにして、本社を彼得堡に、支社を阿德沙（アデッサ）港に置き、平時は專ら東洋諸港との航通業を營み、殊に悉伯利東部に派遣する兵員殖民罪囚若くは沿海州近傍に輸入する貨物等の運搬に從事し、戰時は全く海軍省の直轄に屬し、巡邏運送等の役務に就かしむ、資本は帝室及び有志者の義捐金政府の補助金及び株金より成る、又一千八百八十年キヤフタ一等營業商セウエレフは、東西悉伯利の沿海州に於て海運の業を開らき、政府と訂結して四十二ケ條の條約を定め、義勇艦隊と均しく平時は運送業を營み郵便物官有物軍人罪人移住民船客及び貨物を搭載し、每年五回海洋及び韃靼海峽を航海す、政府は社主の無賃にて郵便物を回送し、下士卒罪人移住民公用貨物を回送する爲め、十五年間會社に向て保證金を下附す、即ち前十年間は航路一海里每に紙幣三留（ルーブル）として、全里程一萬八千六百六十四海里の金高五萬五千九百

九十二留づゝ毎航海に之れを下附し、自餘の五年間は毎年其の一割を遞減す、而して東洋諸港總督は、汽船の堅否製造の良否を撿するため、毎年浦鹽斯德初航の際に於て、撰任委員をして之を撿査せしむ、其の軍時に際する時は、政府の需に應じ速に船舶を擧げて悉く之れが用に供す、此の間は航海を廢せし航路に應じ、保護金を受け、又船舶附屬品の實價に對して利子を受く、若し船舶沈沒若くは廢船となるときは、其の船舶の實價を受く可きものとす、今ま各地航路及び船賃を擧ぐれば左表の如し

里程（伊太里海里）

	漢口	上海	長崎	浦港	俄里噶	哥爾薩	帝港	都額	的喀斯土里	尼古來斯克
漢口	600	1030	1590	1650	2030	2070	2170	2210	2340	2340
上海	460	1020	1080	1460	1500	1600	1640	1770	1770	1770
長崎	600	750	1100	1130	1276	1315	1435	1435	1435	1435
浦港	204	580	624	754	774	894	894	894	894	894
俄里噶	390	420	550	570	690	690	690	690	690	690
哥爾薩	230	376	420	536	536	536	536	536	536	536
帝港	130	150	270	270	270	270	270	270	270	270
都額	60	160	160	160	160	160	160	160	160	160
的喀斯土里	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

賃錢（單位一可）

	漢口	上海	長崎	浦港	俄里噶	哥爾薩	帝港	都額	的喀斯土里	尼古來斯克
漢口	33	80	48	49	55	56	57	58	60	60
上海	29	40	41	46	47	49	50	51	51	51
長崎	34	36	41	42	44	46	46	46	46	46
浦港	20	32	33	36	36	38	38	38	38	38
俄里噶	28	29	31	32	34	34	34	34	34	34
哥爾薩	24	28	29	31	32	34	34	34	34	34
帝港	16	18	23	23	23	23	23	23	23	23
都額	10	18	18	18	18	18	18	18	18	18
的喀斯土里	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18

航海時間表

漢口	四日半
上海	三日
長崎	四日半
浦港	一日半
俄里噶	三日
哥爾薩	二日
帝港	一日
都額	半日
的喀斯土里	一日
尼古來斯克	一日
尼古來斯克	一日
的喀斯土里	半日
都額	一日
帝港	二日
哥爾薩	三日
俄里噶	一日半
浦港	四日半
長崎	三日
上海	五日
漢口	五日

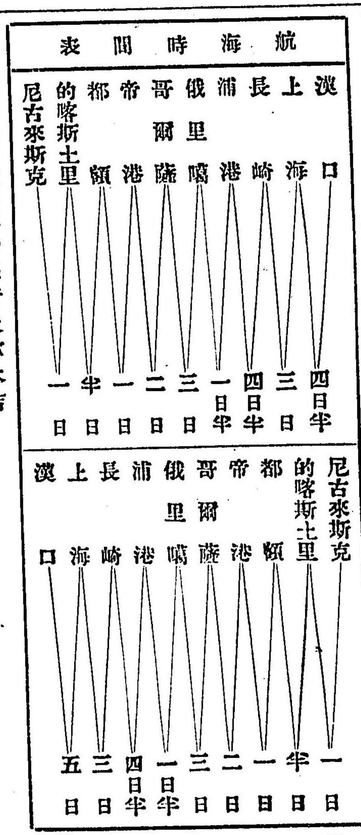

○西比利亞の銀行及び本店

一千八百七十六年の調査に據るに、西比利亞に存在せし銀行は、本店十、支店三なり、其の多木斯克（トムスク）、也尼賽斯克（エニサイスク）、伊錫穆搭拉（イシムタラ）、尼布楚（ネルチンスク）、密奴新斯克（ミヌシンスク）、伯拉照夫琛斯克（ウエンチエンスク）、朱緬（チエメン）にあるものは合本銀行にして、庫耳干（クルゴン）にあるものは私立銀行なり、此の外多木斯克、庫拉斯努雅爾斯克（クラスノヤルスク）、義爾古德斯克（イルクートスク）には露西亞銀行の支店各〻一あり、多木斯克及義爾古德斯克には商業銀行の支店各〻一

あり、商業の進歩を助くる勘少に非ざるなり、

○福鹽斯德港の物價摘要（一留は我七十五錢一可は七匁五毛）

品名	數量	市價
白米上	一布（四留三百）	一留七十可
仝中	仝	一留六十可
仝下	仝	一留五十可
小麥	仝	九十可
大麥	仝	一留
黑麥	仝	一留三十可
燕麥	仝	一留四十可
大豆	仝	一留
粟	仝	一留
蕎麥挽割	仝	一留四十可
日本器械製小麥粉	仝	二留五十可
仝水車製小麥粉	仝	一留七十可乃至二留
米國小麥粉上	仝	三留三十可
仝下	仝	二留八十可

品名	數量	市價
棒砂糖	六留	
粉砂糖	五留五十可	
支那砂糖	六留	
洗濯石鹼	五留	
昆布	一布	五十可
鈴薯	仝	五十五可
紅茶上	一フント（一留九分）	二留
仝中	仝	一留六十可
仝下	仝	八十可
牛肉	仝	十八可
豚肉	仝	二十可
木炭	一噸（三十六貫）	十六留
石炭	一噸	六十可
輸入麥酒	一瓶	

品名	數量	市價
石鹽	一函	四留五十可乃至六留
鮭	一尾	一留
仝	仝	七十可
鯡	一羽	一留乃至一留五十可
鷄	仝	五十可乃至八十可
家鴨	仝	三留乃至三留五十可
鳥	仝	四十留乃至七十留
乳牛	一頭	五十留
海參	一	麻九留
牛皮	一枚	
油	一	二留乃至三留五十可
鹿皮	仝	
帆木綿	一アルレン（二尺八寸八分）	五十可
麻布上	仝	一留乃至一留五十可
仝下	仝	三十五可乃至五十可
煉瓦石	千枚	二十留乃至三十留
松二寸板	三間板一枚	一留
松一寸板	仝	六十可
松一尺角	四間物一本	十八留乃至廿四留
仝一尺角	仝	十留

第十六編　森林

是れ太古の森林なり、
一年之利種穀十年之利種樹

（ロングフェロー）
（管子）

第一章　御料林官林及民林森林收入の豫算

北海道の林地面積果して幾許ありやの問題は、是れ實に神秘幽隱にして何人も明答を下し得ざる難問なるべし、現行の統計書若し信を置くに足るべくんば予は直ちに其の總面積を知り得べしと雖も、本道の如き一般大測量の未だ畢らざる漠々たる大郊野に於ては、所謂統計なるものも逐一實際の蹈撿を經たる結果とも思はれず、然れども今ま他に據るべきものなきを以て假りに之を信すべしとすれば左の總面積を得べし、

一御料林　二百萬町歩
一官　林　三百五十九萬〇二百二十五町歩
一民　林　一萬三千六百三十四町歩
合計　五百九十七萬三千八百五十九町歩

右の林地面積は最近統計の報する所にして、世人はこれを稱し六百萬町歩と言ひ做せり、然るに予の聞く所に依れば二百萬町歩の御料林は唯だ表面の呼高に止まりたるもの丶由にて現在の境界線は殆んど右の倍數に上り、即ち慥に四百萬町歩に達すべしとの事なり、又三百五十九萬餘町歩の官林も實際は四百萬町歩以上に達し、若しこの二口に民林地を加ふれば無慮一千萬町歩の大數に至るべくやも知れずと云ふ、斯の如く其面積及び境界さへも明瞭ならざる本道の山林問題に對して予は先づ如何なる意見を立つべきか、當務者はこの蒼々莽々たる不測未知の大森林に豫し、何等の方策を立つべきか、想ふに本道の事物は概ね廣大無邊にして入爲人工を着けざるもの多しと雖も、この大森林の如きは他の大原野と相對して一の偉觀となり、各國各府縣に其類を絶ちたるものと謂ふべし」本道の大森林は他の大原野と相對して高く全國に頭角を露はし、これに對する大計長策は一の難件に屬せりと雖も、凡そ天下の事は徒らに大にして且つ難きを憂ふべきに非らず唯法制規律の確立せざるを憂ふべき

のみ、況んや本道の大森林にして若し利用その宜しきを得たらんには、日本の新富源なるもの河海にあらず土地よりあらず却てこの蒼々莽々たるもの丶中に存するやも計られざるをや、故に今日の急務は唯だ御料林官林及び民林の境域を確定し、この保護監督法より維持繁殖の方案に至るまで明確精細に臨定し、御料林は皇室の高く國民の上に立たせ玉ふが如く、全く官林民林より分離獨立し二百萬町歩の中に於て一切の經濟を離持し、毫も他と交渉することなく、官林は今後殖民地年に開け移住民月に增加する場合に當り、他の耕宅地濫場海產干場の如く一定の法規制限を設けて人民に貸下拂下ぐることゝし、内地府縣の制度とは自から相異なるの特例を設け、本道の森林は國家の森林にあらず殖民地の森林なりとの方針を執らざるべからず、

森林以て國計を立つべしとは、歐洲林業家の常に稱ふる所にして、英獨諸國の帝室財產中、御料林の收入非常の鉅額に達せるは既に世人の知る所なり、聞く薩克撒、白耳義、佛蘭西等の森林は一「エーカー」の純益金六圓六十

六錢餘に達せりと、本道の森林を假りに六百萬町歩ありとし他日若し右の純益を收め得べしとせば、無慮三千三百六十五萬五千〇十六圓に達すべし、森林收入若しこゝに至れば實に我が歳入の三分一以上に至るべく豈に亦偲くべきの利益ならずや、

森林收入歳入の三分一以上に至るべし

第二章　林務改革に關する二三方案

千島の漂木支那歐洲の木材森林收入の度を高めて非常の鉅額に達せしむるは、本道に於て決して望む可らざるの事にあらず、要唯當務者の計畫施設する所如何を願るのみ、予熟ゝ全道の林況を察するに、古來の蝦夷山林は翁傳として、永く熊狼狐兎の棲窟となり、天造の大園林は千百年來全く人跡を絕ち、就中北見天鹽二國に於ては、實に無類の好樹良材を有し、石狩十勝日高後志等の諸山も、峰巒層疊して深林數十里に亘りたるも、近年來濫伐野火の災害に罹りて、爲めに昔日の舊体を失ひたる頗る多きが如し、故に若し今日に及びて早く手を著る所なくんば、唯に天與の澤利を亡失するのみならず、將來これが爲めに他の事物に損害を加ふること測る可らざるべし、因て予は先づ

差當り左の要件に就き當務者の必ず計畫施設する所あらんを望む、

一林地實測境界確定の後、林相圖及び面積簿を調製する事

一地味林況を審査して、生材豫算按を立る事

一水源林魚附林、風防林を定めてこれを保護維持する事

一林材利用の方法及び建築用材の改良法を立つる事

右四項の方策は、予が本道の林務要件として道廳長官の必ず着眼實施あらんことを望む所なり、この他尙は林學者林業家等專門の人〻に就き精細に吟味したらんには、必ず種々の考案も起るならんと思はるれども、斯る事は本論を起草するの本旨にあらざるを以て、これを略し今ま唯この數項に就きて、少しく說明する所あらんとす、

予の聞く所に據れば北海道廳の始めて森林調査に着手せしは、明治二十一年にして經費金二萬七千餘圓を以て、全道三百五十一官林を踏査し其の結果として一萬分一及び五萬分一の官林圖を調製したりと云へり、想ふにこの調査たる他の殖民地撰定と同じく道廳の一事業なりしならん

と雖も、この調査が如何なる成蹟を顯はしたるかは、前章に記述せる御料林、官林及び民林の面積境界今に判然分明ならざるの事實に於ても知らるべし、故に予は右の調査ありしにも拘はらず尚は其の缺漏を補はんが爲め十分の測定を遂げ、且つ完全なる林相圖面積簿の調製あらんことを望む而ふして已にこの成蹟を擧げたる後は、本道山林の生材豫算を立て全道各地の森林より毎年凡そ何程の材木を伐出し得べきか本道内の需用に應ずるの外、他に向て何程までの供給に堪へ得べきかを明示し、廣く内外に報告あり度ものなり、

森林の再調査

近來千島及び支那に漫遊せし紳士の説を聞くに、千島は材木供給の關係に於て支那天津地方に優れるもの、如く、同島にたとへ、巨材を生ぜざるも全く、良材の供給なき天津近傍の比にあらず、内部の森林と海岸の漂木とは良材の供給に於て頗る着目すべきものありと云へり、この説に徴するも支那に良材なきこと已に知るべくして、目下大仕掛に、鐵道枕木及び建築材の請負入札を報告し居るも全くこれが爲めならん、又佛國山林學

校長ア、ヒユードン氏が我が山林局長に語りたりと云へる話に、方今歐洲は事物の漸く進歩せるに隨ひ、森林より良材を得ること甚だ難く、其の價頗る騰貴せり、今ま貴國印度米國等の材鑑に就きこれを察するに、この諸國は自今猶夥しく良材を現存せることを知るに足れり、歐洲今日の狀況にては早晩需用の良材を前諸國に仰がざるを得ざるべし、貴國の如きも決して木材價格の低く且つ需用の乏きを憂ふる勿れ、宜く歐洲の爲めに良材を保護すべしとあり、右等の事實によるも本道の木材は單に内國の需用に止まらず、將來必ず海外の輸出品となるべき時節あるべし、前途の望豈亦廣大ならずや、

野火延燒の惨害を防禦すべし

水源涵養、魚附、風防等の林制は漁獵を以て重要職業とし沍寒風雪の季候長き本道に於ては最も注意すべきものとす、官林盜伐の害は常に各府縣に行はれ、本道に於ては其の害少なきも、濫伐の與に至りては最も嚴禁せざる可らず、就中野火延燒の爲め一朝にして滿山を赭にし全林を灰にするの慘害に至りては、今後林務官の最も力を用ゐて防衛すべき所とす、こ

の保護法行はれて而後よく各種林制の發達を期すべし、

府縣より本道に入りて先づ眼に觸るゝものは家屋建築の粗末なるなり、其の用材の良好ならざるなり然るべき材木商の未だ起らざる事なり新開殖民地の常として是等の事未だ手を下すに暇あらずとは申し乍ら術生上經濟上又觀美上甚しき缺典と謂ふべし、而ふして是れ一は林材利用の法不完全にして、建築上頗る不便利なるに因る、今後殖民地愈〻開けて人口月に增加するに當りて、的面に急切なる需要の起るものは建築材なるべし、他國の輸出は姑く差置くも斯る大山林ある土地にして內部に良材を供給するさへ困難なるは不都合の至りなり、當務者は決して其の責を辭すること能はざるべし、

○御料林反別表

國別	反別
渡島	十三万町歩
後志	十五万二千五百町歩

家屋の建築粗末にして用材良好ならず

郡名	箇所	段別	地價
渡島國			
爾志郡	二三	二〇、九〇〇四	二一二、四九二〇
檜山郡	二九	一六五、四七二〇	七六八、〇八七
松前郡	一、一三三	四四六、四〇〇〇	三、〇三四、九二四
上磯郡	六六四	四四九、五二一三	二、七五八、三八四
亀田郡	四六一	一、四六四、〇五一九	九、一三〇、八八四

○民有山林反別地價表

總計	釧根	十勝	北見	天鹽	石狩
二百萬町歩	九万五千町歩	二十九万町歩	十一万五千町歩	二十一万町歩	三十九万二千五百町歩
				三十三万五千町歩	二十八万町歩

茅部郡	一四六	八、六三七二	五四四、三三二
膽振國山越郡	二	八、七二二八	四五、〇六五
合計	二、五五八	二、六四一、四五一五	一六、三九四、五九六

御料林　貳百万町歩
官林　四百万町
民林　壹万町
總計　六百万町
（明治廿三年）

第十七編　鑛山

天照太神は、素盞嗚尊の御所業を惡み賜ひて暫く廟堂に臨御あらせられず、天の磐屋に幽居ましませしかば、天地晦冥、恰も晝夜を辨せざるの有樣とはなれり、於是群神は天の安川原に會して、天照太神の出御ましまさんとを議せり、是時金山彦命は天の香具山より銅を採り、明立御影命は日向の高千穗より鐵を採り、天野糠戸命は道路奥國より白金を採て、各〻種々の器物を造て天照太神に獻せり

（上記抄譯）

第一章　石炭沙鐵及硫黄の大鑛床

米濠二洲の金鑛に依て頓に富庶を致したるを知る者は、誰れか北海道の鑛床探討に着眼せざらんや、想ふに造化は本と一視同仁、其の深山大澤の間に埋藏せる寶庫は、常に吾人の開扉を待つものゝ如し、夫の崢嶸たる後方羊蹄嶽と浩々たる石狩川とは或は尙ほ無限無量の鑛床を有せざるか、若し今にして新鑛の發見あらんには、カリフチルニヤ及びサウス、ウエルスに於ける當年の盛況亦望み難きにあらず、而して國家の財源これより流出すれば拓地殖民の業亦容易ならんのみ、たとへ本道に於て貴金屬の新鑛を發見し得ざるも、他の鑛產に於て新利源を得べくんば、多年國民の

爲めに度外に置かれたる本道も、爲めに一頭地を出すの機會とならんか、
予の聞く所に據れば本邦鑛山の總數たる五千餘の多きに達し、加ふるに
昨年の坑法改正後新に借區及試堀を出願する者二萬數千種に及びたり
しも、其間收支相償ひ永遠の見込あるもの僅々指を屈するに過ぎずと、蓋
し二千五百年餘の舊國は、既に內地各所の鑛床を採堀し盡したるか、若く
は坑法及び製煉術の進歩未だ上乘に達せざるか、左れば目下直立たる
鑛山を擧れば相川(官有)の金鑛に於ける、生野(官有)神岡(三井組)平田(五代)院
內(古川)面谷(三菱)の銀鑛に於ける、足尾(草倉古川)別子(住友)阿仁(古川)の銅鑛
に於ける、高島、唐津、三池、白水等の炭礦に於ける、皆な本邦寶貨の命脈と稱
すべきものなれども、近來世人の傳ふる所に依れば、掘ね消極的報告多く、
甚しきは本邦內地の鑛山亦將來に見込なしと慨歎するものあるに至れ
り、

此際翻て本道鑛床の近況を調査するに、其の有用鑛產中國家の經濟に最
も重要なるものは石炭なりとす、既に調査を經たるもの、數量は六億噸

の鉅額に遙し、炭礦鐵道會社が今後每年採堀すべき豫定額を六十萬噸と
すれば一千年間正に繼續すべき炭量ありとす、之れに次ぐものは砂鐵な
り、其の製煉後の豫算總額は純鐵十七萬四千噸餘にして、價格は六百十萬
圓餘の豫算なりと聞く、第三位に立ちたる硫黃は、產額最も多く凡そ百萬
石にして、價格は二百萬圓餘に達すべし、之れに次ぐは砂金にして價格百
五十萬圓なり、其の他石油、石灰石、硅燥土の如きも後來大ひに望みを屬す
べきものなるべし、故に本道の鑛產は貴金屬にあらずして、石炭、鐵及び硫
黃の類に限りたるが如しと雖も、是等數種の鑛產は、或は瀧車、瀧船の原動
力となり、或は工業製造上の原資料に供すべきものなれば、採堀販賣及び
製煉等に於て愈〻進歩改良する所あれば、本道の新富源全く是等の鑛產
にあるやも亦知る可らざるなり、

第二章　鐵世界に於て砂鐵を利用するの方策如何

文明の利器愈〻最高點に達したるの時は、石炭の必要、米麥と度を同ふし、
鐵材の供給布帛と共に急切なるに及ぶ可し、故に予は本道の水田が內外

に通じて廣く利澤を四隣諸國に及さん事を盼むものなり、又た本道の砂鐵が能く鋼鐵及び純鐵を產出し、軍艦鐵道兵器農具機關什器等百般の供給これを輸入に仰かざるの度に達せしめん事を欲するなり、依て今ま先づ煤田に就て實際の近況を調査するに、本道に於て炭量の多く且つ炭質の良きは石狩煤田にして、之れを小樽及び室蘭の兩港より輸出せり、次に留萌煤田にして留萌港より輸出し此の兩煤田の石炭は廣く內外各市場に販賣して愈ゝ好成果を得んとするものゝ如し、又た全道總煤田の炭量は、凡そ六億噸と稱すれども是れ唯其の實測を經たるものゝみにして、他の新煤田の未着手に屬するもの頗ぶる多ければ、目下九州及び其他各煤田の炭量七億噸に比して稍一步を讓るが如しと雖も、將來之れに倍蓰するの時あるやも知る可らず、或は曰く本道及び其他各地の炭量を合せて其總額十三億噸とし、每年採炭の高二百五十萬噸とすれば、二百八十年にして採盡すべしと雖も、更に英國最近の採炭額一億八千百六十萬噸を以て右の總額を除すれば、僅に七ケ年を維持し得べきのみ是れ甚だ憂ふべ

き一事ならずやと、想ふに此の計算たる幾んど杞憂に屬するものにして、子は本邦が能く英國と同樣の炭額を採掘し、自在に之れを輸出販賣するの場合に至らんとを盼むの情は、維持年間の短きを恐るゝ念より急切なりとす、且つ目下石炭は本邦鑛產中重要の位置を占め年產價額七百五十萬圓中、將來本道の產額に於て更に增加するとあらんには、一千萬圓に達する事敢て難しとせざる可し、

砂鐵は、本道の海岸に散在するもの多く其質皆な磁鐵なり、世人の知る如く磁鐵の用たる最も廣大且つ重要にして、十九世紀の鐵世界に立ち寄くも富强の根源を確立せんと欲せば、平時と戰時とに論なく國民の生命財產及び幸福は唯之に依て安全鞏固を保つべきのみ、然るに今や本邦は軍艦兵器等大小の鐵材を外國の輸入に仰き、平時に於て其の商權を失ふたるのみならず、一朝事あれば不測の禍害を蒙むるに至らんとす、是れ近來世上に製鐵所設置の議論あり計畫ある所以なるべし、此際に當り本道の磁鐵は果して右等の需要に應ず可らざるか、砂鐵製煉上の技術に於て或

此の計算たる幾んど杞憂に屬するものなり

は未だ外人に及ばざる所あるか、若し本道の砂鐵を以て能く鋼鐵及び純鐵を製煉し得べくんば膽振の山越郡、渡島の茅部龜田諸郡、北見の斜里郡ウナベツ及び網走郡能取の海濱に於ては、沿岸數里の間滿目唯是れ一面の黑砂にして、所謂濱の眞砂子とは即ち此の事なり、此の無數無盡なる黑砂より果して磁鐵を產出し得べくんば、以て我が軍艦を製造すべく、以て我が鐵道を增設すべく、以て我が兵器農具等を改良する事決して難しとせず、目下の供給は廣島縣の砂鐵と陸中釜石の鐵山とに限りたるに當て、年々輸入鐵類の爲めに數百萬圓を拂ひ出して貿易上の不利を生するとなかるべし、是亦國家經濟上着目すべきの一利源ならずや、

○內外石炭需供一覽

年次	內國採炭高	內國需用高	海外輸出高	內外合計
明治二十年	一、六六九、七三〇噸	一、三五〇、四九二噸	七四、九三五噸	一、四二五、四二七噸
明治廿一年	一、九九七、一四八	一、八五〇、六九八	九七、二八九	一、九四八、九八七
明治廿二年	二、五〇〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一〇五、六八二	二、三五五、六八二

○海外市場石炭輸入高（＊印は日本より輸入せし內國炭なり）

年次	上海	香港	桑港
明治廿一年	二六五、〇六八噸	三四八、八三五噸	一、三八六、四六三噸 ＊一五、八五二
仝 廿二年	三六三、〇七八	四二五、四二八	一、三五一、九五七 ＊一、三四〇
仝 廿三年	四〇〇、〇〇〇	四五二、三三一 ＊四〇三、一一八	一、〇七四、六七一 ＊一三、一七〇

○著名煤田及び埋藏石炭噸數

石狩煤田		
空知煤田	石狩國空知郡	三億七千四百廿三噸
上歌志內	同國同郡	千九百九十三萬四千七百噸
夕張煤田「ンホルカベツ」	同國夕張郡	九千二百二十萬噸
夕張煤田久留喜	同國同郡	未詳
幾春別煤田	同國空知郡	三百十六萬噸
幌內煤田	同國同郡	千百八十五萬六千噸

下オタウンナイ煤田　同國同郡　三百四十三萬八千噸

釧路煤田

地名	砂鐵散布ノ面積	砂鐵平均ノ厚サ	砂鐵百分中砂鐵平均割合	鐵鑛	純鐵價格	全上鐵ノ價格
茅部山越郡	一七八、四三七平	〇、五尺	五〇、二	二九、九二六噸	一四四、九三九圓	一三五、九三五
舌辛煤田	釧路國阿寒郡					百四十五萬八千八百噸
尺別煤田	同國白糠郡					二百三十六萬噸
昆布森煤田	同國釧路郡					三十四萬八千噸
春鳥桂櫻煤田	同國同郡					二百九十三萬噸
幕別煤田	日高國靜內郡					四百二十萬噸
留萌煤田	天鹽國留萌郡					二千百七十八萬噸
羽幌煤田	同國苫前郡					千二百五十萬噸
宗谷煤田	北見國宗谷郡					千〇二十萬噸
茅沼炭山	後志國岩內郡					百八十四萬八千四百噸

○著名砂鐵地散布高

地名	鑛田郡	ウナベツ	能取	全	合計
砂鐵散布ノ面積	六九、九四四平	一、〇〇〇、〇〇〇平	一〇〇、〇〇〇平		二三〇、二四〇、〇三二平
砂鐵平均ノ厚サ	〇、九尺	〇、三尺	〇、一尺		
砂鐵百分中砂鐵平均割合	三八、二	五〇、〇	五〇、〇		
鐵鑛	二五、八二六噸	八三、三〇〇噸	二六、〇〇〇噸		一三六、九七一、九二六噸
純鐵價格	八四、七四八圓	六〇三、九〇〇圓	二四、〇〇〇圓		六四、六四七、八四八圓
全上鐵ノ價格	七二、〇五〇圓				

○著名硫黃山及び海外輸出高

硫黃の產出地は、十有餘箇所にして多くは火山の噴火口內及び其周邊に堆積し、又は溶硫の凝結せるものなり、目下開鑛中なる著明の鑛山を列記すれば左の如し

跡佐登硫黃山	釧路國川上郡
岩雄登硫黃山	後志國岩內郡
惠山硫黃山	渡島國龜田郡
烏登硫黃山	千島國國後島
一菱內硫黃山	同　島

又全道硫黄の概量は、大約二百十二萬石餘にして、製煉硫黄百萬石價格二百萬圓を得べし、其量目の最多なるは跡佐登硫黄山にして、實に一百萬石を藏せり、此他雌阿寒山(五十四萬石)ケンルニ(十七萬石)モヨロ(未詳)等は猶は未開に屬せり、然れども本島及千島等各地に散在せる硫黄山中、其の運搬便なるの地は、數千年間堆積せる良鑛を過半採盡し、年々の堆積は其量少きを以て、遂に全く絶滅に至るやを知るべからず、且つ年々價格の漸く下落するを見れば、此際實業家が一致團結して產出額を制限し、其價格を高むるの策を講ずるは、最も急務にして將來東洋に於ては伊國の歐洲に於ける如く、專賣の位置に立たざる可からず、次に最近の硫黄輸出を示さん

年次	海外輸出高	代價	百石ニ付價格
明治廿一年	四五、七〇五、五〇八	一二〇、九〇二、七四	二六四、五〇
仝 廿二年	一三四、〇八一、七六四	三一三、三二、四四	二三三、七〇
仝 廿三年	一二四、三四五、七二八	二六三、二八三、六九	二一一、七〇

○砂金地及び其量目

本道に產する所の黄金は、悉く砂金にして利別砂金地を以て第一とし、知內、幌別の二地之に亞ぐ、其他數箇所ありと雖も、其量少なし、利別砂金地は後志國瀨棚郡利別河口を溯ると凡そ二十里許の上流に在り、利別沿岸の平地及兩岸に段丘に長さ六里程散布し、既に淘汰せし箇所二百有餘に及べり、然るに上流に於ては砂礫立方坪中値に三十錢內外の價格を含有するのみ、唯三股より下流凡そ二里間は多量の砂金を含包するに依り、頗る有望の地たり、左にこれを表出す、

地名	坪數	砂礫一立方中の價格	金額
三股黒岩間	一六、〇〇〇	一五円	九〇、〇〇〇円
タンネプイラ	三〇、〇〇〇	五	七五、〇〇〇
ケラプシナイ	一八、〇〇〇	三	一八、〇〇〇
チンコンベ河口	五〇〇	—	二四、〇〇〇
總計	—	—	二〇七、〇〇〇

識者に賛助するの義務あり企圖者に協同を求むるの權利あり

第十八編　結論

凡そ國家の急務は、本と有志者の協同擔任に屬せり、其の朝に立つと野に在ると、議院に列なると院外に居るとに論なく、又其の居處遇の如何に拘はらず、苟も國民一般の利害休戚に關するものなれば、何人の何地に於て之を論議するも、其他其人の遠近親疎は、固より問ふべき所に非ず、唯其の目的の公共的國家的に係るものならんには、天下の識者必ず之に對して贊助するの義務あるべし、又之を企圖する者は、天下に向て廣く協同を求むるの權利ありとす、顧ふに我が帝國の緊急問題は、現內閣と議會との間に橫はり、其の經綸畫策は一に國務大臣と兩院議員とに歸すべく、而ふして內閣及び議院の位置たる東京は、中央集權の弊、百事を吸收するものと雖も、元來國家の急務なるものは未だ一を執りて概言す可らざる事あり、經濟社會の分業と同じく政治世界も亦分任分擔する所なかる可らず」今ま予が自ら揣らず敢て北海の一角より大聲呼號、以て大に殖民政務を擴張し、東洋の大勢を利用し、土地を開き、新社會を造り、行政を改革し、自治

純潔健全堅固なる志士の判斷

代議の制を立て、移住民を增加し、屯田を更張し、學校を盛んにし、道路を通じ、農漁工業及び貿易を奬勵し、併せて森林鑛山の事業を振作せんが爲め、茲に北海道新策十七編四十二章を起稿せるは、他なし、聊か自ら分任分擔する所あらんを期したるのみ、

是故に予は今ま本策の立論行文如何を問ふに暇あらず、唯是れ一片憂時の熱情は、予を驅りて現內閣、議會及び天下同志の士に本策を提供せしめたり、若し國務大臣之れを容れずんば兩院議員に謀らん、議員等之を顧みずんば全國撰擧區に於ける純潔健全にして而かも堅固なる志士の判斷に訴へん、又萬一不幸にして目下其の目的を達せずんば更に明年を期せん、嗟呼斯心奮發、窃に自ら企てたる所以のもの豈其れ偶然ならん耶、

北海道新策終

◎新刊書目

○北海道同盟著譯館出版

北海道廳版權所有

●北海道志　原版廿五冊　合本二冊　定價貳圓、豫約壹圓五拾錢　明治廿五年四月出版

此書は大綱を總敍、地理、風俗、政事、外事、物產、雜記に大別し綱中數十部門を分ち凡そ北海道に關する記事は上古より近代に至るまで網羅して遺さず初開拓使其稿を起し大藏省之を繼き刊行せられたるも發賣に至らず依て本館道廳に乞ひ許可を得て豫約出版するに至る北海道の著書多しと雖とも此書の如きは空前絕後の大著述にして座右欠くべからざるの書と云ふべし

同廳製圖

●北海道全圖　一折　五十萬分一彩色入　近刊

此圖從來の地圖とは全く其製を異にし國郡町村は勿論宇、山川、港灣、岬角、郡區役所、戶長役場、其他諸官衙、諸工場、移住民部落、殖民撰定地等を詳細記述し且つ鑛山所在地、鑛物種類、道路線、豫定道路線、燈臺、將來設くべき燈臺、等に至る迄詳かに記載し執務上參考に供せられたる新撰地圖なり本館許可を得て目下東京有名の彫刻師に托し彫刻に着手す其發兌近きに在り

同廳版權所有

北海道廳技師理學士神保小虎先生著

●北海道地質報文　上編　一冊　二十五年三月出版　近刊

(附圖)北海道山脈圖、北海道地勢及鑛產之圖、北海道地質圖(以上三折石版著色精密新圖)

此書は神保技師地質調査主任となり四ヶ年間事業の成績を世に公にするが爲め本年三月印刷に付せられたる最新の書なり書中の記事は大別して緒言(本道の地質鑛山等に關する探究者の事業幷著述、北海道地質調査、本道無人地方の經歷、地質探究の進步、本道の地形測量幷鑛產地調査、等)地勢總論(總說、地名の性質、北海道の位置、面積、人口、交通)地勢幷地質構造に由りて本道を區別する事、海岸、山岳、高原、平原、河泉、湧泉、湖沼、海成幷河成の段階の數項に分ち其調査論述する所悉

く皆實地觀察上よりし塞も空想附會なし此書の價直は世間自つから說あり本館故らに此に贅せず

醫學博士小金井良精先生閱
理學士神保小虎先生閱

北海道同盟會員
著作兼發行者 村尾元長編述

●あいぬ風俗略志

全一冊 凡二百五十頁
二十五年五月出版

此書は蝦夷人或は北海道土人と稱する「あいぬ」人種の風俗を記述する者にして全篇を人種、性質、人口、沿革、統制、家制、慣例、敎育、賑恤、言語、衣服、裝飾、住家幷地の建物、家具其他の器物、飮食、藥餌、漁獵、農牧、算數、曆日、手工、音樂、遊戲、宗敎、祭祀、儀式、迷信、貿易、雜記、附錄の數項に分ち從來「あいぬ」に關する諸書の誤謬を正し又小金井博士の新に發見せられたる人種の記事神保理學士の地名解等は斯新にして人類學研究又は北海道探檢上に大利益あり

村尾元長編

●北海道小樽高島市街之圖幷概覽表

一折 (版權所有)

明治二十四年十一月出版(石版)定價拾五錢

此書は石版細密の小樽高島市街圖にして裏面に郡役所、天度、面積、町名、戶口、官衙、社寺、學校、病院、協會、新聞雜誌、銀行、著名會社及製造所、郡區役所距離、海路里程、水產物、十年間輸出入、十年間出入の船舶、船客乘船賃旅店等を記したるものにして携帶に便なるは勿論一讀して概地の狀況を知るに足れり

北海道廳長官渡邊千秋君題字　村尾元長校訂
洞堂居士久松義典君序文　近藤與四郎編纂

●北海道官民便覽

全一冊 凡二百十頁

明治二十五年四月出版(定價四拾錢)

本書は北海道に於る諸法令諸規則類、及一般官民の最も手近く必要なる法律條例等を蒐輯し、傍ら最近事物の統計表を摘記し、之を皇室、法律條例、官制、敎育、衛生、人民、社寺、農、工、商、漁、交通、山林、鑛山等の各部門に分ち編纂せるものにして本道に於ては未だ曾て此の如き日用便益の書籍出版せる者なし

●北海道地理書
●北海道歷史
●旅行案內
●土人畫譚

近刻

村尾元長著
移住案內

●北門之鍵

初編 一册
石版地圖、北田兵村、會社、等大本二段十八行細密記入
定價貳拾五錢
五部以上特別發價貳拾錢

明治二十四年二月一版同年八月訂正再版(版權所有)

本書は村尾元長氏第一期帝國議會開會に當り北海道實際の情況を記述し三千部を刋し無代價を以て議員諸氏其他友人に頒布したる近來の好著書なり

其記事は

(第一)北海道現今の概況を示せ
(第二)氣候　寒候の順化及避寒に適する實例。平均溫度及初雪初霜の期。北海道と各國との比較。
(第三)移住の心得　北海道移住の心得數十條。實況概述す
(第四)殖民地の狀況
(第五)物價に關する事　來は內地より高價なりや。雜貨其他日用品の相場は如何。日用品及旅籠料等の景況は如何
(第六)租稅其他人民の盡すべき義務內地との比較
(第七)農工業の既成保護は如何
(第八)炭鑛鐵道會社の景況を示せ
(第九)屯田兵沿革及現今の概況　志願者及合格移住者の心得。移住の保護及給與。開墾耕作生活の狀況。

此記事の公平、精確、なる移住民參考書中の第一に屈指されたるは昨年發免當時東京諸新聞雜誌に詳評あり今此に贅述せず

●同上 第二編 （近日發刊）

前篇に次き農、工、商、漁業上世人の最も聞んと欲する要件を平易に叙述して漏さず

黒田伯題詞、櫻泉小牧昌業先生、鹿門岡千仞先生序、村尾元長編述

●水哉叟著 北海道洋製船舶考 全一冊（石版圖入） 近刻

水哉は帝國に於て西洋形船の製造及外國航行は北海道函館を以て嚆矢となす來歴より安政の初め堀織部正等再三船製改良を幕府に建議し百方奔走して漸く帝國二コウイスケ商國上海及和蘭領爪哇の貿易等の事情當時の記錄及古老の說を參考し維新以降は已に函館の役同指揮の船舶改良及海運業の發達に至る迄詳記し付するに武田成章（機關治、等船舶改良に力勞ある人々の傳記を以てし又前後の時勢を見るが爲め慶長以降北海道沿革の大要を掲げり故に一見して水道洋式船の沿革及時勢の變遷を知るを得商船學校員又は海員船舶從事者諸君等は勿論北海道の海運に志ある者は一讀せざるべからざる書なり

村尾元長編

●水哉叟著 第二編 高田屋嘉兵衛事績考 全一冊（石版肖像入） 近刻

（附）高田屋金兵衛事績

世間傳ふる所の高田屋嘉兵衛傳には誤路の儘長岡田傳先生漢文傳記に基く者多し彼の表會有の大業迹北海道志の如きも亦然り故に同氏の事績實國に因れたる顚末は未だ詳にして其他水産農業森林、航海工業等の改良を圖りたる功績若くは同氏が經營施設の險難等に於ては傳記、帳簿之を欠く實に遺憾と云ふへし此書は村尾氏十餘年來高田屋子孫蔵する所の傳記、帳簿、書翰の經濟、水産物の改良、海運の機關等に盡力せし事の如き一讀既往を追想すれば感慨の情に堪へざるものあり巻首に載する肖像は函館に於て撮寫せし油繪の縮圖なり

村尾元長編

●函館市街之圖 幷 概覽表 一折 （版權所有）

明治二十四年十一月出版 （右版）定價拾五錢

此圖は函館市街最近の測量圖にして刻版精密記載詳細區寺、學校、病院、輸出入等市内一切の事を表記せしものにて其必要前記小樽圖に同し

村尾元長編

●札幌市街之圖 幷 概覽表 一折 （版權所有）

明治二十四年八月出版 （右版）定價拾五錢

右小樽、函館兩圖と同一の体裁なり

村尾元長編

●釧珍 增訂 北海道通覽 小本二百八ページ 實價拾五錢郵稅共

明治廿三年十一月增訂再版（版權所有）

（附）全道路圖

本書は北海道の概況を知るに便にし小册子にして旅行又は道内知己に送付するには最も便なり其記事（第一）北海道位置及周圍面積（第二）北海道廳（第三）氣候（第四）官有地及民有地現則地價（第五）拂下地及下渡地異同比較（第六）郡區役所戸長役場位置郡區町村（第七）警察署（第八）監獄署（第九）控訴院裁判所（第十）登記所（第十一）公證人役場位置（第十二）國庫金出納所（第十三）戸口（第十四）同上（第十五）人口（第十六）市街戸口（第十七）職業別人員（第十八）耕作漁獵人員（第十九）移住人員累年比較（第二十）漁獵人員（第二十一）地租外國人戸口（第二十二）港内外國輸出入（第二十三）港内外輸出入（第二十四）病院（第二十五）新聞雜誌報告類（第二十六）市要（第二十七）水産（第二十八）内國輸出入（第二十九）海外輸出入（第三十）酒類醸造高（第三十一）鑛泉及鑛種檢查所（第三十二）銀行（第三十三）米會社（第三十四）牛馬（第三十五）船舶（第三十六）諸税（第三十七）出入船舶（第三十八）郵便電信（第三十九）通運會社（第四十）海陸里程（第四十一）人馬継立所（第四十二）航海線路并乘客貨（第四十三）同上乘客貨及規則摘要（第四十三ノ二）同上無選貨及低速運賃の數十項目に別ざり

村尾元長編述

●水産或問 小本一冊 定價拾三錢

明治二十四年八月出版

此書は北海道水産の概況を見るに便にし問答体を以て水産總説。重要水産物の種類及收獲高代價。雜魚の種類及雜甲介并海獸。同上收獲高代價。水産々地の區別。漁業季節。臘虎及臘肭獸猟。漁業を營む手續。漁場の事。水産税。漁業資本。禁令。の數項に別ち記述するものなり村尾氏は先に北水協會の幹事として漁業誌を編述す水産上調査の確實なる素より論を待ず

鈴木亮、巖谷修、岡本長之序

村尾元長編

（版權所有）

●増訂北海道要覧　洋裝中本凡一千ページ　全二冊　明治十九年出版　定價金貳圓特別實價金壹圓

本書は全篇を土地以下左の十九章一百八欵に分ち詳かに本道の事情を敍述せり其記事の正確なるは看閲諸君の既に知る所今此に贅せす

（第一章）土地 位置、管轄國郡、郡區町村、裁判區畫、面積周圍、經緯度、氣候、地質、開墾反別、山岳、河川、島嶼、湖沼、岬角、暗礁、海峡、溫泉、瀑布、渡船場、里程、海路里程等　（第二章）戸口 全道戸口、元縣別戸口、港市戸口、舊土人戸口、居留外國人戸口、戸口増減の景況　（第三章）官事 各廳官吏、郡區吏、町村吏、歴代人等の事を記す　（第四章）兵事 鎭臺兵、砲兵、屯田兵及民事其他の景況を詳にす　（第五章）教育 教育官、公、私立學校及土人教育、教育會等の事を詳にす　（第六章）衛生 公、私立病院、開業醫、患者及種痘兒醫學所及產婆教授所等　（第七章）農業 著名農產物の收穫高、農業組合、官園及試驗場、養蠶牧畜場、民有牛馬、牛馬市、競馬等を記す　（第八章）工業及製造 官設諸工場、民設諸工場、酒類醸造等の景況を記す　（第九章）商業 内國輸出入、海外輸出入、銀行、會社、物價、賃銀、金利の景況を詳にす　（第十章）漁業 著名水產物の收穫高、漁業の季節、漁網の種類、魚類、漁民戸口及漁業雇夫の數及其給料、水產物の保護を詳にす　（第十一章）獵業 獵區、熊狼狐、鹿皮等の事を記す　（第十二章）鑛業 幌内炭田及近傍炭山、借區試掘鑛礦所在地等を記す　（第十三章）運輸 陸運の景況、車輌の數、電信、鐵道、郵便、海運沿革、航海船路及運賃、船舶の數、各港出入船舶の數、帆船競爭、救濟會等を記す　（第十四章）築造 土功の景況、燈臺、礁標等を記す　（第十五章）國税 國税の異同、國税收入　（第十六章）財政 地方税入及地方税町村費等　（第十七章）物產 物產館の種類概略共進會等　（第十八章）移住民 移住民の心得、有珠、常別、遊樂部、靜内、室蘭、幌別、札幌、石狩、余市、瀬棚等各地の移住民狀況等を記す　（第十九章）雜事 博物館、公園、會堂、育兒會社等の事を記す　（追補）此書脱稿後の改正新創の諸事を追錄す

發賣書林

北海道
函館末廣町 魁文舍
同上 愛新堂
同上 靜光堂
札幌南一條西二丁目 玉振堂
同上 聚文堂
同 自治堂
同 南二條西三丁目 日盛館
小樽港永井町 四海屋
同 堺町 白鳥書店

東京大阪
東京市京橋區銀座四丁目 博文社
同 日本橋區本町 金港堂
同 通四丁目 春陽堂
同 通二丁目 大倉書店
同 大傳馬町二丁目 老猶圃
同 京橋區弓町二丁目 三松堂
大坂市京區備後町四丁目 石井書房
其他各書林

版權登錄

明治廿五年五月五日印刷
同　年同月六日出版

定價金七拾錢

版權所有
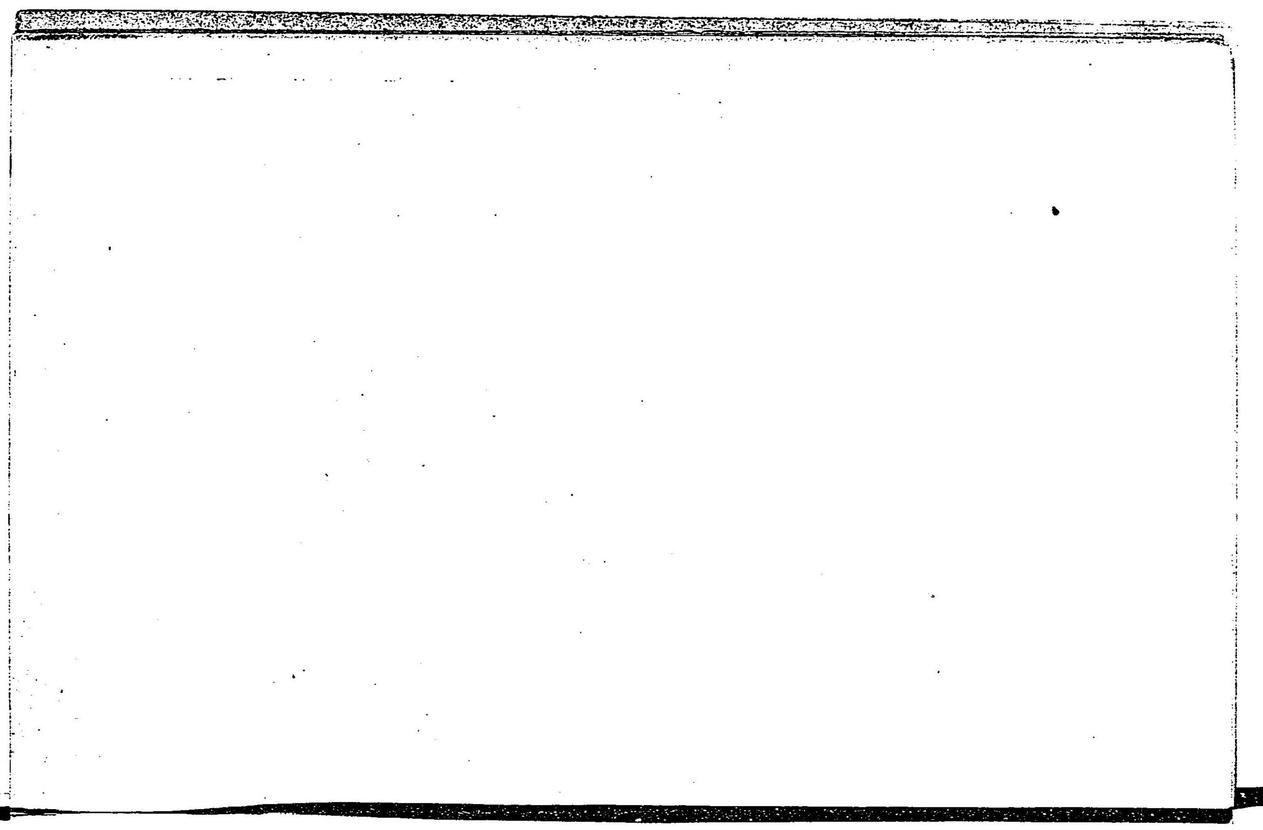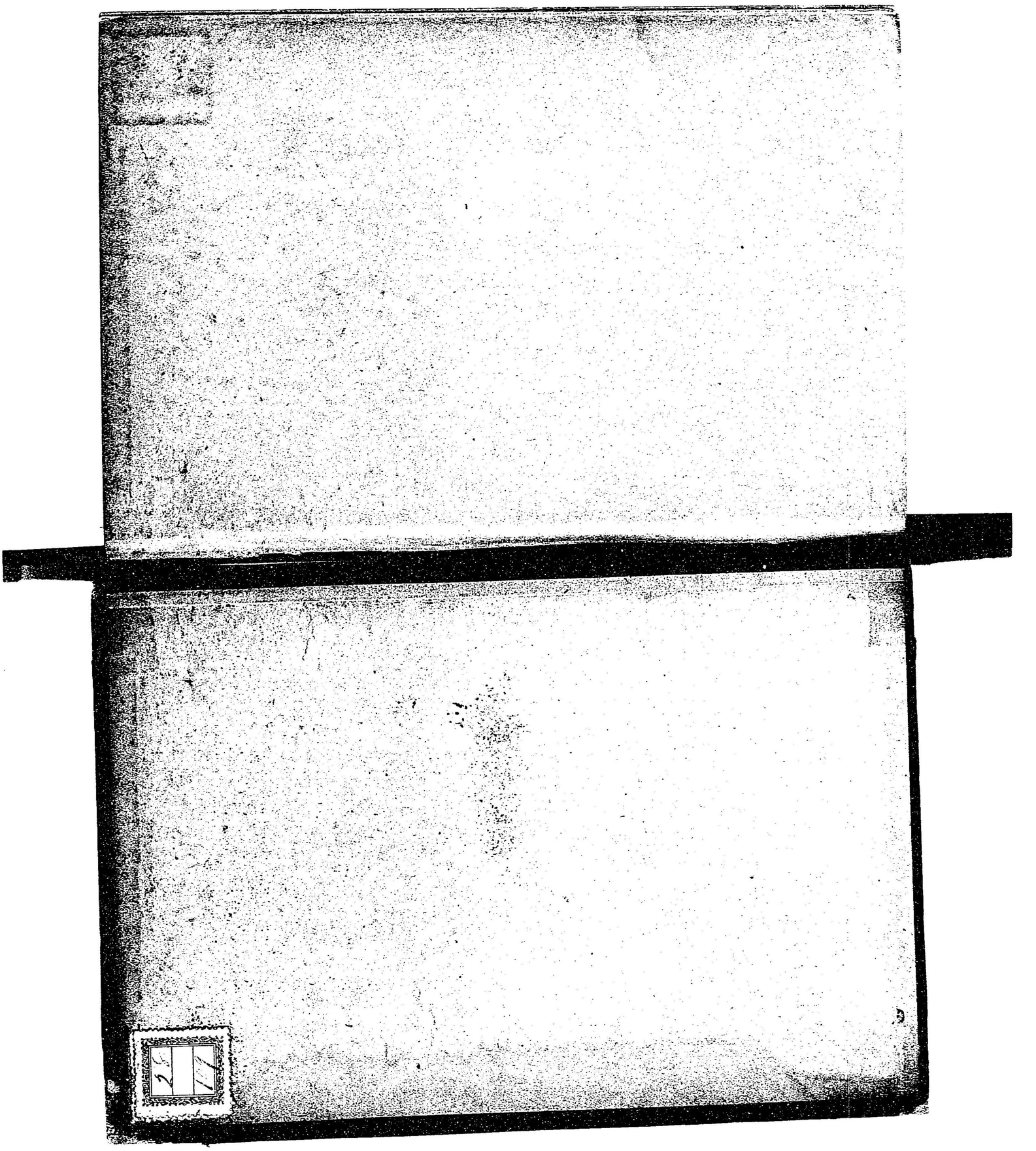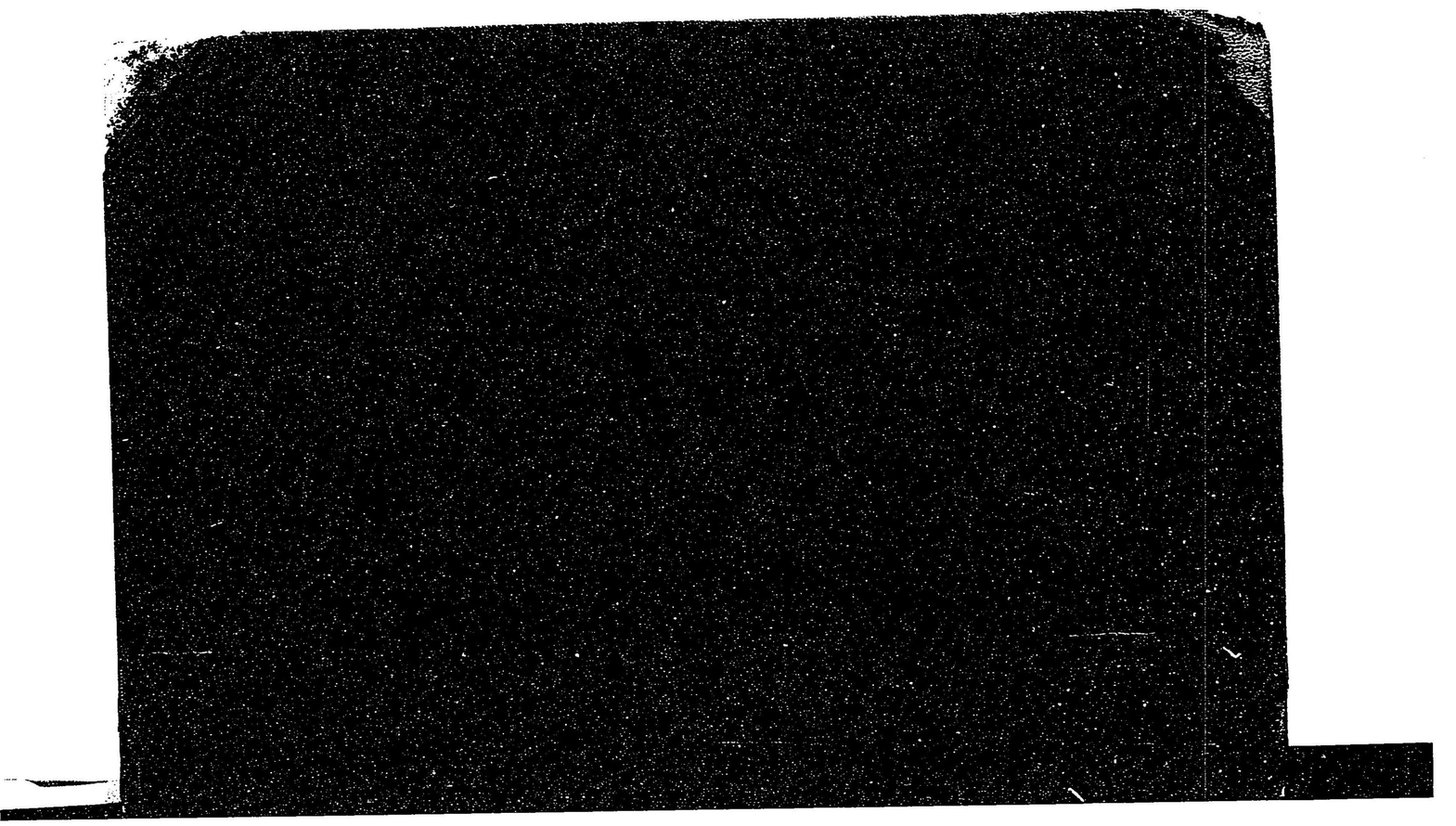
著作者　三重縣士族　久松義典　北海道札幌區南四條西七丁目六番地寄留
發行者　前野長發　北海道札幌區南一條西二丁目一番地
印刷者　埼玉縣平民　間室親遠　東京市京橋區八官町十九番地
印刷所　忠愛社　東京市京橋區八官町十九番地